

令和5年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	11
○議案第29号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第30号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	13
○議案第31号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第32号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について	15
○議案第33号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	16
○議案第34号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	17
○議案第35号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について	18
○議案第36号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について	18
○議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	18
○議案第38号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	18
○議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	20
○議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	20
○議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	20
○議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	20

○議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	20
○発議第3号 板倉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	22
○請願第2号 町道1070号線の拡幅整備について	23
○散会の宣告	23
散 会（午前10時29分）	23

第2日 12月6日（水曜日）

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した者の職氏名	26
開 議（午前9時00分）	27
○開議の宣告	27
○諸般の報告	27
○一般質問	27
森田義昭議員	27
青木秀夫議員	40
尾澤将樹議員	54
藪之本佳奈子議員	63
須藤稔議員	78
○議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について	88
○議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	88
○議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	88
○議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	88
○議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	88
○散会の宣告	89
散 会（午後3時39分）	89

第4日 12月8日（金曜日）

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91

○職務のため出席した者の職氏名	9 2
開 議 （午前 9時00分）	9 3
○開議の宣告	9 3
○諸般の報告	9 3
○請願第2号 町道1070号線の拡幅整備について	9 3
○閉会中の継続調査、審査について	9 4
○町長挨拶	9 4
○閉会の宣告	1 0 4
閉 会 （午前10時00分）	1 0 4

板倉町告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和5年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 令和5年12月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
5 番	小 野 田	富 康	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	荒 井	英 世	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	小 林	武 雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和5年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 4 議案第29号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第30号 町長、副町長及び教育長の諸給与と条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第31号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第32号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第33号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第34号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第35号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第36号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第13 議案第38号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第14 議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第15 議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第18 議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第19 発議第 3号 板倉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第20 請願第 2号 町道1070号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
5番	小野田富康	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員

9番 延山宗一 議員 10番 市川初江 議員
11番 青木秀夫 議員 12番 小林武雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実町 長
中里重義 副町長
赤坂文弘 教育長
小林桂樹 総務課長
伊藤良昭 企画財政課長
栗原正明 税務課長
佐山秀喜 住民環境課長
新井智 福祉課長
玉水美由紀 健康介護課長
橋本貴弘 産業振興課長
塩田修一 都市建設課長
石川由利子 会計管理者
小野寺雅明 教育委員会
橋本貴弘 農事委員会

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史 事務局長
小野田裕之 庶務議事係長
本田明子 行政庶務係長兼
議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第120号をもって招集されました令和5年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。本日は、令和5年12月定例会を招集させていただきましたが、議員諸氏には何かとご多忙の中ご出席をいただき、ご苦勞さまであります。今日から8日までの4日間の短い日程ではありますが、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

さて、異常と言われた夏の暑さもついこの間、11月の上旬ぐらゐまでその暖かさが続き、秋野菜など生育異常が見られ、育ち過ぎ、作型の前進、いわゆる育ち過ぎも加わって、前倒しによる品薄の状況、それに並行して高値が続いているとの評もあつたり、あるいは一部生産が重なって暴落をしているというような両面あつたようでございます。米についても、収穫期前半の品質が極端に悪く、まだ板倉はいいほうだと聞いております。埼玉県についてはほとんど3等というような、前半の話ですが、そんなふう聞いておひまして、加えて害虫の発生も多かつたということのようでもあります。したがって、ハウスキュウリも枯れ上がりがかつたとか、作柄については基本的には猛暑の影響でよい話は少かつたようではありますが、こういった関係については不作の高値という農業での特殊な言葉もあるわけでありまして、そういう観点からすると例外なく今年は売上げは開闢以来一番よかつたとか、小野田議員さんはどうか分からないけれども、というようなお話しも聞き及んでおります。いずれにしても、大変夏から秋であつたというようなところであろうと思ひております。

また、コロナの警戒感も薄れ、行動の活発化により、秋の行楽の視点からは温暖はプラス効果であつたようで、観光各地のにぎわいぶり、あるいは久しぶりの外国からの観光客の多さ等々、別物であつたようでもあります。ようようここに来て一挙に冬の到来を感じる気候にもなりまして、ここのところ全国、また今朝は今年一番というような寒さがニュースになってくるようになりまして、短い秋から強く冬を感じるこの頃でもあります。

今年も残り僅か、明けて2月までで約2年になるロシアのウクライナ侵攻も一進一退の戦況でもあるようではありますが、被災者に対する同情も心配もややマンネリ化してしまつたような感もなきにしもあらず。話題や関心が薄れつつある中、民主主義国家間の結束と支援が徐々に優勢感を与え始めた約1年ほど前頃から、再びロシア及びその支援国家間の動きも敏感になり、現在小康状態に入つているようでもあります。何が信用できて何がうそなのか、そして実態はどうか、現実から遠くかけ離れた我々には分からなくなつておる状況でもあります。それぞれが戦略上、自己主張をしますもので、どちらの言つていることが正しいか分からないという泥沼状態に入つているのが現状かと言えようかと思ひております。何の関係もない両国の

一般国民には、理屈抜きで停戦が訪れるよう、そして最終的には力で侵攻を仕掛けたロシア側の劣勢で終わることを期待するしかないということは、決して我々自由主義次元にいる者にとっては虫のいい話ではないと、当然の話であろうと思っておりますので、今後の展開にさらに期待をしたいというふうに思っております。

また、水面下で何かは連動しているのか分かりませんが、いわゆるパレスチナ、ハマスとイスラエルの戦争も突然始まり、一方的なハマスの侵攻がイスラエルの危機感を増幅させ、表現はよくありませんが、イスラエルの首相が皆殺しの成果を掲げて一気に反転攻勢に出ている状況は、人道的観点からも、我々味方に近い陣営からも批判にさらされている、そういう激しいものとなっているため、避難時間確保のための休戦が一時的に合意され、激しい爆撃の間の人質交換救出対応に対する笑顔がかすかに見られるのは、今後の停戦に向けた明るい兆しを感じる報道もあるわけでありまして、またそれと同時に全く逆の休戦が終わった途端、また総攻撃を仕掛けるというイスラエルの首相が明言しているような現状が、昨日、今日辺りは悲観的観測としてでなく、実態として流れているようであります。こういった時期、我が国の存在意義を発揮するような世論の政府に対する要望というか、期待も高まっておりますので、一時休戦がさらに長引くよう、イスラエルの説得を求めるべきだと思っておりますが、果たしてどういう展開になるやらであります。短期間で双方合わせて1万5,000人も超えたと思いますが、一般人を巻き込む死者が出ているのも、長年のパレスチナ問題や、反ユダヤ問題の放置による宗教観に端を発しているのは事実でありまして、解決の難しさは定評のあるところであります。

変わって、長く暑く続く夏の間日本経済の活性化を目指したウィズコロナ政策がほぼ浸透し、ロシアの侵略の副産物としてエネルギー原材料産品の高騰が引き金となり、世界的な物価高騰の今年の後半がそんな状況になっております。我が国では、さらに円安や小資源国、そういった性格も加わり、生活物品から始まった全ての物価の高騰が連鎖し、賃金上昇が追いつかない貧困化が進んでいるようであります。いよいよ国もこの状況を黙視できず、現在経済対策あるいは物価対策、賃金対策など、新年度予算に未曾有の経済政策と位置づけ、対応に躍起となっているようであります。現政権の支持率を見る限り、実態が真剣味が見えない内閣としての評価が落ちてしまったのか、右肩下がりがずっと続いておるようでありまして、常在戦場と言われる中での危機的支持率あるいは総選挙も行えない内閣のひどい評価がつきつつあるようであります。

内閣を取り巻く政務官、あるいは副大臣、その他派閥の不祥事や与党各派の金権体質、自らに甘い対応や反省の仕方に自民党の危機感は働くのかどうか。今までにも何回でも繰り返してきた事項でもありますが、かくも働いたのかどうか。それらを見ると、今回はどうなのか、心配な状況が続いております。全てにおいての岸田内閣のやる気、本気度が、年末年始に向けて評価されていくと考えるのは、鈍感な日本人でも考えにくい、当たり前であろうというふうに思っております。

1年が経過し、安倍政権の突然の終えんを経験し、政治と宗教の関係がこのことを契機に大きく政治課題になり、想像以上の与党議員とのつながりや外国宗教としての教祖と日本政治家の関係を、その道の弁護士等の見解を参考に見るとき、日本の政治はどうなっているのか、大きな話題にもなりましたが、1年後の今、国民もほぼ8割方忘れてしまったと言われておりまして、何についても無関心国民と化し、そして宗教2世問題と裁判の状況が流れるときだけ思い出したように騒ぎ、そして今度は宗教2世問題はエホバ

の証人だ、あるいは創価学会だと騒ぎ始めている現在の状況が、日本の政治と宗教問題を国の問題としてしっかり捉えてもらいたい、議論してもらいたい。忘れっぽくない国民の一人として思うところであります。もっとも議論側の国会議員そのものが2世、3世になっており、血統的にも資質の低下は免れないという論評もあるわけでありまして、どこから正せばとの議論もうなずけるものとなっていることは、そういったこと自体大きな問題にもなってくるのであろうというふうに思っております。

話が変わりまして、板倉まつり、町民体育祭、町民文化祭、商工祭、福祉まつり、各公民館祭り、町民教養講座、戦没者追悼式、金婚式、ダイヤモンド式等々の実施については、コロナあるいはインフルエンザの流行も頭に置きながら計画をし、区長会の研修、議会研修、NHKホール、首長議長全国大会、その他の各種陳情等、前年同期と比較しますとコロナ以前に完全に現在戻りつつあります。しかし、それでも参加状況は、あるいは内容を見ると、段階的に人数を絞ったり、役職的にここまででよろしいという、多少の前述した過去3年間の、あるいは現在のインフルエンザに配慮した傾向も見受けられるようでありますので、多少人集めにそれでも苦労されている面もあるのだなというふうに感じますが、明るい笑顔で元気よくの参加発表状況を、ただいま申し上げましたいろんな機会に見るときに、十分今年の反省を踏まえた計画を次年度に聞くことになろうかと思っておりますので、来年度の開催にはいろんな意味で期待できようかというふうに思っております。

ただ、予想をしなかった現象を挙げるとすれば、新型コロナウイルス感染症関係対応として大半の事業展開を諦め、三、四年間中止とした流れを、今年度ただいま申し上げました再開すべく、前述の努力をし、ほぼ4年前のレベルまで表面上は戻ったように見えてましたが、やはり少子高齢化の波がここに来てここまで急に迫っていようとは思えないほど、まさに人集めや種目の存続、あるいは規模、これは内容や活気に影響が出たことは報告を受けておりまして、子供がいない、あるいは少ない、足りない、老人ばかりで、競争ごとも含めできないとか、運動会一つを見ましても種目の欠席を認めてほしいとか、大変な努力を要した反省の弁が区長さん等々からも多く出されておりました、少子高齢化のスピードを考慮した対応をさらに現状に合わせて変化をさせていかなければ、大変な形になるのではないかというような意見も多々いただいております、いわゆる来年、次年度の成功に向けての検討課題というのがそこら辺を中心に上がってくるのであろうというふうに思っております。

7月上旬に防災避難所の完成に伴い、まずは初めて行う車での避難を実施いたしました。もちろん今時点で協議すべき点は、今時点というのは実施をした地点です。それから、現状でもまだそうありますが、協議をすべき点は数多くあったにせよ、まずは町民の皆さんの大多数の皆さんに避難をしてもらうことから始めなければ、その後何を計画も何も始まらないことに直結するということになりますので、取りあえず避難所までいかに多くの町民の皆様最低の避難物資を持参し、かつ安全第一、指定した避難路を通っていただいて避難していただくか。収容先の駐車場に駐車整備するまでを実験するために行った、ついこの間の避難でありました。したがって、到着してからの時間が、次の号令が全く出ないとか、到着してからの諸問題が起こることは、不満が起こることは十分承知しておりましたが、目標設定をそこまでとしたため、訓練終了後にお願ひしたアンケートの避難所集合以降の不满、問題提起等については想定内となっております、次回より一つ一つ組み入れた訓練とすべく、今後12月、今月の末に行われる次回以降のいわゆる運動展開に内容の検討課題として上げていく予定でございます。

そういう意味では、結果的には避難世帯を予定するのを3割程度の参加きりなかったということでありまして、それはたった一つお褒めの言葉をいただいた。避難を誘導する側、受ける側は十分機能したということではありますが、1万台逃げる予定を3,000台程度ですから、全然混まないから、誘導も全てしっかりと行われたように見えるのですが、本番の練習には全くなっていないというようなことも痛切に感じるわけでありまして、以降そういった3割程度からいかに自分のものとして避難訓練を、一定集まってからでないとは始まらないということでもありますので、まずはそこを重点に、参加率を上げることを重点とした訓練に特化し、またそれに必要なプラスアルファを加えていきたいというふうに考えております。

まずは、1月中、防災の専門家である著名な片田教授の町の実態を踏まえた講演をいただくことになっておりますので、それを基に防災講習会等々、各行政区、あるいは各地区で進めながら、訓練を地区別に分割するか、あるいは行政区ごとの自主的訓練も併せて、多少強制力を強めた訓練にしていけないと、いつまでたってもやってはいるものの訓練にならないということもありますので、そういったことも含めてこれから反発もあるのかもしれませんが、多少強制力を強めたいというふうに思っております。

例年この時期に安心、安全のまちづくりを筆頭に次の年度の予算を踏まえた事業計画の具体化を検討する時期が今でありますし、現在既に入っております。その基本として、令和2年度から令和9年度、板倉町総合計画後期4年分の検討に入っていますが、その参考にすべく町民アンケートを取らせていただいた結果を基に、前期4年で計画を達成したこと、まだ途中なもの、あるいは町民の今後求めているもの、実現可能なもの、さらに中長期的な計画に入れるべきもの等を位置づけ、約30名の各界を代表する委員さんをお願いし、現在検討中であります。

その基本にあるのが、どうしても無視できないというよりも、どうにもならないぐらい大きな影響が出る、いわゆる人口減少化であります。そして、高齢化であります。言い換えれば、労働力、活力、生産力、牽引力、財政力等々、それが間違いなく低下していくという、そういったことに加え、福祉力の福祉的な意味での必要性がさらに加わってくるという意味で、IT、それから介護、医療、交通の利便性とか防災力対応の増加、そういったことが見込まれ、低下するものと、いわゆるどんどん必要となってくるもの、そのプラス・マイナス要素の拡大が、今後全ての自治体で心配されているわけでありまして、三、四十年先は先の見えない、30年ほどでよろしいと思うのですが、先の見えないトンネルの中を進む状況とされているわけでありまして、円安傾向、物価上昇、まだ続くと言われる現在の状況下、これがあと二、三年続くのだろうなどと言われておりますが、分かりませんが、令和5年10月、内閣府月例経済報告によると、賃上げの実現、投資拡大、あるいは子ども・子育て政策の強化などを力強く現在から上げていくのだということを言っておりますので、各種政策の効果も踏まえて、穏やかな経済回復が続くということの予想にはなっておりますが、そういった時代の流れと政府の打つ政策そのものがどの程度が有効になってくるかという、そのもの次第でギャップがさらに開いていくということも考えられるという重要な局面であるというふうにも言えます。

そういった国の情勢から、当町の財政状況収入は、令和元年以降、僅かながら個人住民税収入が減少いたしております。これは人口減少、高齢化が当然影響を及ぼしているためと考えられておりまして、移住、定住の促進が今後の課題であるということは口では言えるのですが、その課題解決は難しいということから、国の人口問題研究所ではさらに人口減少が続き、板倉町は8,000人、9,000人を割るというようなことを言われているのがそのゆえんであります。

固定資産税については、安定はしているものの産業用地完売により、今後の増加は大きくは見込めない状況になろうかと思っております。地方交付税は、国の税収はこのところ増加傾向であることから、デジタル推進や光熱水費等々への加算が、そういう意味ではてこ入れが必要ということで、そういった意味での政治的加算が期待はされますが、国全体の赤字体質はずっと続いていることでありまして、国民への補助も外国への援助も全て借金で賄っているということで、国全体の赤字体質は続いているということよりも、拡大的赤字体質が続いているということによろしいかと思うのですが、そういう意味では楽観状況には国の状況はないとは言えるようですが、町債は、事業の町の借金は、事業の完成とともに全体的に事業とは、庁舎建設とか大きな事業を一つ一つ完成させているということとともに、全体として減少いたしております。

ふるさと納税は、全国的な伸びと比較しますと、受入金額は非常に低調であります。全額全て、受入額全部も低調であります。

歳出は、避難所整備関連、普通建設事業が大きく伸びたほか、燃料高騰対策、創生交付金、あるいは一部事務組合4,600万円とか、下水道料金3,500万円とか増となっております。町債の残高はそれらも含めて徐々に減少しているという状況であります。

このような令和4年度決算、今現在5年度を4分の3まで来ている状況の中で、令和7年2月に町制施行70年を迎えるということになるわけでありまして、10年前に60周年を行いました。他町では65年とか、5年刻みでお祝いをやっているようではありますが、他町ほど経済力の強くない我が町では、お祝いばかりやって内容がよくなるのはいかがなものかということから、そういう町制施行に対する区切りとしては60周年、70周年という一応10年刻みでいだろうということで現在来ております。いずれにしても今後気を引き締めた財政運営でいくわけでありまして、70周年に対してどういうことをやるのかやらないのかも含め、検討もしていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、基本方針として現在直面する懸案事項の解決に向けた事業実施を検討し、国、県の政策動向に、先ほど述べました政策動向に注視しながら、町民サービスの低下につながらないように予算編成を行い、特に令和6年度は、先ほど申し上げました総合計画後期計画の初年度となっていることから、前期見直しも含め、さらには施設の修繕、個別計画においても優先順位を明確にするなど、物価高騰やこれまでの予算執行状況にさらに考慮しながら進めることとしたいということで、現在次年度、令和6年度の予算編成の基本方針としております。

特に具体的には、次年度についてはデジタルトランスフォーメーション的な予算、難易生活インフラ道路整備、この難易生活インフラ道路というのは初めてつけた言葉であります。なかなか行政区もこの道は反対者が多くて広げられないとかというのがどこの地域にも結構あります。それを今現在から強く着手いたしております。下から上がってこない、あるいは地元の人も努力もできない、先に立つ人がもう嫌になってしまったという道が結構ありますが、それらをできるだけ解決すべく集中的にということで、現在五、六本の予定をいたして、それらを着手しようという、そういう意味で生活道路の整備に難しさが伴って、後回しになった、そういう道路の整備を着手する予定であります。

あるいは、ご存じの教育施設の体育館とか、そういったものの修繕、それから公園の問題も結構アンケート等を取りますとありますので、公園をスクラップ・アンド・ビルドというのか、集約化をしながら、新しい公園をどういうふうに造っていくかということとか、あるいは防災についてまずは先ほどちらっと触れま

したが、人手に頼る防災も、人が当てになるときはいいのですが、予定していた人が、この角に立つ人が立たないという場合も想定されますので、できるだけ防災に対する立て看板等々が必要でありますので、そういう意味での看板づくり等々も含め、これもおそらく10年に1回、5年に1回と、1,000年ずっと続けていくのは莫大な予算がかかるわけですが、そういう意味では重要な箇所に立て看板をしっかりと備えていこうと。それも長期に耐え得るものというのがよろしいかなというふうに思っております。とか、そのほか主要町道の延伸、保育園の1園化の検討、移住、定住促進などを中心に、そういった施策を中心的な来年の看板事項ということで促進してまいりたいと思っております。さらには議会における事業評価の提言事業については、行政評価推進委員会の推進委員会議の結果を踏まえたものであることを念頭に、それらも検討しながら予算編成に入りたいと思います。

以上、今次期予算編成期に入りつつある中、総合的に勘案し、さらには現在物価上昇に伴う民間のいわゆる給料の格差を是正する公務員人事委員勧告に伴う各種人件費を修正する案を筆頭に、お手元にある議案第28号から43号及び発議3号、請願2号の18議案を今回は短い日にちの中で慎重にご審議をいただきたいというふうに思っております。できれば原案どおり解決をいただきますようお願い申し上げまして、12月議会、前回現状の状況の分析と、来年度を見通しての考え方をおおむね述べさせていただいた上での予算編成に入るというようなでの状況をご報告させていただいたところであります。

以上を挨拶と兼ねて報告いたしましたので、4日間ですか、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○諸般の報告

○小林武雄議長　ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情2件、請願1件が提出されております。なお、陳情2件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案6件、指定管理者の指定4件、補正予算議案5件、条例制定議員発議1件、請願1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番　亀井伝吉議員

8番　荒井英世議員

を指名いたします。

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月5日から8日までの4日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、本会議初日の本日は、議案第28号から議案第38号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議、決定をいたします。次に、議案第39号から議案第43号の補正予算関係5議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、発議第3号について、提案者から提案理由の説明の後、審議決定をいたします。最後に、請願第2号について、産業建設生活常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の12月6日は、5名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係5議案について委員長からの審査結果の報告の後、審議決定をいたします。本会議2日目を終了いたします。

第3日目の12月7日は休会といたします。

4日目の最終日の12月8日は、産業建設生活常任委員会に付託した請願1件について、委員長による審査結果の報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日12月5日から8日までの4日間と決定いたしました。

○議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○小林武雄議長 日程第3、議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案第28号からということで、まずは議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とさせていただきます。

本案につきましては、本町の下水道事業の長期的かつ安定した事業を運営していくため、これまでの地方自治法に基づく官公庁会計方式、つまり現金収支のみを記録する単式簿記から、地方公営企業法を適用した企業会計方式、つまり原因と結果の2つの側面を同時に記録する複式簿記への移行をするために必要な条例を制定するものでございます。

なお、地方公営企業法の適用に伴い、現在運用しております板倉町下水道事業特別会計条例が不要となりますため、併せてこれを廃止するものでございます。

細部につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第28号 板倉町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成31年1月に人口3万人未満の市区町村の下水道事業については、令和6年度までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう国のほうから、総務省になりますけれども、国のほうから要請がございまして、板倉町においても令和6年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計へ移行させるため必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

それでは、条例の具体的な説明に入らせていただきます。1ページを御覧ください。こちらの条例案につきましては、条例の名称も含め、総務省が示したフォーマット、いわゆる条例の準則というような言い方をしますけれども、そちらをベースに作成をしてございます。まず、第1条は、板倉町が下水道事業を設置する目的について定めています。

次に、第2条は、地方公営企業法の適用区分について定めており、板倉町の下水道事業については同法の全部適用ではなく、一部適用である財務規定等のみを法適用することを規定しています。

次に、第3条第1項は、板倉町の下水道事業の経営に関する基本的事項として経営の原則、第2項は下水道事業の名称、位置等について規定しています。

次に、第4条は、板倉町の下水道事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を明らかにしています。この条文に記載されている資産の種類及び金額等については、町が既に条例で定めている議会の議決に付すべき財産の取得または処分の規定を基に定めております。資産の種類は不動産もしくは動産で、予定価格が1,000万円以上のもの、なお土地につきましては1件5,000平方メートル以上のものとしております。

次に、1ページから2ページへとページをまたぎますが、第5条は職員の賠償責任の免除について、賠償額が50万円以上である場合には、議会の同意を得なければならないことを規定しています。邑楽郡内全ての自治体がこの部分を50万円として設定する考えでございます。

次に、第6条になりますが、負担つきの寄附や贈与を受ける額、また町が支払う損害賠償額が100万円以上である場合は、議会の議決が必要であることを規定しています。こちらも先ほどの条文の説明と同様に、郡内同一歩調で進めてまいりたいということで、郡内の全ての自治体がこの部分を100万円として設定する考えでございます。

次に、第7条は、板倉町の会計管理者へ委任する事務について規定するものでございます。地方公営企業法の一部適用である財務規定等のみを適用する場合、公営企業の管理者の権限は自治体の長が行うことと規定されておりますが、法適用後も会計事務のほうが円滑に行われるよう、現金や通帳などの保管、出納関係事務を会計管理者に委任することを規定しています。

最後に、第8条は、下水道事業の業務状況説明書類の作成、そちらにつきまして規定しています。まず、第1項では説明書類の作成時期について定めておまして、4月1日から9月30日までは11月30日までに、また10月1日から3月31日までは翌年の5月31日までに作成しなければならないとしています。

次に、第2項では、業務状況説明書類に記載する事項を規定しまして、11月30日までに作成する書類には前年度の決算状況、また5月31日までに作成する書類には予算の概要と事業の経営方針を示すこととしています。なお、地方公営企業法の適用に伴い、現在運用しております板倉町下水道事業特別会計条例は不要となりますので、今回制定する条例の附則、3ページに記載がございますけれども、条例の附則で廃止する旨をうたっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議案第29号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第30号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

○議案第31号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第4、議案第29号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第31号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて議案第29号から31号までの3議案、それぞれ関連がございますので、一括して説明をいたします。

初めに、議案第29号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案第29号につきましては、本年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告におきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の引上げが勧告されたことを受け、本町におきましても一般職の常勤職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数と会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給月数を両勧告に準じて改定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、所要の改正を行うものであります。主に改正内容につきましては、1つ目に給料表の給料月額を平均1%引き上げるもの、2つ目に再任用職員を除く一般職の常勤職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分引き上げ、再任用職員にあってはそれぞれ年間0.025月分引き上げるもの、3つ目に令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するというものであります。

次に、議案第30号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第31号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をいたしたいと思っております。議案第30号及び議案第31号につきましては、さきに説明いたしました議案第29号と同様の改正理由により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を、一般職の常勤職員に準じて年間0.1月分引き上げるものであります。

以上、議案第29号から第31号までを一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。これについては、ただいま申し上げたものが全てでございますので、改めての担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

初めに、議案第29号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第7、議案第32号 板倉町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第32号であります。板倉町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、令和5年6月14日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正内容に基づき、町の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、第4条において、空き家の所有者等の責務の強化を目的に、空き家の所有者等の責務、責任と義務の強化を目的に、現行の適切な管理の努力義務に加え、町が実施する施策に協力する努力義務の規定

を追加するものであります。

また、第12条において、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全な空き家を管理不全空家等と定義づけをし、特定空家化を未然に防止すること、併せて法的効力を持った対応を可能としていくものでございます。総体的に強化をするということでもあります。

なお、これの施行日につきましては、公布の日からを予定いたしております。

この件につきましても、ただいま読み上げたとおりでありますので、担当課長の説明は改めて予定をしております。よろしくご審議いただきます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第33号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第8、議案第33号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第33号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを申し上げます。

本案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に同法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が同年7月20日にそれぞれ公布され、出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の免除措置が令和6年1月1日から施行されることとなったため、板倉町国民健康保険税条例において必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容でございますが、第21条第3項として、出産被保険者に係る産前産後期間における所得割額及び均等割額の免除規定を追加、また第22条の3としてこの免除措置を受けるために必要な届出に関する規定を追加するものであります。出産に関する対応の緩和ということであろうかと思います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第9、議案第34号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第34号であります。板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、令和5年4月に道路法施行令の一部を改正する政令が施行され、道路占用料の額が地価水準等の変動を反映した額に改正をされました。本町の道路占用料の額におきましても、道路法施行令を準用していることから、国の道路占用料の額に合わせて、町の道路占用料の額を改正するものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、課長の説明もございませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第35号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
 - 議案第36号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
 - 議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第38号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○小林武雄議長 日程第10、議案第35号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第13、議案第38号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大変ありがとうございました。続いて、議案第35号から同じく38号までにつきましては、板倉町総合老人福祉センターほか3施設に係る指定管理者の指定期間満了に伴う対応になりますので、一括してご説明をいたします。

本4議案につきましては、現在板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしております板倉町総合老人福祉センター、板倉町地域活動支援センター、板倉町障害者デイサービスセンター、板倉町デイサービスセンターの4つの施設が、令和6年3月31日をもって、今年度をもって指定管理者の指定期間が満了となることから、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を、改めて引き続き板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より説明をいたしますので、お聞きの上、よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 それでは、議案第35号から議案第38号まで、板倉町総合老人福祉センター、板倉町地域活動支援センター、板倉町障害者デイサービスセンター、板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定に関する細部につきまして一括してご説明申し上げます。

本4施設につきましては、平成18年に指定管理者制度を導入して以後、3年間を1期として板倉町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、現在6期目を迎えているところでございます。指定管理者を指定するに当たりましては、板倉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、公募によって候補者を選定することが原則とされております。しかしながら、本4施設につきましては、いずれも老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、介護保険法にそれぞれに基づく施設であること、また同一敷地内にあるため施設間での相互利用や附属施設の相互利用による効率的な運営を図る必要があること、さらには施設利用者を熟知し、信頼関係を築いている職員体制の継続が施設利用者に対しまして安心感をもたらすこと等を総合的に勘案し、本4施設の機能的一体性を維持しつつ、適正かつ円滑な管理運営を確保するために必要であると認め、同条例第5条の規定に基づき、選定基準を満たす社会福祉法人であることを条件とし、平成18年当初から公募によらず、板倉町社会福祉協議会を候補者に選

定し、議会の議決を経て指定管理者に指定してまいりました。

板倉町社会福祉協議会は、これまでの指定期間を通じまして、町や福祉関係団体等をはじめとする様々なネットワークを生かし、地域住民との協働を通じて多様な福祉ニーズに応えるための活動に幅広く取り組んでおりました。とりわけ板倉町社会福祉協議会が運営する小規模多機能型居宅介護事業所えがおにつきましては、板倉町デイサービスセンターとの一体型利用としての不可分な関係にある入浴、給食設備を有しているほか、高齢者、障害者、乳児や妊産婦のための福祉避難所として位置づけられておりまして、防災上における緊急一時避難所としての役割も担っております。さらには、放課後児童クラブの運営をはじめ車椅子や高齢者疑似体験、手話や点字教室といった福祉教育に取り組むなど、児童福祉分野における事業も積極的に展開しております。

これらのことを鑑みまして、地域福祉の総合拠点として地域共生社会づくりの一翼を担ってきたこれまでの実績を評価し、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの次期3年間におきましても、引き続き本4施設の指定管理者として板倉町社会福祉協議会を指定するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

初めに、議案第35号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

○議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○小林武雄議長 日程第14、議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第18、議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、命によりまして私から議案第39号から第43号までの5議案について提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてをご説明いたします。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,958万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方譲与税に500万円、法人事業税交付金に700万円、地方消費税交付金に2,000万円、環境性能割交付金に600万円、地方交付税に2,000万円、国庫支出金に1,374万8,000円、県支出金に1,067万7,000円、繰越金に4億7,948万4,000円、諸収入に529万5,000円をそれぞれ追加し、繰入金から1億9,460万6,000円を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、議会費に20万円、総務費に3億3,992万1,000円、民生費に5,556万円、衛生費に52万3,000円、農林水産業費に40万円、商工費に75万円、教育費に549万円をそれぞれ追加し、土木費から3,024万6,000円を減額するものでございます。

また、5ページ、第2表のとおり、令和6年度当初から行う業務について、債務負担行為の補正を行うものでございます。

以上で令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

次に、議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてをご説明いたします。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ275万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億726万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款繰越金に271万3,000円、6款諸収入に22万4,000円をそれぞれ追加し、4款繰入金から18万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、3款諸支出金に201万8,000円、4款予備費に91万9,000円をそれぞれ追加し、2款後期高齢者医療連合納付金から18万5,000円を減額するものでございます。

以上で令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

次に、議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてをご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,233万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,819万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に5万4,000円、7款繰越金に5,680万5,000円、8款諸収入に2,004万8,000円をそれぞれ追加し、1款国民健康保険税から1,360万5,000円、6款繰入金から4,097万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費に194万円、9款諸支出金に2,039万1,000円をそれぞれ追加するもので

ございます。

以上で令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。

本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億2,225万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に73万3,000円、5款県支出金に10万5,000円、7款繰入金に97万7,000円、8款繰越金に12万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費に139万4,000円、5款地域支援事業費に55万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,622万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款繰越金へ3,195万6,000円を追加し、4款繰入金から3,119万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款下水道費に76万円を追加するものでございます。

以上で令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上、議案第39号から議案第43号までを一括して説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第39号から議案第43号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第43号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第3号 板倉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○小林武雄議長 日程第19、発議第3号 板倉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

延山議員。

〔9番 延山宗一議員登壇〕

○9番 延山宗一議員 それでは、発議第3号 板倉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

本案につきましては、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律が令和5年3月1日

に施行され、議会議員に関わる請負に関する規制が緩和されたことに伴い、町に対し請け負いする議員が、当該請負の対価として各会計年度から町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することによって、議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するためのものです。本条例を制定するものであります。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○請願第2号 町道1070号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第20、請願第2号 町道1070号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時29分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和5年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 3 議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 4 議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 5 議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6 議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
5番	小野田富康	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
小林桂樹	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長

塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教務局長
橋本貴弘	農業委員会 農事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局 長
小野田裕之	庶務議事係 長
本田明子	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長から委員会付託案件の審査報告の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事に入ります。

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問時間は60分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書に従って質問をさせていただきます。

昨今の新聞によりますと、世界平和が揺れていると昨日の町長の挨拶にもありましたが、今の現状を見れば誰でもそう思う。これは対岸の火事といわず、日本がその中にどのように取り込まれていくのか、心配の種とも思っております。平和が揺らいではいけない。大黒柱のように凍としてほしいものです。こんな小さな町ですが、平和宣言をまずは発信したらどうでしょうか。一考をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、町内においては、ここへ来て県外より長野は千曲市、埼玉久喜市と、先月ですが、当町の避難所の視察という名目で来町しております。水害に対しての備えが進んでいる町として、当町が一目も二目も置かれているのかなと。これはひとえに車での避難ですか、日本でも初めてとかテレビでも紹介をされております。以前ですと、車は使うなが定説でしたが、そのタブーをコロナの卵ばりに当町が逆手に取ったのが認められてきたのかなと思っております。これも当町リーダーのおかげかと思っておりますが、これからも町の安全、安心への気配り、きめ細かな気配りを引き続きお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入りたいと思ひます。当町では初と聞いておりますが、人命救助の功績で表彰された方がおります。自分の庭先で倒れた人を救急車を呼んで助けたという事案でしたが、これは10月の19日、上毛新聞です。これなどもたまたまなのでしょうが、誰かが気がつかなければ一大事になるところでした。偶然と言えばそうなのでしょうが、本当に頭が下がる思ひです。この表彰が町内で初とはまたびっくりですが、ジャンルは違ひますが、よく新聞等で見かけるのは銀行員による振り込め詐欺を未然に防いで表彰とあるのですが、これも役目と簡単には片づけられないと思ひます。その人のちょっとした気遣い、または機転によ

るものかなと思っております。

そこで、当町において孤独死があったと聞いております。それも1件だけではなく、もちろんいろいろな理由があり、一概には言えないと思いますが、このような案件は対策、または対処、またはどのような関係部署が関わり合いを持っているのか、あるとしたらお聞きしたいと思えます。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 では、孤独死の関係ですが、健康介護課のほうで把握している例ですが、今年確にお亡くなりになってから数週間後に発見された例が続きました。この方たちが発見されるまでの期間、ご近所やご親族、あるいは関係者との交流がなかったというようなこととなります。高齢者に関しましては、見守るということが孤独死を防ぐ第一の要件になると思えます。町といたしましては、独り暮らし訪問のほか、民生委員さんの協力等々を得まして、またあるいは介護保険のほうの事業者等との連携を図って見守りを進めているところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 やはりこれも個人情報等も関わってくるので、差し支えない程度となるわけですが、孤独死ですから、独り暮らしだったと察しがつきます。さきに話した人命救助された方も独り暮らしだったと聞いております。このような独り暮らしの方は、町では把握をしているのでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 独り暮らしの高齢者についてでございます。

昨年までは、群馬県におきまして6月1日を基準日とした独り暮らし高齢者の調査が行われておりました。しかしながら、この調査につきましては今年度中止になっておまして、この点から高齢者の把握ということで、町は独自にこの調査を今年度行いました。70歳以上のお一人暮らしの方を実際に訪問して調査するのですが、民生委員さんの協力の下行いました。聞き取り調査におきまして依頼した人数ですが、町で把握できる施設入所等々を除きまして465名の訪問を依頼いたしました。そのうち434の方が登録あるいは質問に答える承諾をいただきまして、かかりつけや緊急の連絡先などの情報を町として登録しました。また、この情報につきましては、担当地区の民生委員さんにも情報提供いたしまして、日々の活動に役立てていただいているところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今年齢が75歳以上と。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 失礼いたしました。調査のほうで群馬県で行われたのが70歳以上ということで、今年度それを引き継ぎまして、町も70歳以上の独り暮らしを調査いたしました。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 70歳以上ということの独り暮らしということですが、もちろん近所付き合いとか、その辺の本当に小さな個人情報になるのですが、それを町が口を挟む問題ではないと言えればそこまでなのです

が、隣近所との付き合いも多分希薄だったのでしょう。いろんなことが重なって、このような事件が起きたのかなと思っております。もしこれを直せば、このようなことは起きなかったのではないかと今になれば分かると思いますが、担当課長、意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員おっしゃいますとおりに、孤独死で発見するのが遅れてしまった方たちというのは、発見されるまでの期間、ご近所、ご親族あるいは関係者との交流がなかったと推測されます。さらに日常生活を支援する、例えばケアマネジャーや介護の人たちの訪問もない。いわゆるお一人で自立して元気で生活されていた方なのではないかなというのが想像できます。

議員おっしゃいましたとおりに、いかに防げたかなのですけれども、この対策につきましては実際にあった地域での声も上がりつつありますが、いかに見守るかに尽きるかと思っています。その方法について、町が全て担えるものではございませんので、ご近所、地域の互助が必要になってくるかなと思っています。近所との交流を好まないという方もいらっしゃいますので、いろんなところからの提案や意見を募って検討しなければならぬなと思っています。

さきにありました人命救助の関係でございますけれども、感謝状贈呈につきまして広報の記事に載せさせていただきます。これに併せて、ご近所付き合いも考えようとか、あるいは見守りがちょっとしたところで防げるよなんていうのを啓発したところでございます。自らの命やご本人の尊厳を守るためにどうしていくかというのは、ご本人の意見も伺いつつ、対策を検討したいと思っています。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今課長が言ったとおりにだと思います。ああいうことで表彰される人がいれば、隣近所のおじいちゃん、おばあちゃん、どうしたかなと関心も高まるような感じが受けます。それを狙ったというのも当町のいいところかなと思っております。

これは、70歳ということになりますと、自分も来年70歳なものですから、独り暮らしにはならないとは思いますが、いつかなったときにそういった自分もですけれども、隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんも何とか目をかけられれば良いなと思っております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。今自分は、役柄ですが、人権教育委員として本当に末端の席であります。活動しております。といっても今月でまだ10か月ぐらいなわけですか、経験、熟練者などとは程遠いのですが、おかげさまでいろいろな研修会に参加させていただきました。そこで、二、三質問をしたいと思っております。

人権擁護でも今年大きく取り上げられているのは、子供たちが中心で、それを取り巻く家庭環境というところがメインになっております。全ての教育の出発点は家庭教育から始まるとあります。子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和の取れた発達を図る上では、やはり家での役割が欠かせないのかなと思っています。重要な居場所かと思っております。家庭での教育ですが、それが当町ではスムーズに活動できているのか、できるような支援方法ですか。また、どういった応援をしているのか。あったとしたらお聞かせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

当町におきまして、家庭教育を助ける機関としましては、まず役場健康介護課の健康推進係、保健センター内となりますが、子育てナビいたくらと称しまして、妊娠中の方から18歳未満のお子さんがある家庭の様々な相談に対応しております。また、福祉課の児童館内にあります地域子育て支援センターでは、小さいお子さんがいる子育て世代の育児の悩みや不安などを少しでも和らげるために、親子の交流を基本に保護者同士の交流の場の提供なども行っています。また、民生委員・児童委員、主任児童委員につきましても、子育て世帯などの見守り及び生活上の困り事の相談を受け、関係機関へつなぐ役割を担っております。それに加えて、小学校に入学以降につきましても、教員はもちろんですが、各小学校及び中学校に相談員を配置しておりますので、家庭教育等に困った場合には相談をすることができます。実際に学校の相談員の相談としまして、児童生徒に限らず、保護者からの相談も受けている状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 学校はまた後ほど質問します。

今家庭を取り巻く状況が大きく変化しております。それは、少子化、核家族化、地域のつながり、希薄化などにより、身近な人から子育ての仕方を聞く機会が減っておるといった問題があります。子育てや家庭教育に不安を感じたりする保護者が増えているのではないかと考えております。町ではどのようなバックアップをしているのか、今課長の話で大体分かりました。地域のつながりの希薄化などは、親本人から自分の殻を作っている場合もあるかもしれません。ようよう考えますと切りがないのですが、県では群馬の家庭教育応援条例というのが施行されていると聞いております。行政だけに頼らずに、社会全体で家庭教育を支えようというものであるのでしょうか。その中心として、もちろん学校となるのかなと考えております。

今学校の説明も受けましたが、子供たちからすれば家庭の次の居場所は学校かと思えます。その学校での事件、子供たちの最大の事件というのは、あえて言わせていただきますが、いじめになるのかなと考えております。時々教育委員会のほうでも答弁に出しておりますが、何々小学校で何件ありました。でも、今は解決しております。何度か聞きました。それで、今どうなのでしょう。実際いじめがあるのか、お聞きしたいと思えます。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

今現在では、板倉町内の全小中学校で認知していますいじめの件数はゼロ件でございます。各学校では、児童生徒のいじめが発生した場合ですが、速やかにその実態に対処するとともに、事実関係を明確にするため調査を開始し、必ず町教育委員会事務局に報告する義務がございます。もしいじめが発生した場合、そのいじめが解消するまで継続して実態に対処するのはもちろんでございますが、いじめがやんでいる状態であっても、3か月継続するまでそのいじめは解決したと判断しないような基準で確認をしております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 いつもそうなのですが、取りあえずマニュアルといいますか、ルールは決まってお

ります。それでも個々に子供たちに聞きますと、後になってあのときいじめられていたと。よく聞く話です。その辺が何で見つからないのだろうかと思うのですけれども、それはやはり子供たちのほうも問題があるわけです。言わないのですから、人に。言う、またいじめられてしまうわけです。ちくったということで。このちくったというのが、子供たちの最大のプライドを傷つける言葉になっているのかなと。いじめのほうも必ず言いますから、「こんなこと、ちくるんじゃねえぞ」と。でも、服装などを見れば、服装までではないですけれども、顔もないのですけれども、殴られるなんていうことはない。今は陰湿で陰険、特にスマホがありますから、SNSとかそういうことでいじめが拡大していくと。特に匿名になりますからあれなのかなと思っております。その辺の防ぐすべというか、先生が子供のことでですから、子供がやっていることだから、先生は大人ですから、その辺を先回りして見つけるような手段というのでも必要かなと思っております。もちろん当然そこもやっているとは思いますが。

いじめがなかなかなくなっていくわけですが、当町においては、先ほど言ったように教育相談なるものがあり、いつでもドアは開かれていると聞いております。ちなみにどれぐらいの割合で利用されているのか、どのような人が相談員として選ばれているのか、差し支えない範囲でお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

現在板倉町内の小学校に各1名ずつ、中学校に2名の合計4名の相談員を配置している状況でございます。資格につきましては、全て小中または特別支援等の教員の免許、またはカウンセリングの資格を持っている方を配置しております。令和4年度、昨年度1年間になるのですが、の利用についてでございますが、小中合わせて相談件数としましては延べになるのですが、2,681件。この相談には児童生徒だけではなくて、保護者や同じ教員からの相談も含まれている状況でございます。この相談員につきましては、相談だけではなくて、不登校児童生徒の対応や不登校になりそうな予備軍の児童生徒に寄り添い、家庭訪問や学習の支援も行っています。さらに各学級に在籍する児童生徒の様子を観察するため、相談のない時間帯につきましては校舎内の巡回等を行っています。今後も児童生徒の小さな変化に気づくために、日常の観察はもちろんです。いじめや不登校等の未然防止にこの相談員さんを役立てていきたいというふうに考えています。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 いじめは本当に悲惨です。町外においては、何度となく最悪な結果も聞いております。それについて人権教育委員が関わりを持っているとなれば、問題を共有していく必要があるのかなと思っております。何でもそうですが、早め、早めで対処する姿勢が必要であると思っております。

それとは別な事件ですが、子供に関してです。この最近、マスコミ等でも報道されておまして、にわかに脚光を浴びている事件ですが、子供を相手に性的被害と申しますか、セクハラです。自分が人権教育委員として初めての研修が桐生でありました。ここで寸劇があったのですが、このときが子供たちの性的被害についての劇をちょっとやったわけです。2回目が当町であったのですが、このときはほかの議員さんも多分参加しましたので、見ていると思うのですが、このときも子供の性的な問題でした。これを見た議員さんは内容はよくご存じかと思っております。もちろん教育長もいらしていました。これなどもかなり衝撃的な問題かと思っております。子供たちの性被害、この問題などにこの委員会がどのように関わっていくのか、自

分でも分からないのですが、研修会では加害者は大体知り合いの方。そのとき桐生でもそうでしたが、板倉でもそうでしたが、おじさんとか、そういう人が加害者なのです。大体知り合いの方。子供たちが被害を被害と捉え、表に出しづらいというところを狙っているとも言っていました。考えれば、卑劣きわまりない。もしこのような事例が当町にあるとしたら、対策を即刻考えてほしいと思います。犯人なら警察ですから。教育委員会などと言わず犯人は警察です、基本的に。

一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識を持ち、豊かな人権感覚を身につけ、たとえ子供であろうが人権が尊重されるまちづくりが大切かと思っております。当町も当然そのような安心、安全なまちづくりを目指すことに力を注がなければならないと思います。くしくも今日からですが、昨日からか、人権週間と聞いております。一般質問ですから質問しますが、子供ですが、当町で性的被害を受けたと、遭ったというような事例があるのか、お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

当町におきまして、性的児童虐待につきましては被害はございません。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これは表に出づらい。先ほども言いましたが、身内にそういうことをされて、それをおじさんにしてもおばさんにしても止めるでしょう、これは内緒だよみたいな話で。本当に出づらい。それをどうやって掘り起こすか。掘り起こすということはないです。どうやって発見をするかというのが一つのポイントになるかと思えます。今改めてそういう方がいますかと質問はしましたが、ないと思えます、基本的には。表に出ないのですから。これを表に出させるようにするか。その子のそういう目に遭った子供の一生というのはそこで変わっていくのだと思うのです。一生背負っていくのかなと。

これは現在テレビでもあるタレントが、それも何十人と被害を受けたといった話から来たのかなと思っておりますが、なかなか表に出づらい。その辺も酌んでもらって、一人一人。先生に言う人というのはいないと思うのですけれども、どちらにしても表に出たときは何も言えないあれがあるのだと思うのです。今はなくても、これからあるかもしれないといった姿勢は必要かと思っております。また、表に出ないということで、それを掘り起こしたほうがいいのか、それともそのまましておいたほうがいいのかというのも一つまた議論があるのかなと思っております。

最初のほうでも質問しましたが、研修のまとめにですが、家庭教育支援チームをつくりましょうとあります。当町ではあるのでしょうか。どのような方が参加しているのか、お聞きします。また、活動についてもお願いいたします。支援チーム。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

当町につきましては、家庭教育支援チームはございません。しかしですが、先ほど答弁しましたが、町には家庭教育を支援する役場関係部署、そして民生委員・児童委員及び学校等が今現在有効に機能しておりますので、現段階では家庭教育の支援チームというのは必要性を感じてはおりません。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 その研修に行きまして、このようなパンフレットをもらってきました。これには、一番最後に書いてある。家庭教育支援チームをつくりましょう。これは国からのお達しなのかなと思っております。起きてからどうしたこうしたではなくて、前もって先手先手でやっていくのもいいのかなと。これが活動しなければ、それはそれでいいのだと思うのです。ただ、ないことには話にならないのかなと。基本的に高尚な研修を受けると、それをどうしても板倉に持ってきてしまうと。自分の悪い癖かもしれませんが、そういったこともあるということです。

人権教育委員の研修、今さらながらですが、人権について大変勉強になりました。自分自身もそうですが、相手のことを思う気持ち、自分の言動に言葉遣い、時として反省も後悔もしております。相手に対して本当に気を使う態度だったのか、改まった場でふさわしい言葉遣いだったのか、差別や嫌がらせを受け取られないか、そのような発言ではなかったか。自分の立場を利用し、周りの方をばかにしたり、罵声を浴びせていないか等々、気を使っているのが毎回一般質問している身ですので、特に感じております。本当にできているのか。これは相手方がどう感じているのかが一番大事だと思います。これは前、教育長に答弁いただきましたが、相手が不愉快に思ったら、それはいじめになるのだよといったようなことであります。自分がどうのこうのではなくて、相手が思うといじめになってしまうのだ。だから、相手が怖いと思えばパワハラになってしまう。そういうことかなと思っております。

いつも気をつけて自分は思っているのですが、人権教育委員会の概要でしたが、これ一つとっても何よりも子供たちの安心、安全にはなくてはならない仕事かなと思っております。子供たちが思いも寄らないところへ大人たちが目を向けていく。子供だけではなく、相手の立場を分かり合っていく。人権教育における意識、理解を高め、ようような人権問題の早期解決に研修会を通して人として資質向上を図れたかなと自分は思っております。まだ結論は出ておりませんが、何しろ知らなかったわけですから、去年はほとんど。それをこうやった会に参加できる。そこで改めて、こういうこともあるのだなと。ところが、町としてはそういう部署もちゃんとありまして、それについて考えている人もいます。今改めて安心はしました。それこそが安心、安全なまちづくりになるのかなと思います。

小学校は、誰でも最初の学び屋です。安全な場所であって当たり前。教育や保護者ら大人の理解不足であったり、また学校や保護者の皆様からは性への興味を刺激するとかえって問題が起こるといった意見があるのも現実かと思えます。何よりも我々がやらなければいけないのは、不安を取り除き、子供たちが子供らしく生活できる場にしていかなければならないと思います。これは学校だけではなく、町全体でもそうかと思っております。人権教育研修会は、町としては2回目が11月の18日でした。そのときのテーマはヘイトスピーチでした。このように大変勉強になることばかりですが、学んだだけではなく、やはり行動に移さなければなりません。思いは都度都度感じております。子供の性暴力被害の窓口にもなるのが文部科学省より発せられております。10月20日付の上毛にありました。今までなかったことが不思議なぐらいですか、国も県も、そして自分たちも協力して安心、安全なまちづくりができていくのかなとも思っておりますので、重ねてよろしく願いをしていきたいと思えます。どちらにしましても、パワハラ、セクハラ等々犯罪であり、犯人なのですから、加害者なんてものではなく、犯人としてやはり最後は警察の力を使うのが当然かと思ってお

ります。この件で町長、意見ありましたら。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常に難しい問題ですが、当然先ほど話の中にも出ました、受ける側、感じる側が感じた形が優先するというのが今は基本原則になっておりますので、ただ私も例えば組織の長として、悪いことは悪いと言わなくてはならないとか、言われれば個人であれば嫌な気分もするでしょうし。それはあまりに控え過ぎると、今言ったような指導も教育もなくなってしまうと。その難しさを常々考えながら、例えば役場の中においても職員が失敗をすることもあるし、あるいは失敗とは言えなくても間違いを起こしそうな場合もあるし、その都度、その都度相手の心ばかり考えていても、そうすると理解をするということになるし、難しさを感じるところであります。

しかし、当然そういった方向性を自分の行動を相手に対して起こすときには、確認作業が必ず伴うべきであろうと。自分がそう思うだけでなく、その周辺にいる人が例えばハラスメントを行った側に対して、受けた側に対してどのように感じたか確認をします。それを基本的な参考材料としてしっかりと注意もしていくということで、自分の直感だけで動くということは非常に危険があるということでもあります。現実には世の中、そういったハラスメント一つで命を落とすということも見る見てきておりますし、また加えた側はそんなつもりでもなかったという、いわゆる昔流の指導であったという、そのギャップというものはまだ残念ながら、いわゆる西洋や先進国からすれば、そこまでの域に達していないのかなという感じもしないでもありません。

いずれにしても、性の問題からいじめの問題、あるいは人権の問題、全て基本的には強者が弱者を指導すると言いながら、それが一方的な指導であったり、それが受ける側にすればいわゆる権利を侵されたという、それがイコール、いじめであったりということにもなるわけでありますので、私自身も町長にお世話になって16年おりますが、例えば人権については最も古い、長い歴史を持っているのが同和問題でもありますし。基本的に当町の姿勢は、私が見ておまして、同和問題は我が町には関係がないから、同和地区がないからというようなことで、教育委員会すら動こうとしなかったということもずっと疑問に感じておまして、機会あるたびに例えば町長宛てに、あるいは教育長、あるいは教育委員会宛てにそういった人権の基本たるべき、それを最終的には大きな狙いとして、子供には小さいときから差別をするな、いじめるな。それがひいては大人同士の差別につながり、それがまさに大きく人権を促し、結婚も差別になったりというのが大きく言えば同和問題なわけです。それが何百年の歴史を経ても一向に解決しない。ユーチューブを見ましても、一時いわゆる制止をされた、国の法律によって。それがまた全国で最も多い名前は、同和の皆様のと、具体的に真っ向から出てきているという時代の流れに逆行するようなものも現実にあるということも含めると、やはりそういう意味での人権教育を基本的にしっかりと。その基礎が、基本的には同和問題から出発しているということは事実でありまして、ですからその地域、その自治体にそういった問題があるかないかは別として、積極的に参加すべしということで、その都度確認をしながら、教育委員会にそういう姿勢が薄いときには私自身が過去何年か前にも、そのときには私は町長で一人でありました、参加したのは。町長としては。じかにそういったものに触れながら、今言ったように、当地区にはそういうものがないからとかあるからとかという理由でなく、いわゆる誰でも知らず、知らずに差別をし、人権を侵すという確率がゼロでは

ないという、もともとの人間性からしても持っているわけですから、それらをしっかりと受け止めながら、できるだけ学説や歴史の経緯や、また単に同和問題だけでなく、あるいはいじめも含めて、それが大きくなったらどうするかということも含め、対策も考えなくてはならないという観点からすれば、起こってからよりも、ご指摘のように、やはり何もないうちから予防線を張り、勉強していくという姿勢が当然当たり前のことであろうと思います。

今毎日マスクミ等々を見ましても、残念ながら例えば相談相手が犯人になっているとか、二、三日前も、昨日辺りかな、警察官の中の警視が不純異性交遊で18歳以下の少女と云々とか、今まさに教育者であれ、だからそういう環境に接している人が一番危ないという感じもしないでもないわけです。そういう中において、やはり公務員等はまさにそういう場面においてもしっかりと接触をしていく機会の多い場所でもありますから。さらに組織としては、いわゆる相談相手が加害者にならないようにとか、同情のあまり一定の距離が近くなり過ぎてみたいなのが、読んでみるとほとんどそうなのです。途中からいつの間にか男と女の関係になったり。いわゆるそういうこともありますので、やはりしっかりと組織としてはそういったものも研修をしていく必要があると。現状があるかないかということは別として、やはり高い意識と目標を持って進むべき、組織としてはそういったものはしっかりと研修をすべきというふうに思っております。答えになったかどうか分かりません。

以上。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 自分も全くそのとおりだと思います。

この人権ということで今日は質問しましたが、人権は幅広くあります。この間大泉で人権の映画があるので、行ってくださいと。映画何やるのと言ったら、いまだに「砂の器」ですから。あれは私が高校生のときか何かに初めて映画になったような。それを永遠のベストセラーなのだなと。当然1発目に見たときは意味が分からなかったです。ただ事件が起きて解決したというだけで。だけれども、その奥にあるのが何だかというのは友達に聞いたり、また何回か見て、ああ、そういうことだったのかと。人権ですから、そういった話も出てきますけれども、今日は本当は子供の性被害について時間を割こうかなと。1回目の研修と2回目の研修がたまたま子供の性被害についてやったものですから、板倉もなきにしもあらずかなと思ひまして質問させていただきました。

では、次の質問に行きます。これは、前回載せておいたのですが、時間がなくてできなかったコロナ感染についてです。今さらとは思いますが、足りない疫学のデータ、不明確な政府と専門家の役割分担、社会経済活動と感染対策のバランス等々、初めは手探り状態であったコロナも、ここへ来てようやくですか、下火になってきたような気がします。町としましても、ふだんどおりの行事が行われるようになりました。春の揚舟から始まって夏のお祭り、運動会等々。これから先も例年どおりに行われていこうとしているわけですが、今日この頃かと思いますが、今月からイルミネーションもあると聞いております。

そんな中において、依然としてなくなるのが新型コロナウイルスかと思っております。現実にあるわけですから。本来なら、前回質問しようとしたのですが、時間の都合で改めて今回となりましたが、前回の頃では第9波が報道等でなされていた時期でした。実際のところでは、当町におきまして9波は来たのか来ないのか。お答えできるようにしたらお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 当町におきましての感染の状況ですが、議員ご承知のとおり、本年5月8日から感染症の分類が2類から5類に変更され、全数把握から定点把握ということで、町で何人の感染者がいるというようなものが把握できない状況になっています。ただし群馬県内、あるいはこの館林管内ではどのくらいかというのが群馬県のほうで発表になっておりますので、それを推測しますと当町も同じような流れなのかなというところがございます。

直近で群馬県が発表している感染症の情報によりますと、11月末の状況ですが、指定医療機関における1週間の発生の平均数ということで2.30人と発表しています。この館林保健所管内は2.11人となります。先ほど議員がおっしゃられた9波が疑われた9月の初め頃では、群馬県内が21.17人、館林保健福祉事務所管内が18.11人でしたので、この頃は群馬県も警戒レベルであったのかなということになります。現在の状況を考えますと、一般の感染症あるいは風邪、インフルエンザ等々よりも若干少ないような状況ではないかなと推測しています。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今11月末の結果を言われましたが、県の発表によりますと、これは前回もあれですから、11月1日付でコロナが351人、前週よりも29人減っていると。これは11月1日です。それよりもどちらかというインフルエンザがこの11月1日付ですから、10月の30日のあれなのでしょうけれども、1,426人と、前週よりも増えているといった見出しが出ていました。ここへ来てインフルエンザが著しく増えているのかなと。これも見逃せないわけですが、今回取りあえずコロナで質問していきます。課長においては申し訳ないのですが、医者でもないのにこんな質問をさせていただきます。

県ないし国からの通達という形になりますけれども、そのようなコロナに関して新しい通達みたいなのは来ておるのですか、当町に。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現在コロナ対策に関しまして、新たな指示というのはありません。現在行っている令和5年秋開始接種の予防接種に関する情報は来てまいります。コロナに対しての対処といたしまして、一般的な情報が厚労省等々のホームページ、あるいは群馬県のホームページにも載っています。一般的なもの、今まで言われてきました3密の回避ですとか手指の消毒等々、マスクを必要によってするような対策が載っているほか、また現在コロナについては予防接種が現在進行形で行っています。

現在コロナに関しては、当初と違いまして治療法がある程度確立しておりますので、以前のように死亡例とかも報道されることもほぼなくなってまいりました。この辺につきましては、町としましても一般的な感染症対策と併せて啓発していきたいというところで、今月号の広報紙にも若干ですが、載せさせていただきました。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 このウイルス自体が若干というか、大変弱くなってきているのでしょうか。それでもなくなったわけではなく、また流行しそうという中で町のウイルス接種も続いているわけですが、コロナは

怖いと思うだけでなく、正しい情報の下、正しく恐れる必要は忘れてはいけないのかなと思っております。

今テレビ等での専門家と言われる人の話がほとんど聞けない中、町に頼るしかないのかなとも思っております。テレビ、新聞ではなくて、当町に今何が起きているのか、何が起ころうとしているのか、コロナではマスクをしたほうがいいのか等々あるわけです。当町の皆さんが正しい判断ができるよう、間違いのない情報をお願いしたいと思います。

一番は、何といってもウイルスが本当に弱くなってきて、感染したとしても、それほど前に比べたら症状は重くならない。これが知りたいわけですが、この辺はどうでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 当初コロナの発生の報道等々におきまして、かなりシビアなといいますか、恐怖をあおるような報道が続いたのは確かでございます。その頃は、全くもってこのコロナウイルスというものが分かっていなかった状況でございますが、現在は本当に治療をちゃんとすれば治るものだということが分かってまいりました。

ですが、一般の感染症も同じでして、本人の体調等々にもよってその症状の善悪といいますか、予後の善悪が決まってくるように思います。ですので、ふだんからの健康づくりも含めて、一般的な感染症対策と併せて啓発していければと思っています。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 コロナが出始めた頃は、悲惨なニュースが立て続けにありました。テレビニュース、テレビ等にも出ている方が亡くなったり、薬もない中恐怖に世界中が包まれたわけでありまして。さすがに今はその辺はなくなりましたが、これから先も重ねて正しい情報をお願いしておきたいと思っております。

それらを踏まえて、今一番新しい対処とはどのようなことなのでしょう。マスクは本当にしなくていい。お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 マスクに限ってではございませんが、よく言うTPOということでしょうか。場所によってはマスクは必要かと思っております。現在は、先ほど議員おっしゃったように、コロナよりもインフルエンザが群馬県内も警報レベルということで、先ほどの11月末現在のコロナの状況をお話ししましたが、インフルエンザにつきましては33.46ということですので、かなりの勢いでインフルエンザがはやっています。当町においてはまだ聞こえていませんが、近隣では学級閉鎖等々の話も聞こえております。

このインフルエンザの予防とコロナの予防というのは同じ感染症ですので、同じような対応でいいかと思っています。ですので、手洗いを徹底する、3密を避ける、換気をする、そしてマスクにおいては必要に応じてするというので、混み合った場所、あるいはよく体調の悪い方などの行く病院などでは着けることを推奨しています。町で秋に行った健診なども、いろんな方が参りますので、マスクの着用はお願いはしていたところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 病院ですから、厚生病院などはマスクがないと入れてもらえない。聞くところによ

りますと、当町の集団接種、ワクチンの。終了と聞いておりますが、これはやはりコロナの収束と見てよいのでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現在ワクチンの集団接種の終了ということですが、コロナが収束したのではなく、この秋開始接種に対する希望者の大半の接種が済んだということで、集団の接種は終了いたしました。ですが、この接種は来年の3月31日まで実施することになっておりますので、協力医療機関における個別接種ということで3月31日までは続けていきます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これは3月31日まで無料ということですか。それ以降は有料になると。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 予防接種につきましては、予防接種法に基づき行っておりまして、まだ来年度についてははっきりした見解が国からは示されておられません。国の方針に従って予防接種のほうは実施していくこととなりますが、有料なのか、また個人で負担するのか、無料にするのかというようなものはまだ情報が参りません。決定され次第、町のほうには説明会が開かれるということで情報は来ております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 もちろん当町が勝手に決めたわけではなく、国や県からそういった指示があったのかと思います。これまたコロナ流行の兆しでもあれば、ワクチン接種が復活するのかな。どうなのですか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員おっしゃるとおり、今回のコロナの予防接種も急に国の指示で始まって、どたばたと始まったことでございますが、この後また新たに最初の頃のような大流行が起これば、国の臨時接種ということで行われるやもしれませんが、町独断では判断はしかねるところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ちなみにマスクは、うちの町長は外すの早かったですね、時期的に。それは何か理由があったのですか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 理由はもちろんありました。要するにそういう時期であろうという国の、あるいは県の指導の一環の中に入っているということと、あとはマスクそのものが無害だという前提に立って皆さんは考えているけれども、科学者や医者の間では自然の酸素の割合とマスクをした中での酸素の割合、遮断されますから。吐いた空気が循環しているわけです。ちょっと数字は忘れたけれども、何百倍と。ですから、物すごく心臓に負担はしている。あるいは、脳に常に酸素不足があるというような、そういった学説もいろいろあったりしまして、それらもきつと単位の町とか、我々が立場に乗じて個人でPRするということは絶対避けませんが、そういう意味では大きな知見の基に方向性というのは出てくるのだろうということを私は信じた上

で、国の方向性も含めて。ですから、こここのところ東京へ、永田町へ行こうか、地下鉄へ乗ろうか、ただし例えば私も2か月に1遍ほど通院をしたりしますが、まさに病院の中では全ての罹患者が病院に通うわけですから、あるいはその疑いのある方が。人によってはコロナでなくてもいろんな影響を受ける方もいると、インフルも含めて。ですから、お互いのためにいわゆるそういった危険の密度が高いところでは、私自身も必ずマスクはもちろんします。

もっと逆に言うと、あの真っ最中、一番激しい警戒の時期でも、自分の車に乗ったときにマスクなんかしているばかりはないだろうと私は考えているわけです。自分の車でずっと移動しているのにマスクを。だって、これ全然科学的にも論理的にも。ということも含め、やはり物事を論理的に、あるいは科学的に考えていただいて、無害であればそれはずっとあれです。誰が考えたって自然の呼吸をしている状況よりも、要するにコロナの伝染の可能性がうんと低くなったときには、遮断をした中で空気を吸っているというのは、酸素が少なく、二酸化炭素がすごく圧倒的、何百倍という数字だと思う。それが常に脳の、だからそれが一挙に短期間では出ないけれども、長期的には大きな影響も出るだろうというようなことも含め、時の例えば医学者のそういう学会の中でのメンバーの中にもそういう意見を言っている人がいるとか、いろんなことを踏まえた上で、国あるいは県の広い、小さい自治体よりも広い分野を把握している専門家も含めて、出した意見をそのまま私は伝えることのほうがいいだろうということで。そのためには、自分自身が言っていることと逆のことをやっていたのではどうにもなりませんから。ですから、多分邑楽郡でも一番マスクをしないほうだったかもしれません。おかげさまでまだ1回ももちろんコロナにはかかっておりません。

ということも含め、ちょっと余計なことかもしれませんが、むしろ鳥インフルエンザが最も危険だと言われておまして、これは前にも1回話をしましたが、私が就任して直後に板倉町で、これは国から県を通して指導というか、準備をしろという通達が来たのです。厚生病院とかそこらの病院ではもう防ぎ切れない。館林の火葬場は1日焼却能力が何人。それで、発生死亡率が何%と計算したときには、板倉町で2,700人死亡すると、一定期間に。ですから、そこを書いて出したのです、ごみの資源化センターの東へ穴を掘って、そこへ木の電信柱を渡して、その上へ網を張って、そこで死体を焼くと。そこまで。ですから、コロナはどうか分かりませんが、これからも含めてどんな新しい病原体が我々に挑戦してくるか。あるいは、もともとある中で、その中で人間が自分で独りよがり勝手に生きているからというようなことで、人間が中心なのか、自然が中心なのかということ考えたときに、あらゆることが常に起こるかもしれないということも含め、ですから防御だけでも駄目だし、攻めだけでも駄目だし、その調和、バランスをどういうふうに見るかということも含めて、ぜひ総合的に考えていただきたいという啓蒙も含めて、そういった話も時折区長会さんなどでもマスクの話は何回もやらせていただいて、それでもそのほかの例えば花粉症とか、いろいろある場合は自己防衛でやらなくてはならないとか、いろいろありますからですが、そういう長所と短所はマスクそのものにも持っているのです。コロナの心配がそれほど知見的にもなくなってきたということであれば、外してもいかがでしょうか。ただし、また自分で体調が不良だと思ったら着けたり。いわゆる臨機応変の対応を求めたいということも含めて、それは政治的に啓蒙をするという、いい面でのPRをしていくという町代表としてだけでなく、動く広告塔としての自分の務めもあったということも含め、過去そういったこと、現在もそういった姿勢であります。

以上。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 マスクに関しましては、ここ二、三年で人の見る目がすごく変わったかなと思います。最初はマスクがない、ない。それで、エプロンを作っている会社がマスクなんかを作ると、それがニュースになったりして、すごい会社があるなんて紹介をされたぐらい。それが、今は町長の話を書きますと、マスクは決していいものではないと。細菌に対しては効果を発揮するが、自然の体に対してはそれほどいいものではないというような説明だったものですから、なるほどと。何でもそうですけれども、知識を身につけないと浮かんでこないです、自分でどうしたらいいか、こうしたらいいか。コロナ感染におきまして、町でも正しい情報を発信していただければ、安心、安全がにつながるのかなと思っています。

本日はありがとうございました。時間も押し迫りましたので、今回の質問を終わりたいと思います。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問時間は60分です。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。挙手をお願いいたします。

青木議員。

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。本日は、板倉町の公共下水道会計全般について伺います。よろしく申し上げます。

公共下水は、町の財政を圧迫するとか、町を壊すなんていう極端なことも通説となっております。平成十六、七年頃と記憶しているのですが、板倉町の中央公民館で田中正造と足尾鉍毒事件についての講演会がありました。たしか満席でしたと記憶しております。そのときの講師が、東大で万年助手ということで有名であった宇井純先生の講演であったのです。宇井先生は栃木県出身で、栃木高校卒業ですから、この板倉周辺というか、渡良瀬遊水地の周辺も熟知していたようです。宇井先生は、東大卒業後、民間の企業に就職したところ、その企業が水銀を川に流していたということを知って、即退職して、また東大に戻って、水に関する研究者の道に進んだとのこと。専門は下水道ということだそうです。昭和30年代、40年代で水俣病とか新潟水俣病とか四日市ぜんそくとかの社会問題に対して、現在であれば環境問題のパイオニアのような活動しておった方です。環境問題のパイオニアでしたから、おそらく今ならマスコミや学会でも時の人としてマスコミをにぎわせていた先生であったかと思うのです。宇井先生は、板倉での講演された1年後ぐらいだったと思いますけれども、亡くなられたようです。新聞に出ておりましたのを記憶しております。

その宇井先生が、田中正造に関する講演会であったのですが、その講演会での開口一番、下水道の設置は町を潰すよと。板倉町はまだ下水道を設置していないそうです。その計画もないそうですが、非常に賢明な策を取っておりますと板倉町を評価していたのです。でも、その場に当時の針ヶ谷町長も同席されていたので、針ヶ谷町長は随分耳が痛かったのかなと私はそのとき思ったのです。その宇井先生の下水道は潰すという講演がきっかけになったのかどうか分かりませんが、その1年後の平成十八、九年だと思うのですけれども、板倉町の下水道事業の計画がニュータウン区域に限定に変更されたのです。それまでは、この西地区、東地区も下水道事業の計画区域にあったのです。そのまま変更せずいけば、今頃板倉財政は今以上に深刻な状況になっていたと思うのです。

板倉町下水道事業がこのニュータウン地域限定に縮小されたとしても、その維持管理、運営には解決不可能な難問が山積しているのが現状だと思うのです。その解決不可能と思われる難問について、幾つか伺っていきます。まず、この下水道施設及び下水管の法定耐用年数というのはどのぐらいになっているのか、お伺いします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

下水道の標準耐用年数につきましては、一般的な下水環境の下で適正に維持管理が行われている場合におきましては、管渠、それと処理設備、水質浄化センターの土木建築構造物で50年、それと機械、電気設備で10年から30年とさせていただきます。

○小林武雄議長 青木秀議員。

○11番 青木秀夫議員 次に、この下水管がどのように埋設されているか、配置されているかについてお伺いいたします。

細部にわたって説明されると理解できませんので、簡単に。例えば下水管というのは地下何メートルぐらいに埋設されているとか、そういった例で示していただければいいと思うのです。難しいことはいいですから、その程度で。よろしくお願ひします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、下水管の配置についてということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

ただいま質問にありましており、深さみたいな部分になるのですけれども、幹線といいまして水道管でいうと本管に当たる部分になります。いわゆる大量の下水を集めて水質浄化センターへ流下させる下水道網の骨格をなす管路で、その部分の一番深いところといたしましては水質浄化センター付近で深さが18メートルほどございます。また、一番浅いところとしましては、海老瀬汚水1号幹線という幹線があるのですけれども、その先の支線で、場所ではありますとスーパーセンタートライアル板倉店の付近で2メートルとなっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この下水管の配置については、よくうわさで聞いておるわけです。すごく10メー

ル以上深いところに埋設してあるのだと。これを布設替えるなんていうことは到底難しいということも聞いておるわけです。10メートルも15メートルも布設替えしたら、掘り返さなくてはならないわけですから、大変な問題が起きて、そのことも念頭に置いて今後の下水道管理をしていかなければならないと思うので、先々のことを考えて、よく検討して行ってください。

それから、次に自然災害、特に水害です、板倉で心配されるのは。この水害の発生後のことについて心配なことがあるので、簡単にお聞きしますけれども、水害が起きると、我々もテレビとかでよその地域を見ているのですけれども、水が引けた後に土砂が床上とか床下とか、いろんなところに山積しているのを見ます。この土砂なのですから、水害が発生後に下水管への流入というのは防げるように設計されているのか。絶対大丈夫だとか、絶対ということはないと思うのだけれども、下水管への流入は防げるような設計になっているのだとか、その辺のことについては具体的にわかりますか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 ただいまご質問のありました管路の関係になると思いますけれども、やはり管路内、そういった町で町内全域がほぼほぼ浸水するような状況でございまして、土砂の流入というものは予想がされます。それなので、やはり構造的に全くその辺が流入しないというのは厳しい状況かと思っております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 この公共下水の歴史というのはまだそんなにないと思うのです。東京の都心辺りでも60年ぐらいかな、50年ぐらい。地方都市ですと、まだ40年ぐらいとか、そういう状況だと思うのです。五、六十年の間に水害によって下水道が被害に遭ったなんていう事例はありましたか。どうですか。なければないでいいのですけれども。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

近隣の例で申し上げますと、令和元年に東日本台風、いわゆる台風19号、19号とっているそのときに、佐野市ではポンプ場が膝丈ぐらいまでの浸水があったというようなことで聞いておまして、電気設備関係、制御盤が破損したというようなことで伺っております。また、その19号の際に栃木市では、汚水ます、マンホールからの溢水といたしまして、あふれ水というのですか、あとは汚水ますの蓋の流出等々ということで、やはりそういった被害があったというふうに伺っております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうしますと、下水の各家庭の使用は中止とか停止になったとか、そういうような事例はなかったのですか。それは聞いていないですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

やはり一時的には使用を停止しまして、仮復旧でありますとか本復旧という形で段階的に復旧をさせたと

いうふうになっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 確かに上水だったら水がストップしても、給水車で何とか、何日ぐらいかしのげますけれども、下水が使用停止になると、1日なら何とかしのげるのでしょけれども、長い日数になると住むことができなくなってしまいますから。その辺のことはよくよそのまちのことを参考にしてもらって、対策を考えていただければと思います。

次に、下水道会計について伺います。昨日下水道会計が、令和6年度から官公庁会計方式から公営企業会計方式に移行という条例が制定されました。来年度から損益計算書、あるいは貸借対照表が作成されることとなります。そのことによって、下水道会計が透明化されることとなりますが、本日は現在までの不透明な下水道会計について伺っていきますので、よろしくお願ひします。

まず、繰入金の性質、繰入金と科目の性質について伺います。繰入金は、下水道会計から見ればこれは繰入金なのですけれども、一般会計から見ると繰出金ということで、非常に意味不明なところがあるわけです。繰入金は一体性質はどういうふうに理解しているのか。分かりますか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

板倉町の下水道事業会計における繰入金につきましては、その充当先につきましては人件費でありますとか公債費ということで、使用料収入で賄うべきところ、そこら辺が賄えない部分についての充当ということで考えております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この下水道会計と一般会計、一応これ別会計ですから。親子みたいなので、そういう関係になっているのだけれども、実質は別会計です。今言われたように、性質が非常に分かりにくいのです。単なる補助金が、補填されたお金なのか。今度企業会計になると、借入金とか、そういう形に科目を計上しなくてはならないのかと思うのですけれども、そのことはいいとして。繰入金の性質をちょっと理解が私らと違っていているような気がするのですけれども、それはそれでいいでしょう。

ところで、一般会計からの繰入金の累計額、板倉町の下水道会計は平成9年からスタートして、令和4年度はもう終了していますから、令和4年度までに繰入金の総額というか、累計額は幾らになっていますか。大ざっぱに億単位でいい、億単位で。細かいことはいいから。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

実際に繰り入れた年度につきましては、準備期間といいますか、実際に供用開始前から始まっておりまして、平成6年度から始まり、令和4年度までの繰入金合計額になりますけれども、億単位ということでございましたので、34億円になってございます。

[何事か言う人あり]

○佐山秀喜住民環境課長 失礼しました。45億円となってございます。失礼しました。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私も少ないなと思ったのです。40億円ぐらいあるのかなと思ったのですけれども、45億円ね、繰入額が。

次に、この繰入金の合計が45億円、一般会計からの借入金なのか、単なる赤字の補填なのか、補助金なのか、非常に不明だと思うのです。企業会計になると明確にしていかななくてはならないと思うのです。でも、この45億円、今まで繰入金を受け入れたということは事実です。一般会計からの繰入金の性質は、会計上で言えば本来ならば全てが赤字の補填ということにならないと思うのですけれども、いろいろ厳密に言うと難しいところがある、分析しても。繰入金はさっき答弁されたのですけれども、具体的にもっと分かりやすく。どのように受け止めているのか、赤字の補填。全てとは言いません。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 ご質問にありました、どのように考えているのかということになりますけれども、維持管理に係る修繕等もありますが、結局のところ、詰まるところ、分かりやすく言えば赤字の補填ということに現在なっているかと思えます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 繰入金は、全て赤字の補填とは言いませんが、ほとんど赤字の補填と言っていいのではないかと思うのです。

今まで45億円の中身は別にして、令和4年度、単年度の4年度の実質赤字は決算書をどう分析するかによって違ってくると思うのですけれども、佐山課長の考えでいいですから、令和4年度単年度、どのくらいの赤字が発生していると思えます。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 実際に令和4年度中に繰り入れた額につきましては1億4,000万円ほど繰り入れてございます。毎年度繰入金の推移としますと、やはりここ近年でいきますと1億円強というような形でございますので、そのうち公債費の占める割合というのが9,800万円ほどございます。それなので、その部分につきましては、あと下水道会計から見る一般会計でいきますと、公債費の負担という部分について繰入れをいただいているところなのですけれども、その部分についてはある意味交付税措置があるということもありまして、その部分を繰り入れていただいているというような側面もあるのですけれども、そういったことで赤字の発生という部分につきましては約9,000万円ないし1億円というようなところになってくるのかなと思えます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それは、前にも私は伺っているのですけれども、交付税措置されているけれども、幾らされているか分からないのでしょうか。明確に金額出ているの。出ていないのでしょうか。1億円も交付税が来ているとは思えないのです。まあ、いいや。それは横へ置いておいて。

それで、毎年少なく見積もっても1億円から1億円以上の赤字が発生しているわけです。20年、30年後を見据えて、現状を踏まえて、見据えると20年後、30年後はどのようになっていますか。予測でいいですから。

大ざっぱでいいです。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 先ほど耐用年数の話もありましたけれども、供用開始から25年経過しているということもありますので、主要な設備等々も標準耐用年数であります20年から50年、差し迫っているということになりますので、今後も維持管理費は増加するというようなことで予想しております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 令和6年度、来年度から公営企業会計に導入されることになると、損益計算書、貸借対照表を作成しなければなりません。そうすることによって、収支も明確化され、赤字も明確化されることになるのです。

例えば先ほども言ったように、毎年1億円の赤字が30年間続くと、30年後、30億円の赤字が積み上がるわけです。追積されるわけです。そして、30年後には、先ほど課長が言うように、いろいろ施設の更新とか、あるいは下水道管の布設替えだとか、いろいろ経年劣化したものが出てきて、いろいろ問題が発生する可能性があるわけです。そういう時期が来るわけです。その設備の更新には、50億円、60億円の巨額の投資金が必要なのではないかと思うのです。そういうことを見据えて、今からそういう事態の備えてどうすべきかということも一応計画していく必要があるのではないかと思うのです。20年、30年は必ず来るのです、間違いなく。そういうふうには備える必要があると思うのです。その頃は、よく言われている板倉の人口もひよっとすると半減しているかもしれない。半減した人口でそれを支えていかなければならないわけですから。そういうことも踏まえておく必要があると思うのです。先ほどの答弁だと明確ではないのですけれども、板倉町の公共下水道の将来、現在を踏まえてどのように見通しているか、もうちょっと具体的に答弁できますか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

ただいまの維持管理費の増大等を見据えまして、こういったことを踏まえて、板倉町公共下水道ストックマネジメント計画、今片仮名で申し上げましたけれども、いわゆる長寿命化計画というのですか、その簡易版というのは現在できているのですけれども、詳細版を作成しまして、これまでの耐用年数が来たから順次改築、更新というような管理ではなくて、より計画的な点検と調査を実施いたしまして、施設の設備の状態というのを的確に把握するというところに努めまして、予防保全的な管理に切り替えて実施をしていきたいというようなことで考えております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 公共下水は町を食いつぶすと、町の財政を圧迫するという宇井先生の説は、近隣の明和町でも大泉町でも下水道会計を見ても当たっていると思うのです。明和町でも下水道会計に毎年2億円以上、計算方法によっては3億円以上の赤字の補填を一般会計にしております。

一般会計から下水道会計の繰り出し分は、税の負担とサービスという面でも非常に不公平な問題が生まれていると思うのです。というのは、下水道への負担は赤字の負担を住民全体でしているわけです。一方、下水道の受益者は、下水道の計画区域内の人たちが受益者となっているわけです。板倉であれば、このニュー

タウンの住民だけが下水道の恩恵にあずかっているわけです。これは明和町でも同様だと思うのです。下水道区域は全区域になっておりませんから。

だからといって、下水道会計はどこの自治体も赤字経営であるからといって手をこまねいていていいということはないと思うのです。やはりそれに対してできるだけの対策を講ずる必要はあると思うのです。あるいは、将来を見据えて考えておく必要があると思うのです。この下水道会計の赤字は、到底これは不可能、無理だと思うのですけれども、赤字の縮小する努力をしなければならないと思うのです。それに努めなければいけないと思うのです。下水道会計の赤字の縮小策、考えられる縮小策が1つ、2つあれば示していただけますか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 ただいまご質問のありました赤字収支への改善策というようなことでございますけれども、まず下水道使用料の検討の部分になってくるのかなと思います。総括原価といいまして、必要な料金収入及び資産維持費といった事業、施設自体の維持等のために企業債の償還に充当されるべき額を加味した算定による使用料の検討、それと財政運営への影響を抑制するために適正な維持管理に努め、さらにはそういった維持管理の中で改修する際には国庫補助金等々の活用ということで、安定的な下水道サービスの提供に努めてまいりたいというように考えております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 課長の説明は抽象的で理解不能です。もっと分かりやすく、具体的に示してもらえないと分かりません。

例えば下水道料金は1立方で幾らなのですか。下水道料金の1立方当たりの使用料。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

1か月当たりの金額になりますけれども、まず基本料金が……

[「1立方でいいよ、基本的な単純な」と言う人あり]

○佐山秀喜住民環境課長 これがちょっと単位が、基本料金がまず10立方までありまして、それが1,600円であります。その先が11立方から50立方まで170円というような、そういう累進になっているので、そういったような金額になっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ややこしいことを聞くと我々分からないから、簡単に言わないと。1立方165円なのだよ、平均すると。1立方165円。一般的な使用料でいって。そうすると、1立方165円ですから、今下水道の収入というのは5,000万円前後でしょう。そうすると、1立方165円で計算すると下水道料金を3倍に上げれば収支とんとんかな。本当は4倍ぐらい上げれば理想なのでしょうけれども。そんなところと思うのです。だけれども、収支均衡に3倍にするということは、これは策とは言えないと思うのです。簡単に値上げすればいいのだから。これなかなか実現不可能な額だと思うのです。

現状を見渡すと、見えることは悪いことばかりです、下水道会計にとっても。最大のユーザーというのか、

使用者である東洋大学は来年度から移転する。それから、人口の減少、それからニュータウンの住宅の販売不振、一向に販売が上向かない。見通しは暗いことばかりです。そういう中であっても、焼け石に水であっても、下水道収入を増やすための努力は必要なのです。その一つとして、ニュータウンの住宅販売が期待されるわけですが、どうでしょうか。ニュータウン用地の所有者は県の企業局です。その住宅販売の動向が下水道に大きく影響することになるのです。何か二、三年先に駅前のフレッセイの隣地に新しい住宅販売を、数十戸と聞いています。計画しているそうです。数十戸でもやらないよりはましですが、たとえ数十戸でも、やらないよりはましだと思います。今後この下水道会計を絡めて、県の企業局のニュータウン用地への住宅建設計画に期待していますか、課長。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

やはり住宅用地もそうですけれども、企業会計ということで下水道を利用していただける方が入っていただけるというのは非常に期待をしているところです。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 期待している。ニュータウンの販売実績、これは皆さんよく知っていることですが、ここ数年、10年間、年間販売区画数は1桁です。6区画とか7区画とか8区画とか。例えて言えば一歩前進一歩後退みたいな。見方によると、一歩前進2歩後退です。というのは、ニュータウンの住宅の中にも実質空き家が増えているのです。五、六区画できても、五、六軒住人がいなくなるとプラ・マイ・ゼロですから、一歩前進一歩後退ならいいのですけれども、一歩前進2歩後退というようなことが起きているわけです。そのような現状にあって、県企業局の販売用、住宅地は数え方にもよるのだけれども、500前後まで残っているのです。その数百区画の販売は県企業局の責任なのです。板倉町には責任ないのです。その成果は、いい悪いは板倉町には影響してくるわけです。下水道会計に大きな影響を及ぼしているわけです。一般会計の財政にも影響するわけですが、

例えば下水道料金の1立方165円、下水道使用料は平均の家庭ですと1か月30立方ぐらいだと思うのです。そうすると大体1戸当たり5,000円、年間6万円ぐらいの下水道使用料が上がってくるわけです。500戸売れば、500戸売って使用してもらえば3,000万円ぐらいの下水道使用料が入ってくるわけですが、現実はそのペースですと不可能だと思うのです。期待できないと思うのです。残念なことに県の企業局の販売姿勢も、私らは10年見ていますけれども、全く期待していません。どうしたらいいのかということなのですが、今考えられることは、企業局の販売姿勢に期待はできないと思うのです。そうするとどうなるのかと。ほかにあるのかと。先ほど課長も言われたように、ニュータウンの産業団地の中に水を使っている会社もあるわけです、当然。そういうところに下水処理を、下水を使っただけという働きかけが必要かと思うのです。令和2年度の、ちょっと前になりますけれども、令和2年度の決算書によると下水道料金が7,300万円ぐらいに増収になっています。これは、増収の要因は、聞くところによるとバルシステムが下水道を使用したので、増収になったと聞いておるのですけれども、このバルシステム1社で下水道料金というのはどのぐらいになっているのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 少々お待ちください。まず、令和4年度実績でいきますと、年間1,000万円です。令和3年度につきましては1,500万円となっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そのパルシステムが、大口ユーザーのパルシステムが、公共下水から自家処理に変更したとかするとか聞いているのですが、それは事実なのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

その辺は事実だと聞いておりますが、引き続き下水道についても流していただいているということで、昨日の補正予算時のご質問にもありましたけれども、収入につきましては令和4年度中も思いのほか減らなかったという実態があります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 令和4年度のことは聞いているのではないのです。これから先の話を知っているのです。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 パルシステムさんからすると、板倉川の水位が上がったときに流せないのでは困るというようなことで、そういうある意味災害というのではないですけれども、雨量が多かった、そういうときに流せないのでは困るということで、下水から自家処理という移行を考えていたようなのですけれども、その自家処理もしつつ、下水道のほうも使用していただいていると、並行して使用していただいているような状況です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 今後も併用して公共下水も使用してくれるということになっているのですか。2本立てで。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 現在の状況はそういう状況ですけれども、今年度以降、ちょっとその辺は分からない部分がありますので、後日確認をしておきます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうであるならば、大口ユーザーのパルシステム、何とか引き止めておくということは大事だと思うのです。

例えば企業ですから、採算で考えている場合もあるわけです。自家処理か、公共下水を利用するのか、どっちが採算的にいいのか。だから、これはなかなか難しい問題が出てくると思うのですけれども、企業の採算に合わせて大口だから割り引くとか、特別料金で値下げするとか、そういったことも考えて交渉することは難しいのですか。公共の問題だから、民間なら非常に融通を利かせて、値下げするよと、料金を下

げるよと。だから、引き続き使用してくださいと。場合によっては自家処理と同じような採算まで引き下げますよというようなことで引き止めることもできるのですけれども、こういう公営企業だから、そういうことは公平性の問題とか、いろんな規則とか何かルールがあってできないのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 その辺は、今後研究をより進めてまいりたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今担当課長から申し上げましたように、今時点ではまだ検討をしていないのですが、かねてからそういった方向性は可能性として検討に値するものではないかということもありますので、逆に言うと、当町へ入ってきている企業さんが、例えば当町独自のいわゆる優遇措置もしているわけです。そういったことをいいあんばいに使えば、いわゆる先ほど言った対応も可能ではないのかなという感じは私個人はしております。ただ、全体的に圧倒的に不足している中で、全ての企業に対して当町と契約をする、いわゆる当町を選んでいただくときに、そういう選択は強く求めてきているわけであり、当然。ですが、結果的にはきっと自社の下水処理費に対する採算性を考えた上で、こちらを選択したいというようなことで、残念ながらそれに応じていただいたのはバルシステム、あとは全ての企業さんの中でも大半は従業員が使う手洗いとか、少量の部分だけが公共へ流しているということで、例えば名前を出して恐縮ですが、東基さんとか。リネン業ですから、そういったところに対しても例えば今後今言ったどういう方策を持って改善のための手法として相談に乗っていただけるかどうかということも含め。

それで、今青木氏が言われたように、例えば自分の場所で自己放流しているというような状況とややとんとんであれば、もしかしたらそれは可能であるかもしれないという感じがいたしております、そういう意味では今後さらに研究をさせて、企業さんに今の窮状を少しでも収入が増えるということは、ほかにそんな簡単にはないわけであり、そういう意味では検討しながら、可能であれば対応してまいりたいというふうにも考えています。そういう意味では、しっかりとした先見と的確な分析を行っていただいている青木氏でありますので、今後とも助言も含めてご指摘もいただいたり、併せて腹案も頂戴できればありがたいなとともに、いわゆる二元代表制の立場でもあるわけですので、よろしく今後もお願いしたいというふうに思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほど町長が述べているように、ニュータウンの産業団地にはバルシステム以外にもイトアンドとか、先ほどの東基とか、水を大量に使う業種のところがあるようです。そういう企業に大口ユーザーですから、割引してでも公共料金を利用するような働きかけが必要ではないかと思うのです。駄目でもともとではないですか。公共料金の利用をするよう働きかける策を講じてみてはいかがでしょうか。

そこで、というのは例えば一つの例なのですけれども、水と違ってガスの例なのですけれども、あそこには堀川産業があります。堀川産業がニュータウンでは東洋大学みたいに全区域、ガスは一括供給しているわけです。その堀川産業がニュータウンの800戸と、いろいろ東洋大とかフレッセイとか、ああいうのも含めて供給しているガスの供給量の2倍以上をイトアンド1社が使っているのだそうです。聞いています。間

に合わないぐらい、供給が間に合わないぐらいイートアンドが使っているのだそうです。イートアンドは、今また増築して、工場をどんどん増やしています。ガスが間に合わない。堀川産業のあそこから供給できないので、館林の都市ガスを入れているというふうなことも聞いております。ですから、何が言いたいかというと、企業というのは水でもガスでも我々の知らない想像以上に消費するというものも考えられるので、ぜひ企業に下水処理をお願いしていくというのも、さっき町長が言うように、採算も合わせなければ駄目です。向こうも企業ですから、採算に合わなければ自家処理でやります。だから、それをできるだけ働きかけて、こう言うのは何ですが、群馬県の企業局は当てにしては駄目です。もうずっと町長も知っているだろうけれども、何年もやってきて、山手線みたいに堂々巡りで同じことをやっているのだから、聞き飽きるぐらいな答弁を聞いていますから、あまりああいうのは、例えて言えば浪人生が3浪も5浪もして勉強しないやつと一緒に受からないのと一緒に、企業局もあまり期待してはいけないと思うのです。だから、ぜひさっきなかなか使用量を増やすということは難しいから、せめて産業団地の企業に働きかけるということ而努力してみてください。どうですか。駄目でもともとでいいではないですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 青木議員より今ご助言いただきましたので、その辺研究をしてまいりたいと思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それから、もう一つ聞きたいことがあるのは、令和6年4月から公営企業会計に移行するということが決定しているわけです。前の議員協議会で聞いたら、まだ形式とか形が出来上がっていないのだという答弁だったのですが、本当なのですか。ちょっと待って。公営企業会計が導入されると、損益計算書とか貸借対照表の作成が義務づけられますから、これは非常に経営の内容が明確になるわけです。それをまだできていないというのですが、これ予算書とか決算書を見ると企業会計移行についての準備中という説明ですが、これ本当完了しているのではないかと思うのです。令和2年から企業会計移行業務委託料100万円、令和3年に627万円、令和4年には220万円、令和5年、本年度は385万円と計上されておるわけで、4年間もやっているのでしょう、これ。企業会計の移行業務委託を。まだできていないの、これ。委託先はどこなのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

一般会計と同じように、ただいま予算編成の時期ということで、収入支出でありますとかその他経費等々につきまして今精査をしているところでございます。3月議会に来年度の当初予算のご審議ということでご提案をさせていただきたいと思っておりますので、今まさにその準備をしているということで、その業務委託につきましては下水道の管路でありますとか施設の資産の洗い出しとかということで、減価償却費がどれぐらいとかということで整理でありますとか、あとは新たな会計システム、電算になりますけれども、入れるということで、そちらの電算の保守でありますとか委託費用ということで、委託先につきましては前橋にございます株式会社ジーシーシーとなっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ジーシーシーはどういうところなのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 町の財務会計システム、収入支出の伝票でありますとか会計処理、予算書の作成とか、そういうのを委託している業者と同じ業者になります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 4年間もやって、まだできていないのですか。おそらくほかの自治体も全部同じことをやったと思うのです。6年度からもう強制的に実施なのでしょう、企業会計に。どこの町村も。ということは、同じことをやっているのに、難しいことをやっていると思えないのですけれども。そんなものは一晩でできてしまうような計算かなと思うのだけれども、その3年も4年も何をやっているのかなと。できてこないのですか、本当に。できているのではないの。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 今担当にその辺をちゃんと3月議会の予算審議に間に合うようにということで、予算案が提出できるようにということで準備を進めているところなので、私もまだ出来上がった成果物を見ておりません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 何か非常に単純な会計で、収入は下水道収入しかないのだ。非常に一目瞭然みたいな決算書だと思うのですけれども、そんな一晩も二晩もかかる、何年もかかるような問題ではないと思うのですけれども、もう12月ですから。3月議会用につくってあるのではないかなと思うのですけれども。何か秘密なことでもあるのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 秘密のことなどは一切ございません。出来上がっていただけていますし、お示しする段階はどの段階ですよということでちゃんとお話もできますので、まだ準備段階なので、すみません。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 青木氏の指摘するような形は私も常々、これは何だと、委託料が何年同じ相当な額を。当然判こを押す前にそういう問答もするわけですが、先ほど言ったように、単なる複式簿記に変わるというような問題はそれだけでなく、いわゆる管渠とか、あるいは機械の本体とか、そういった大きく3分類か4分類した中で、それをどういふふうに見たり。減価償却そのものは法律で決まっているわけですから、だからそんなに何年たったらできるのというのはいつも課長にも申し訳ないけれども、やっている流れの中で、いよいよそれが出来上がるということで、設計あるいは委託料だけでも1,000万円とか、本当にたまげるといふような額で、下水道というのは本当にどうにもならないなという感じは正直言って私もいたしておりますが、始まってもう稼働しているもの、しかも18メートルの、先ほどから質問に出ていますけれども。おそら

く大水が来たら泥が詰まって、能書き上は強い強力なポンプで泥を押し流すなんて論理でやっていますけれども、おそらく埋め殺しで新しくやるほうが具体的で、18メートルといったら全然掘れません。これから保守点検でもマンホールが一番深いところが18メートルあるわけですから。先に火のついたマッチではないけれども、物でも投げ込んで、一酸化炭素で途中で下りるときに作業員が死んでしまうと。そのくらいの深さまであるのです。だから、私は最初からちょっとひんしゅくを買いましたけれども、就任早々ニュータウンは負の遺産だとはっきり申し上げたのですけれども、できてしまったものはどうにもならない。住民の皆さんに3倍、5倍の負担をすれば、こんなに税のかかる町はないから引っ越そうなんてなるわけですし、どっちにしても解決を長年引きずっていかなくてはならない。その分既に役場が2つぐらい、ほかの町からすれば、いわゆる繰入金で、一般会計からすれば繰出金で賄っているというところもありますので、今後もそれがおそらくここ一、二年が底のピークで、また上がっていくのではないですか。要するにゼロに全然ならず、1億円程度が底で、これからまたどんどん補修費が上がっていくのだらうと。万が一のときにはとんでもないことになる。万が一というのは水災害です。ということも含め、ほとほとそういったことを考えると、私も夜が眠れなくなるということでもあります。

以上。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私が聞くことを町長に答えられてしまった。

そういうことで、公共下水というのは宇井先生の講演であったように、確かに小さい自治体は押し潰されてしまいます。明和町だって、幾ら明和町の財政がよくても、これからどんどん赤字が増えていくのですから、明和町だって。今が2億円、3億円だけれども、これから拡張していくわけですから。拡張すればするほど赤字が出てくるわけですから、これは大変なことだと思うのです。だから、板倉町はこのニュータウンに限定されたから、これ以上の被害は拡大しないと思うのですけれども、今町長が述べられたように、これから改善ではなくて、場合によってはどんどん赤字が増えていくと、改悪になってくる可能性があるわけ。それで、20年、30年は、先ほどと同じことを繰り返しますけれども、人口も半減するわけだ。悪い話がいっぱいあるわけだ。東洋大が移転してしまうとか。だから、ぜひいい話というのは、期待できる話というのは、先ほど言ったように、産業用地の水を大口で消費している企業に安くてもいいから、幾らでもいいから、極端に言えば。働きかけて、下水道処理費を増やしていくという策ぐらいしか考えられないと思うのです。

それと、先ほど言ったけれども、税の負担とサービスの公平性という問題でもうるさい人がいると大変です。私なんか逆にとんでもないことを言われているのだ、ニュータウンの人に。下水道処理費をしているのはニュータウンだけだと。ほかの地域はしていないではないかなんて、どういうことだなんて、不公平ではないかなんて。そういう人はいっぱいいるのです。だから、逆だよと。アブ蜂取らずになるからそんなことは言わないほうがいいよと。あなたは恩恵を受けているのだからと。だけれども、そういうふうに言っているのは結構いるのだ。下水道処理費を負担しているのはニュータウンだけだと。ほかに板倉住民は負担していないではないか、どういうことだと。ほかの人はみんなサービスを受けていないのですよと、負担だけしているのですよと言ってもなかなか分からない。そういうこともあるので、ぜひ先のことを見越して、いろいろ真剣に考えてもらわないと。先ほど言ったように、20年、30年後は必ずやってくるわけだから。人口も減少してくるわけ。それと、何度も同じことを言うのだけれども、20年、30年後には更新とか改修とか、そ

ういった問題。それと、先ほども言った、埋設してあるのが18メートルだ。町長が埋め殺し、新しく設置したほうが安いかもしれない。違う線を造って。そんな状況かと思うので、そんなことも、30年後は佐山課長はまだ生きていたろうから、30年後の板倉町の姿を見られると思うのです。町長はちょっと危ないかな。

〔青木さんも危ない〕という人あり〕

○11番 青木秀夫議員 俺は確実だ。だから、そのことも踏まえて、真剣に検討していただかないと、20年、30年、50年、間違いなくやってくるわけだから。そのようなことをしっかり係として、担当者として、それを見据えて、計画だから実現するかどうかは別にしても、計画をしっかり立てて、後の人につないでいくというようなことをしていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。何かお答えがあったら一言。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

〔佐山秀喜住民環境課長登壇〕

○佐山秀喜住民環境課長 将来を踏まえまして、後任というか、後世にそういうよいもの、よいものというか、ちゃんとしっかりと引き継げるように対応してまいりたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 先ほどから数字で18メートルという深さが、一番いわゆる下水を処理するポンプの深さが18メートル。ですから、なぜそれだけ深く掘ったかという、先ほど青木氏の話の中にも出てきましたように、西地区との館林との境界から板倉の岩田から全部そこへ流し込む予定で勾配をつけるために深くしたのです。だから、ニュータウンだけで対応するのであれば、新たに造るとすれば、という計画が大きく狂うととんでもないことになるということは言わざるを得ない。ですから、よく青木氏が板倉の町長は慎重派だと、貯金通帳だけ眺めて満足しているのではないかなんて言われるけれども、そういう意味での計画が大きく狂った場合、誰がしょっていかということはいや応なく住民ですから。

先ほど言ったように、ニュータウンの方がどうおっしゃっているか分かりませんが、既に私の近所だとか、もちろんほかの地区からは、何でニュータウンの下水処理を我々がしよわなくてはならないのだというような声は現実に逆説的に出てきていますし、でもそれをやはり町全体で誘致したということとか、あるいは全体で取り組む計画であったわけだから、それはやむを得ないとか、苦しい我々もいいわけを片やしながら、また今積極的な、どういった形で対応できるかといっても、ほぼ八方ふさがりの中で。ですから、負の遺産なんていう表現を過去使ったのだけれども、負の遺産なんてニュータウンに住んでいる人をばかにしているなんて言われたこともありますけれども。そんな簡単に解決策が見つからない中で、しかも大水があったときにはもう致命的ということも含めれば、本当に大変な状況をどのようにするかということでは、ご指摘のように水を使う企業さんぐらいに最低半分の納める料金になっても、下水道の自家処理の価格であれば、もしかしたら相談に乗ってもらえるかもしれない。その分だけ収入が増えるわけですから。貴重なご意見をいただいて、本当に感謝しております。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で青木秀夫議員の時間が過ぎましたので、一般質問を終わりたいと思います。

ここで休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時17分)

再 開 (午前11時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、尾澤将樹議員。

なお、質問時間は60分です。

尾澤議員。

[3番 尾澤将樹議員登壇]

○3番 尾澤将樹議員 3番、尾澤将樹と申します。よろしくお願ひいたします。

一般質問に先立ちまして、私の紹介をさせていただきます。私は、身体障害者1級でございます。1級とは、障害の中では最も重い障害です。私は、日中は仕事をしながら、夕方5時過ぎから透析病院に行って透析をしております。人工透析とは、1週間に3回行います。1回の透析時間は4時間から6時間、帰宅時間は夜の10時から11時半頃になります。ハンデを持ちながらも、一生懸命病気と向き合いながら頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問通告書に従って質問したいと思います。災害が発生した場合、特に洪水が発生したときの町に住んでいる障害者、高齢者への対応について伺います。洪水が発生するというのは、我が町においては利根川、渡良瀬川の決壊及び越水などが起きた場合でございます。町でも7月に100年に1度、1,000年に1度の洪水を想定した車での全町民対象の避難訓練が行われました。その前月、6月には町民対象に行った洪水時住民避難計画説明会などが行われております。町は大変な努力をしてきていたと思いますが、現在では気象情報等の発達により、気象情報を確認すれば大まかに2日ぐらい前には、この周辺がどうなるかは大体判断できると思われまふ。逃げるべきか、どう行動するか、自助での判断になると思ひます。

結局は、この地域が大水害が起きたのが昭和22年9月のカスリーン台風でございます。カスリーン台風以来75年、何も起きていないのであります。起きていない、経験がないということ、その恐ろしさは計り知れまふせん。それと同じようなことと言ひますと、約5年前ですか、2018年に起こった西日本豪雨でございます。岡山県倉敷市真備町で起こった大水害であります。この真備町でも、近年では1972年、78年と2回にわたって水害に見舞われております。それでも40年の月日が過ぎており、洪水が起きた時点で大丈夫だろうと思ひて逃げなかつた町民がたくさんいたそうです。結局最終的に災害関連死で岡山県全体で75人、真備町で51人の方がお亡くなりになりました。板倉町でもそうならないように、町民全体で取り組みたいと思ひます。安全、安心なまちづくりを目指していきたくと思ひます。

板倉町では、障害者や高齢者等が避難する際の行動指針、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画というのを令和元年5月に策定しております。中には、数十ページにわたり詳しく記述されております。近年全国的に多発した自然災害における犠牲者の多くが、高齢者、障害者、乳幼児等の災害施策において、特に配慮を要する方、要配慮者であり、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援が、防災対策上の喫緊の課題となっております。この避難行動要支援者の対象とは、居宅で生活をする者に限ると記載され、1番、介護保険による障害者、要介護3以上、身体障害者、身体障害者手帳の1級、2級、知

的障害者、療育手帳のA、精神障害者、精神保健福祉手帳1級、あとは高齢者です。75歳以上の方、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者と決めております。避難行動要支援者に該当する方で、1人で行動できる方は除かれます。ここには、要支援者、避難をしようとする障害者、独り暮らしの高齢者、要介護者が避難する場合、あらかじめ誰がこの要支援者と避難をするか、避難をする方及び避難場所を決めて町に提出することになっていると思います。個別計画書でございます。令和5年度、この個別計画書を作成された人は51人おります。この51人の方たちの避難場所は確保されているのでしょうか。町は、避難所をどこに設定しているのでしょうか、教えてください。お願いいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 ただいまご質問いただきました板倉町避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別計画を作成されている方の避難場所につきましては、板倉町の中央公民館を指定してございます。

以上です。

[「もし水害が起こった……」と言う人あり]

○小林武雄議長 尾澤議員に申し上げます。

議長の許可を得てから発言してください。

尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 もし大洪水が起こった場合、避難所に1人で行動できる方、避難行動支援者に該当するが、町の作成プランは出していない人が避難してきた場合、町ではどう対処しますか。対処できますか、そういう方が来た場合。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

避難をされてきた方につきましては、これは受け入れることになると思われま。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 障害者の種類は千差万別、また病院などに通院が必要な方もおると思います。私みたいな人工透析患者が避難してきた場合、その障害の種類ですか、障害者であるということの判断とか、その方が通院するといった場合どう対処していただけるのでしょうか。教えてください。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

ただいまご質問いただきました、障害をお持ちの方が町の避難所に避難された場合の対応ということで、特に病院に通院しなければならない障害をお持ちの方の対応についてということをお答えをいたします。町の避難所につきましては、今年5月に策定いたしました洪水時住民避難計画に基づきまして、基本的には車中での避難をしていただくという計画となっております。屋内避難所に避難する方につきましても、1人当たり1畳分ほどのスペースしか確保はできておりません。さらに発災後におきましては、避難所の周囲は

長期間浸水するということが想定されますので、車での移動は困難な状況になるというのはご理解いただけるかと思います。このような状況の中で、町の避難所では障害をお持ちの方に対しては病院への通院を含めて、特別な支援を行うことは困難であるということには言わざるを得ないと思っております。

このような状況を鑑みますと、障害をお持ちの方で、そのような通院等が必要な特別な支援を必要とされる方は、町の避難所への避難ではなく、町外の非浸水区域への広域避難、これを積極的に検討していただきたいというふうに考えてございます。特別な支援を必要とされる障害のある方におかれましては、平常時からご自身の広域避難先や、避難先からの通院の方法、さらにご自身の主治医ともご相談いただきまして、万一通院先が被災してしまうということも考えられますので、その通院先の代替先というところまであらかじめ決めておいておくことが、これが大変重要なことだろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 これは参考なのですが、東日本大震災のときには日本透析学会の集計で、人工透析患者の方が災害関連死も含みます。津波で流された方もいますけれども、245の方が亡くなりました。避難所に避難してきても、その避難者の多さに声も出せなく、病院にかからなければならぬとの一言が言えないまま、避難所で亡くなった透析患者の方がいたということを知っております。

そこで、避難所に避難行動要支援者の方々に来られても、先ほど課長が言われたように、あらかじめ避難所とか避難する場所を決めておくとか、まず最初に先ほど言われましたとおり、障害者要支援者が取り組むべきことを教えてもらいたいと思います。まず最初に。避難所に避難行動要支援者の方々に来られても何もできないというのなら、まず最初に私たち障害者、要支援者が取り組むべきことを教えてもらいたいですけれども。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

障害をお持ちの方で特別な支援を必要とされる方についての対応ということですが、やはり先ほどご答弁申し上げましたとおり、まずは町内の避難所への避難ということは、その後のことを考えていきまして、まずは浸水区域ですので、移動は困難な状況になるということを鑑みまして、まずは町外の非浸水区域への広域避難、これの確保。それから、避難先から通院先までの通院方法、移動手段、こちらをまずはあらかじめ決めておいていただく、これが最も重要なことであるというふうに考えております。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 自分の命を守る、助かるだけでも精いっぱいだと思います。1,000年に1度の大水害で、健常者も障害者もお年寄りもないというのが実情かと思われまふ。町の職員だから、町民を助けるのは当然だと言われるかもしれませんが。という前に、一人の人間なのです。全員皆さん、家族も子供もいるのです。助かりたいと思うのは、皆当然のことかと思ひます。板倉町の避難所に逃げるより広域避難、他の市や町に早めに逃げさせていただく。先ほど課長が言ひましたように、自分の通院している病院のそばのホテルとか、親戚、親類とかがいたらそこに逃げる。町としても、避難所への収容人数にも限りがありますし、

大勢避難してきても対応できないと思います。

自治体から高齢者等避難指示が発令された場合、46.7%の人が自治体の指定避難場所に避難すると回答しております。これは、昨年3月、国土交通省が調べた推計によります。それならば、町も早めに洪水にならない地域、場所への避難を呼びかけていただく。何でもないとき、通常のとくにSNSや広報紙、防災ラジオ等で、言い方は悪いのですが、ここ板倉には危険です。要介護者は特に早く避難をと、町民への周知徹底をお願いしたいと思います。

それと、家族の間でよく話し合ってもらうことも大切だと思います。特にどこに避難するとか、どこで家族が落ち合うとか決めていただきたいと思います。もしも大洪水が発生した場合、家は水没するかもしれませんが、逃げていけば命が助かったとして安堵し、洪水が起これなければ起これなくてよかったと安堵する。最終的に自分の命は自分で守るという自助の行動と意識が大切だと言われております。

次の質問に移りたいと思います。次も水害関係の質問になりますが、河川が氾濫した際のハザードマップは、板倉町でも町民に配布しております。これに加えて、電柱等に洪水が発生した場合の想定浸水深標識板、洪水で浸水した際の地面から水面までの高さを示す防水法に基づき公表するものであります。これは、洪水ハザードマップの普及、浸透、生活空間である町なかにおいて、水防災に係る各種情報を表示する標識板を電柱等に設置するまるとまちごとハザードマップの取組を推進することにあります。

このようにハザードマップが十分に認知されていなく、平成27年の話になりますが、9月、関東・東北豪雨災害において多くの逃げ遅れや孤独者が発生したことにより、人的被害が発生したことを踏まえ、国がまるとまちごとハザードマップの取組を推進するために行うものである。このまるとまちごとハザードマップは、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水害リスク情報として浸水深、浸水したときの深さを示した看板等により住民等に周知するものであります。この取組が関係市町村に推進されるよう求めるほか、同取組による災害関連標識、避難場所とか想定浸水深、それを看板に設置することにより、防災安全交付金の対象にもなります。積極的に活用されるよう周知を求めてきました。

板倉町でも、このように電柱にいろいろな情報を網羅した想定浸水深標識板の設置の取組はできないかと思われます。この標識は、国土交通省指定で、洪水標識の図柄は統一してあります。ちょっと見づらいのですが、このような標識になります。これを電柱につけておくと。大きさは、縦の大きさが60センチ、結構大きい標識になります。この標識は、要するに想定浸水深標識板と、実際に浸水した場合に浸水深標識板、要するにここまで水が来ましたよと示す浸水年月日が記載されているものもあります。ただ、板倉町の場合は実際洪水が来ていませんので、それは使えないので、想定浸水深標識板となると思います。この電柱、その標識に町のQRコードが入っているものもあり、そこからスマホでその町や市のハザードマップに移れるものもあります。群馬県内では、伊勢崎市に設置があります。

自分自身も、この周辺では茨城県の古河市や栃木県野木町で見かけたことがあります。野木町での想定浸水深の標識板には、電柱に想定浸水深の位置に、ここまで沈みますとの青テープで3メートルなら3メートルの高さ、5メートルなら5メートルの高さにテープが巻いており、この位置まで水が来るのかとよく分かるようになっております。町では、ハザードマップで個人の家がどこまで沈むかを詳しく教えていると思われるのですが、平面のハザードマップでは、興味のない方には幾ら洪水が来ると平面の図を見せられてもぴんと来ない人が結構いると思われる。避難訓練があると言っても、聞いてもらえない状況だと思います。

実際この地域は、先ほども申しましたが、カスリーン台風以来、75年水害が起きていません。要するに町民に危機感が感じられない。それはそのとおりかと思えます。頻繁に洪水が起きている地域に住んでいる人たちと、全く起きたことがない地域の人たちとは考え方も変わると思えます。自分的には、命が助かる行動とはどこまで行っても終わりが無いかと思われまます。町民に知ってもらうこと、分かってもらうことが大切だと思えます。それで一人の命が救われるのかもしれませんが。標識一つ、電信柱につけただけで興味のなかった人も気がつくかもしれません。

このように国土交通省、国が推奨するまるとまちごとハザードマップの標識の設置は、板倉町としてはいかがでしょうか。設置をしようとの考えは今までにあったのでしょうか、お教えてください。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、お答えいたします。

ご質問の国土交通省の実施事業でありますまるとまちごとハザードマップ事業、こちらは平成31年に創設されまして、こういう事業が展開されているということは承知しておりますし、どのような町で導入ができるかどうかということも検討した経緯がございます。この事業につきましては、検討結果でございますが、市内町内の一部分のみが浸水する、それが想定されている自治体であるとか、浸水深が浅くて、複数の避難方法が取れる。歩いて避難所に行けるとか、車での移動も可能であるとか、自宅にとどまっても避難できるというような複数の避難方法が検討できるような地域であれば有効なものであるというふうには考えていますが、板倉町場合9割以上の地域で深い浸水深、5メートル、場所によっては5メートルを超えるような深い浸水深が想定されております。そのような状況の中で電柱への想定浸水深の表示というものは有効なものではないのかなというふうには考えているところでございます。

町では、板倉町の水害対策として最も重要と考えておりますのが避難でございます。町民一人一人が自らの避難方法、これを真剣に考えて、行動していただくこと、これを町民のほうに伝えていきたいというふうには考えております。そのため、本町では町民が水災害の発生時に各世帯建物ごとに避難、どこに自分は避難をするのか、どういう避難行動が適切なのかということを検討する資料といたしまして、個別に想定浸水深を確認できる詳細版ハザードマップ、これを令和3年度に作成いたしまして、全戸に配布しております。この詳細版ハザードマップは、紹介させていただきますが、5メートル四方でその標高を基準に想定浸水深を計算し、建物の形状、平屋であるとか二階建て、それ以上だとかを勘案いたしまして、その建物別に在宅避難が可能であるとか、2階への垂直避難が可能な建物であるとか、在宅避難は不可で完全に水没してしまうというような在宅避難不可という建物ということを可視化したものでございまして、より具体的な避難行動の判断の材料となるものということとしております。

ただいま申し上げましたように、防災、減災につきましては各自治体の地域特性、これに応じた取組が重要であるというふうには考えております。ご質問の電柱等への想定浸水深の表示等につきましては、現在のところその考えはございません。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 要するにハザードマップで個人の家がどこまで沈むとか、どこまでなら水が来たら、

2階なら避難できるよとか、そういうのを想定しているのは分かるのでありますけれども、要するにそれをちゃんと見ている町民がいるかどうかということなのです。

要するに6月の説明会でも来る人は何回も来ています。来ない人というのは、説明会があることも知らなかったと言っている状態ですので、令和3年度に配られたハザードマップも見てもらえているとは思いますが、内容まで詳しく分かっているかどうかというのはどうかと思うけれども。

それと、要するに私が標識にこだわるのは、やはりいつでもどこでも見られる、通勤途中でも見られる。そういうので、要するに意識の向上になるのではないかなと思われるのですけれども、板倉町ではそういうのは設置することはないと言われてはいますが、ほかの地域でも車で通ってみて、私野木町によく行くのですけれども、そうするとやはり工業団地の中でもありますし、一般の住宅街でもその看板が出ています。目につくと思うので、とてもいいものかと思われませんが、どう思われますか。見たことあると思えますけれども。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 議員おっしゃるとおり、私も古河市の市内であるとか野木町のほうでそのような看板を拝見したことはございます。確かにこのような看板も意識の啓発になるのかなというふうに感じたこともございます。

しかし、板倉町の想定浸水深は5メートル以上のところが大部分を占めております。浅いところであっても1メートル、2メートルというところで、その部分についてはこの役場周辺ですとか、一部についてはその辺と同程度の浸水深でございますので、電柱に表示すれば目につくことができると思えますが、それ以外の場所につきましてはもう5メートル以上高いところの表示というのは完全に目がいかないというのであれば、やはり町全体の想定浸水深を正確に理解できるものではないのかなというふうにちょっと捉えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま担当課長がお話ししたことが、今の時点での方針でございます。

それには、先ほどから申し上げておりますように、るる意味があります。看板よりも、もちろん圧倒的に効果、効率は高いであろうと。自分のうちの高さが5メートルも沈むのですから。電柱は20メートルから30メートル、しかも主線の集落があって、奥のほうまで、それを全部張れというなら電柱から有線の柱みたいなものまで張れば分かるのですけれども、一家のちょっと大きい屋敷にしても、農家みたいな。そうすると250坪、300坪ぐらいの屋敷というのは農村地帯にいっぱいあります。その中でさえ1メートル、2メートルの誤差が出るのです。そういったことを電柱1本で、しかも例えばメインの主要道路の国道あるいは県道あるいは町の基幹幹線道、町道、そこらで済ませると非常に大ざっぱで錯覚を起こす可能性もあるとか。ここまで水が来る。もっと過去に、尾澤議員の言われるようなものの実験的にはやってはあります。それはもっともっと粗いのですけれども。各集会所に、あるいは区民会館に位置がちゃんと示してあるはずで、自分のところの大事な区民会館ですから、時より寄せられるいろんな会合のたびに、この高さを判断すれば、

自分のうちはそれより高いか低いかということで有効であろうということで、そういったことをやった時期もあります。

ただ、どれだけの精度をじかにお伝えするかということで、当町が行っている方式は、全国でもまさに、ほかにまだ類例を見ないような方式だということで、先ほど森田議員が一番最初、このところ長野県の3つの自治体、市が合同で、あるいはついこの間は久喜市からも視察に参りまして、町の特徴を申し上げ、お役に立てればということでの研修の内容だったのですが、そういう意味では決して後退のしないもの、遅れているものではないというふうに自負はしております。ただ、今言われたとおり、何も見られない、見ない、せっかく配ったものでも。あるいは、関心がないという人たちにどうかと言えば、どんな手を打ってもそういうことは起こりますので、最後はそれが自己責任であるということにつながっていくのだろうということで、本当のことを言うと、こんなことを言うと正直言ってこれも叱責をいただくか分からないけれども、当町の町民だけでなく、どこの町民も一回水が来て、びっくりするほど、なくなった水害の、いわゆる体験で自ら経験をしてもないと分からないのかな。でも、それを座視しているわけにはいかないの、昨日も冒頭、今年度の予算組みに当たって、幾分か強制的にもう少し、強制的にというのは強めに研修に参加していただくような、あとは今町全体で1回やっていますから。ですから、この間の結果なんかも賛否両論いろいろ出てくるわけですが、地区別に分ければ5分の1に、例えば西地区を2つに分けて5分の1に分かれますし、行政区も含めて講習会も含めて、やはりそういう緻密な、いわゆる皆さんが直接情報に触れる場を積極的にやっていかないと、幾ら完璧なものを持っていてもご指摘のように宝の持ち腐れになる可能性もあるということも否定できない面もありますので、それらも含めた上で対応策としてはこれから、まさに自分の命は自分で守るのだと、一言で言えばそういう講習会。守らなければ、自分で責任を取ってもらうと。

今国がそういう方向性を大きく変えていますから。つい何年か前までは、国が、あるいは自治体が、その存在価値はいわゆる生命と財産を守ると、その先頭が消防であり、警察でありみたいなことを言われてきたのですけれども、そんな格好のいいことを言っても、先ほど真備町だか分からないけれども、九州のほうでありました。1年に何千人という人が。結局国が責任を持つと言いながらも、実態は責任が取れていないと。それはもともと言葉自体が、板倉町で言えば100人かそこらの人材で事実持つ何て言っても絵空事で、持てない。持つということが住民の甘えを生んでいるのではないかということを含めて、基本的な論理の組み立ての原因者というか、内閣のいわゆる補佐官にいた立場のそれが片田教授でありまして、それを今年1月に呼ばせていただいて、町のあらゆる役職、取りあえずは。あらゆる役職で500名満タンにして、まずその人たちに、果たしてこれだって町がお願いしている民生委員だとか、いろんな方がいるけれども、全て寄っていただいてという通知を出せと言ってやっています。でも、それでも70%なのか。意識は普通の人より高いレベルですから。町内にそういった方が点々と薄くですが、散らばる小さい核になっていただいて、それらを含めて今度は行政座談会とか、さらに具体的に。やっていることは町が号令をかけて逃げなさいと言って、混乱が起こらないようにやってみたという段階ですから、実態は。いいあんばいに駐車できるかどうかというのを試験的にやってみたけれども、参加する人数が圧倒的に少な過ぎて混まなかった。だから、いいあんばいに整理ができてよかったと評価する人もいるし、どうしようもない、整理員ばかりが駐車場にいっぱいいて、誰の棒電気を見ていいか分からないと。いろんなアンケートというのは、我々が見ると一生懸命やっている腹が立って、本当のことを言ってやめたくなるようなことはいっぱいある。でも、職員にそれを慰

めながら、俺自身が先頭を切って嫌になってはしようもないですからということで、繰り返し、繰り返し、やはりまずは参加すること。先ほど尾澤議員が。

ついこの間、ちょっと話それますけれども、感心したことがあるのです。尾澤議員にリップサービスではないけれども。この間板倉で火事がありまして、尾澤議員を見かけて、夜の9時過ぎ。透析をやって帰ってきたばかり。それから12時過ぎまであの寒い中を、地元だということで議員としてしっかりと、障害的立場も負って、私も身内に透析患者がいるから、説明されなくてもどれくらい大変なのかということも承知しておりますが、議員としてそういう自覚をしっかりと持っていただく議員がいるのだなと思って、今日は逆に言うとはかの議員さん、自分の地元で火事があっても出てくる人もいるかもしれませんが、絵空事、人のこと。それでは指導者ではないですから。そういう意味では、そういうお話も申し上げながら、だから今日のもちろんお話も無には、ゼロとか完全にかっけなすとかということではしませんが、5メートルメッシュが一番の、衛星で誤差がないですから。例えば電柱にあそこになっていたけれども、自分のうちの高さは感覚的に分かるわけだから。行政が出す情報というのは正確で、間違いがあったときには行政の完全に責任になりますから。そういう責任回避は別にするつもりはないのですけれども、正確な情報を出していくということでところで、今これより内容の濃いものはないと。したがって、国土交通省からも私参考にいろんな会議があるから出てきて話をしてくれとか、過去何回もごさいます。それは今現在行っている国土交通省の電柱に看板とか、それよりもさらに優れたものを当町はずっとしている。

ただ、指摘のとおり、繰り返しますが、完璧では、肝腎の配った先で、自分ちがどこの高さにあるのか、1階なのか、庭先なのか、あるいは逃げなくても全然心配ないのか。2階までも来てしまうのか。でも、そこそこ話を見せると、私は24区、原宿に住んでいます、大体のうちは原宿というのは板倉町でも東京の原宿と同じような名前がついていますから、住みよくて高さも安全で一番進んだところみたいな意識がありましたけれども、本当の何軒かきりありません、水の心配がないというところは。それをおおよそあちこちで聞いてみると、意識はしていると。ただ今言ったように、みんな見ていない人がいるのではないとか、いろんな問題を提起されると、それもそうだなと思わざるを得ない部分も当然ありますから、そういった面をもう少し徹底して周知をされて、これほど細かく、5メートルの間隔ですから300坪といたら1,000平米ですから、100メートル掛ける10メートルですから。その間に電柱が何本立つか。土地によってはもう東下がり土地とか、いろいろあるわけですから、住民の命をいかにげんに扱うわけにはいかないということで、今のところそういう方法を取っておりますので、ご理解をいただきながら、また我々も参考にして、よりよいこと、あるいは問題点を追求していくということで対応したいと思います。ありがとうございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 よく分かりました。ありがとうございます。

最後の質問に移りたいと思います。町内の各家庭における防犯対策について伺います。今般一般住宅へ侵入する強盗とか犯罪が非常に増えてきています。その上に板倉町においては、西岡の駐在所ですか、廃止に伴い、駐在所が板倉駐在所と朝日野交番の2か所になってしまいました。先日ですが、板倉の駐在所の警察官に会ったときに立ち話で、板倉地区の毎戸訪問はできなくなりましたと。今年は私が北地区を回りますので、よろしくお願ひしますと言われました。

板倉町では、板倉町というよりか、この近辺ですか。いまだに防犯についての意識、認識が甘く、危機意

識が低いところが多く感じられます。そして、都内などに行きますと、ごみ捨場にごみを出しに行っているちょっとした時間にでも侵入されて、現金を盗まれるなど、そういう事件も発生しております。誰もいなく、家族不在でも、鍵もかけずに外出するうちもまだある始末だと思えます。また、誰かが在宅していれば、まず日中はもちろん鍵はかけない。誰かが帰宅していなければ、夜でも夜中でも鍵をかけずに就寝してしまう住宅もあります。私もこの前聞いた話なのですが、板倉地区で息子が帰ってくるからといって鍵をかけずに就寝した両親がおりまして、夜勤を終えた息子が帰ってくると家の中は荒らされ放題。泥棒に入られてしまったみたいなのです。ふだん鍵をかけるという行動がない家庭でも、最近は鍵をかける住宅も増えてきていると思われます。そこで、強盗などに入られないように、防犯対策もしっかりしていただきたいと思えます。

そこで、板倉町でも各家庭において防犯対策用の家庭用の防犯カメラ、防犯ライト、玄関用チャイム、ドアホンで撮影ができるもの、あとは窓用のサッシの二重化等を行った場合、防犯対策用補助金の創設を行ったらいかがでしょうか。邑楽郡内では大泉町や邑楽町が防犯カメラを導入した場合に補助金を実施しております。大泉町が1住宅につき1回限りで1万円を上限に、対象経費の2分の1の補助。邑楽町が購入費用の2分の1以内で、額としては上限2万円まで。両方の町が外への設置、1台までとなっております。あと、ドアホン撮影用、鳴らしたら撮影されるようになっているやつです。それは、都内などでは補助金が導入されておる場所もあります。これを導入することによって、写真撮影されるので、強盗の場合、チャイムを押すことにより自動的に写真撮影がなされ、それによって強盗犯が逮捕された事例があります。

また、窓用サッシの二重化などは、窓から侵入しようとする窃盗犯などが入る場合、時間がかかるため侵入を諦めさせる傾向があること。あと、これは防犯には関係ないのですけれども、省エネや断熱などの威力があること、温暖化防止に役立つなどで、板倉町でも住宅リフォーム支援事業補助金としてドアやサッシの交換は補助金の対象になっております。防犯ということではないのですけれども。この二重サッシの補助金は、国や東京都なども推奨しております。国では、経済産業省、環境省の補助金、先進的間取りを利用した場合、最高200万円まで補助金の対象になります。このような防犯対策商品をご家庭に入れた場合、補助金を板倉町でも導入したらいかがでしょうか。町民の皆様への防犯への取組の意識向上になるかと思われませんが、町の考えを伺いたいと思えます。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、近年は平成15年以降は犯罪のほうは一貫して減少しておりましたが、昨年、令和4年には前年を上回ってきているというような状況がございます。また、犯罪手法も生活様式が多様化したり、情報通信技術が目まぐるしく進展している中で、日々手口は複雑、巧妙化しているというような状況であるということをお認識しております。

本町の防犯対策としましては、令和元年度から高齢者等を狙った特殊詐欺犯罪を未然に防止するための特殊詐欺対策電話機の購入費補助事業を実施しているところでございます。

今回議員からご提案いただきました防犯カメラであるとか防犯ライト、玄関チャイム、ドアホン撮影用、窓用サッシの二重化等、こちらの住宅用の防犯対策設備に対する補助金についてでございますが、こちらについて現時点で町のほうでは基本的に防犯対策設備は個々の住宅の状況に応じて対応すべきものというふう

に考えてございますので、補助金等の交付については考えてはおりません。町のほうも防犯については犯罪被害を未然に防ぐために、各広報紙やホームページ、メール等、防犯意識の啓発を図っておりますので、引き続きそのような対応で防犯意識の醸成を図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 なぜこれを伺ったかといいますと、近所のうちでドアホンを変えたうちがありまして、変えるのに7万円とか8万円したと言われまして、これも町で補助金を出してもらえたらいいのだけれどもなということを言われまして、では分かりました、確認してみますということで伺ったのですけれども、分かりました。

板倉町といわず、町民の方には防犯対策として外出はもちろん、在宅中も鍵をかけるなど、いつもの習慣にしていきたいと思えます。安心、安全なまちづくりを目指してということで、ちょっと早いのですけれども、これで質問を終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で尾澤将樹議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

13時30分より再開します。

休 憩 (午後 0時22分)

再 開 (午後 1時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は60分です。

藪之本議員。

[2番 藪之本佳奈子議員登壇]

○2番 藪之本佳奈子議員 2番、藪之本です。よろしくお願ひします。

最近情報が少なく、どうしても町民に情報が大変少ないなと思っております、そんな中で町民の皆さんが不安に思っていること、そんなことが多々あるかと思えます。そんなことを踏まえまして、今回一般質問のほうをさせていただこうかなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告書1番目のほうです。公共路線バスについて質問させていただきます。板倉北線が廃線となると聞いておりますが、廃線後は町民の交通手段としてどのようなことを考えているのかということをもっとお伺ひしたいと思います。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまご質問いただきました公共路線バス、館林板倉北線の廃線ということでお答えさせていただきます。

この公共路線バスの館林板倉北線につきましては、令和6年3月末をもって廃線ということで現在関係す

る館林市と調整を進めている状況となっております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。廃線、今調整とおっしゃっていると思うのですが、これ逆に廃線にならない可能性は今あるのでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

この廃線につきましては、館林市、明和町、千代田町、邑楽町、そして板倉町の1市4町で構成いたします法定協議会で策定いたしております館林都市圏地域公共交通計画、これが令和3年度から令和7年度までの5か年計画となっておりますが、この計画の中で廃線と、令和5年度末をもって廃線ということが決まっております。なお、正式な決定につきましては、来年1月に行われますこの法定協議会の全体会議におきまして決定をするという運びになるという段階でございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

やはり方向性というのはあらかじめ出ているのかなと思うのですが、これ皆さん町民の足にもなっておりますので、そういう情報というのは早めに出してもらわないと、そこで生活している方、バスを当てにしている方、もちろんそのバスで通勤通学に使われている方なんかにも大変影響が出るものだと思います。使っていたものがいきなりなくなってしまうわけですから。なので、そういうのは早め、早めに方向性が決まった時点でぜひお知らせするべきではないのかなと思っております。その……

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今の質問を聞いているとごもつものような感じがするのだけれども、決まらないうちは想定で出せないのということです。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 決まらないものは、確かに決定ということは通知を出せないと思うのですが、やはり方向性というものが決まった時点で、方向性でも町民としては知るべきものではないのかなと思っております。

実際バスのほうがなくなってしまった場合、その後板倉町としてはどのような交通手段、町民の交通手段というものを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当然そういう意味では、いわゆる利用されている、既存既得権みたいなものを基本的には持っている前提として、できるだけ不便をかけないような最良の方法を提案するというので、基本的には全てのものが、廃止をすとか、方向性を変えとかという場合には、よほど利用価値がなくなって、も

う関心も全くないということであれば別だけれども、基本的にはあったものがなくなれば、当然利用した人が不便になるというのは分かり切っていることですし、そういったものを基本的には全部整えた上でということで、それを踏まえた上で申請をしていくということでありますので、いずれにしてもそういった方向で検討しているということで、細部については担当課長から答えさせます。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ご質問の館林板倉北線の廃線後の町民の交通手段でございますが、現在運行しております板倉町コミュニティーバス、これは南地区を走っております南線と申しておりますが、こちらのコミュニティーバスと同様に、今回廃線となる北地区を中心とした路線として板倉町コミュニティーバスの北線を令和6年4月1日から運行するというので今現在計画しているところでございます。

新たに運行いたしますコミュニティーバスの北線につきましても、南線と同様に通勤や通学、通院、また高齢者等の交通弱者の移動手段の確保、これを目的としまして、運行経路やダイヤ等も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

現在コミュニティーバスのルートとか、そういったものを今検討しているということで承りました。実際町内に住んでいる学生さん、特に高校生、通学にバスを使いたいだけだけれども、実際使えていないという声も上がっているとは思うのですけれども、そういう声なんかもぜひちょっと取り上げてもらうべきなのではないのかなと思っております、実際高校生、朝、夕方よく使います。そういう方たちのためにルートを考慮して、利便を上げるべきと思うのですけれども、その辺の検討の余地というのはありますでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 藪之本議員が想定している高校生とは、どこの高校へ向かうバスを、人を想定しているの。明和の商工もあるし、古河もあるし、全ての人に想定せよとは無理な話。

例えば今のバスでも、先ほどもし突然でなくてもやめるというときに対しては、規定の利用者の利便性も考える。規定の利用者の利便性は考えたいけれども、これ以下ではもうどうにもならないという利用率が下がっているわけです。だから、もっとはっきり言えば、やめても困る人が少ないわけです、利用が全くないに近いわけですから。それを踏まえて、今までも高校生とはどこを、どの学生を対象にするのか。館林の女子校なのか、あるいは館林の駅まで行って、太田から足利から佐野から全部行く人たちを対象とするのか。その人たちの電車の利用時間はどうするのか。それに全部合わせるなんていうことは全く無理な話でありまして、どこのことを高校生の利用を考えたというのは、言うことは簡単なのだ。でも、議員さんなので、少なくとも最多の利用しているのはどこか。それに対してその人たちの不便を、不便になるのであれば、どうそれを補うのかという質問であれば答えやすいのだけれども、非常に耳障りは悪くない話なのです。

だけれども、高校生一つ、例えば今現在でも南の人たちが何人か乗りたいということで、館林の商工に乗っている人が乗れないではないかと。南の人です。北の人ではない。これは北線だけれども。でも、明和町

と協議をしないと成り立たないわけ、今までの路線バスは、町単純でやっているわけではないから。いろいろそういう難しさを乗り越えて、幾ら努力してもできないものもあるわけです。そこら辺の実情も一緒にまずは下調べをしていただいた上で質問してもらわないと、はっきり言って答えようがないと思いますが、できる範囲内で答えさせます。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまのご質問の利便性を上げるための検討の余地はあるかということにつきましてお答えさせていただきます。

この館林板倉線、こちらにつきましては特に高校生の通学の手段ということで、特に板倉高校に通学する生徒が多く利用している路線でございます。また、このバスを使って館林駅や板倉東洋大前駅からまた高校へ通う、ほかの高校へ通うという高校生もいらっしゃるかということは承知をしているところでございます。このような高校生の利用にできる限り合わせる、利用しやすいようにということで、この館林駅、板倉東洋大前駅の電車の発着時刻とのすり合わせを行った上で、この板倉線のダイヤについては編成をしているところでございます。また、町のコミュニティーバスにつきましても、この公共路線バスとの接続を考慮して、ルート、またダイヤのほうは作成しているところでございます。

公共路線バスに関しましては、高校生の利便性につきましては最大限考慮した上で対応しておりますので、さらなる検討の余地と、今以上の検討の余地というものにつきましては難しいというふうに考えておりますが、路線バスのニーズにつきましては利用者の状況が変わることによって変化していくものでございますので、随時この運行状況を注視いたしまして、課題が見つかった場合には可能な限り改善を図ってまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

確におっしゃるとおり、先ほども町長もおっしゃってございましたけれども、全員の要望に応えるのは確かに無理なことだと思います。その中でも、やはり駅を使うという、公共の乗り物を使うというところでもたくさんの方が使われていると把握しております。もちろん東洋大駅、館林駅、その近隣の駅を使われている方もおります。実際皆さん、高校生になられた方、そういう方たちに聞いてみますと、公共のバス、乗りたくても実際そのバスに乗ると遅刻してしまう。もしくは、その前のバスに乗ると無駄に1時間も早く乗らなければならない。そういう乗れないバスだというのは聞いておりますので、今後コミュニティーバス、今ちょうど編成しているというふうにお聞きします。調整しているということを知っていますので、そういった面も踏まえまして、高校生のためにも、高校生といたしましても特に駅を使われる方たち。最近駅で隣の高校に行かれる方もたくさんおります。そういう方たちのためにも、そういう配慮ですか、少なくとも電車に間に合うような時間帯に走らせてもらう、そういうことだけでもかなり大きくなると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま担当課長から申しあげましたように、もう最初から、何十年も、路線バス制度が始まってからずっとそのことを念頭にやってきておりますし、それで駅だけをつないでいると、例えば商工へ行くとか、板倉高校へ行く人が、北地区の人が板倉高校にも使いたいと言うのです。そういった場合、皆様はどう考えるのかということも一つ考えていただきたいという意味で、ちょっと今きつい反論をしているわけ。

何でもあったほうがいいの。だけれども、先ほどの青木議員の話のように、10年後、20年後はさらに子供が少なくなって、そういったときに始めたものはそんな簡単にやめられないという片や実情もありますし、今現在も果たして個々一人一人とは言いませんが、その要望を聞くことはしよせん無理な話ということで、やむを得ず親心は承知をしておりますし、それを踏まえた上でもここら辺以上は駄目だというようなことで今日まで来ているのが実情でありまして、聞きようによると何もしていないみたいに、別にそういう意味で言っていないと思うけれども、今よりもっと、もっとということは、それは形としてはあり得るけれども、我々が今が常に最善を目指しているわけです、常に。だから、今よりもっとということは非常に難しいことですが、もちろん言われれば努力はしますけれども。

そういう意味では、電車の時刻表にしても、最低できれば2本、何とか到達するように。だけれども、それに合わせると、今度は途中で乗れない人ができたり、利用率が下がったり、非常にこれは。しかも、例えば板倉から出る東洋大駅行きであれば、それはほかに相談するところは少なくて済むけれども、館林の駅になると北回りであろうが、あるいは南であろうが、明和町は川俣の駅へ着けていただきたい。川俣駅を回って館林の駅へ行ってもらいたい。板倉は、今までどおり川俣はもうしばらくずっとオミットというか、対象外だったのでとか。そういう攻防が、時によると町の言ってみればけんかにまでなるといふ。何年か前、明和町と板倉町で裁判がたまになつたけれども、明和町さんの言うことはちょっと通らないということで、県の裁定で板倉町が勝たせてもらったということもあるのです。

いずれにしても、そういう意味で常に今やっていることが余地があるのをやらないということではないのだということ。最善の策として考えて今もやっているのだけれども、ではなぜそれをやめるかということ、利用率がさっきも北線の1便当たりの利用率、お調べになってご承知ですけれども、ガソリンをまいて歩いているようなものだ。それは、板倉町も含めてどこの町でも似たようなもの。必要だ、必要だと叫びながら利用しない。利用してくれると、利用するように細かいところを回れという路線変更。回れば時間がかかって、歩いていくよりもうっかりすれば館林駅へ着くのが遅くなってしまふかもしれない。人は宇沢整形に寄れ、あそこへ寄れ、ここへ寄れ、限りなく要望が出てくるわけです。それを調整するというのは非常に難しいこと。

また、我々はおいしい話ばかりを引き受けるのではなくて、時にはやはり財政も含めた、総合的に皆さんの言うことを満足させることも、努力するけれども、難しいということも率直に伝えていく必要も、それが我々の役目であり、議員さんも下から上がってくることで上につないだって、できないことをつないだのでは難しいということもあるわけですから、そういったことも含めて今後も基本的な質問の原則論の先にそれらも踏まえていただきたいという感じがしないでもありません。さらに不足する部分は。いいですか。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

やはりちゃんと皆さんもいろいろ下調べしてもらって、やることはやっているというのは重々よく分かります。分かるので、その辺も一緒に公表してもらえると、私たちももっと納得すると思うのです。できないのだったらできないでいいと思います。これこれ、こういう理由でやっていませんとか、そこまで言っただいていいと思います。確かにマイナスイメージになってしまうと思うのですけれども、そういったところも踏まえまして……

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 町は、広報に対してマイナスイメージだからやるとか広報しないとか、そういうことは一切ありません。

マイナスはマイナスとして認めていかなければ、今のご時世、情報公開もありますし、一切損得勘定でなく事実をお知らせしているということを含めて、できればその範囲内で町民から喜ぶ声があれば、それが我々にとっては一番いいことですけれども。ということで、そういう情報操作を役場の職員とか、特定の人のために操作をしていることは一切ありませんということで、今やっていることに対しては広報が足りないということであれば、それは考える余地もあるかもしれませんが、でも先ほど尾澤議員のお話にもありましたとおり、幾らこれだけ説明しても分かってくれないもの、それは自己責任だと。片方がちっとも理解しないのに、幾らやっても。紙は紙の媒体で今できるだけやっています。その前にある声の媒体は。紙は何十枚です、幾ら使って。もう配る人が嫌になっているわけ、区長さんが。そこへ区長さんも来ているけれども。そういう出せばいい、知らせればいい、知らせるには人手が必要、音声が必要、音声だけでは聞く人がいないからどうするのこうするの。それは理屈をつければ簡単なのだけれども。そういったことも含めて、こちらにも反論の機会が、言いたいことはあるということで、今日はせっかくですから、若き藪之本議員と真っ向から議論してみようと思ひまして、こういった対応をさせていただいておりますが、そういうことです。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。分かりました。

では、続きまして、東洋大学のことについてお伺いしたいと思います。東洋大学が実際今いろんな話が出ていると思います。板倉町として東洋大学撤退後の土地、建物の有効活用を検討しているのかということでここちょっとお伺いしたいのですけれども。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 東洋大学の土地であります。いなくなったらということで、いなくなった後は、土地の所有者がまず我々に撤退の後の絵図面を見せるべきということで、人んちの土地の、住んでいるお宅の後の使い勝手まで町が検討したら、それこそもしかすると相手から告訴されるような状況になろうかとも思います。

どちらかという、それは私の責任になるかどうか分かりませんが、ここのところいい話は、始まるという話がぼこぼこ来る場合もあるのだけれども、先ほどもお話ししたけれども、災害の話、あるいは東洋大学の撤退の話とか、いろんな話がここのところあまり。いい意味での打ち上げ花火がしたいのだけれども、そういうスランプ的な、表現、スランプなのか、それはもしかしたらこの町の持っている究極的なある意味での欠点のために、そういう時期に、悪い回転に入っているのかどうか分かりませんが、我々はそれでも努力

を一生懸命している。しかも、厳しい、苦しいときほどいい情報を欲しいと、担当も含め、倍も3倍も苦労しているわけ。だけれども、ないときはないということだ。

今言ったように、東洋大学さんについてもぜひあなたから言っていただきたい。あなた卒業生でしょうか。だって、板倉町にも役場の職員にも東洋大学の卒業生は就職もしています。あるいは、この地域にもいっぱいいます。でも、一方的に群馬県も板倉町もぜひいていただきたいと言っているのに、自分の学校の都合で撤退します、来年の3月いっぱい撤退を完了すると言っておきながら完了もできない。だから、我々に迷惑はかけているけれども、人の心は平気で無視、踏みにじっているというか、極端な表現をすれば。それは、あなたの大学というのは人を教育する資格があるのというぐらい、藪之本議員、同じ大学を卒業して。でも、これは理事長と向かい合って私も言っています。社会通念であれば、自分の都合で一方的に撤退をするのであれば、相手先のことを普通考えるのです。さっきあなたが言ったように。いわゆる撤退を、バス路線を廃止するのであれば。廃止したら、その後どうなるか。その人たちには最低現状維持で、形態が変わろうがやらなくてはならないとか。そういうことを我々は考えているのですけれども、残念ながら今の東洋大さんにはそれが認識がないというか。それでやむを得ず県と町と大学さんと3者で月に1回ずつのペースをやっていますが、2年たっても3年たってもなしのつぶて。板倉町が手を出そうにも、相手が法的に権利が全て持っているわけです。それを空き地をどう使う、あそこを使わせてくれ、ここを使わせてくれ。そんなことだって言える権利は私はないということで、歯を食いしばって我慢をしているところなのです。ただ、世の中には、そこにも新聞社が来ていますが、マスコミというものもあるから、よせばいいのにこんなことを書いたって、周りのことや実態を困らせるだけの場合もあるよとか、我々も注意したりするわけ。世間を騒がせて、住民の人に要らぬ期待を。先端大学なんて話がそうだったでしょう。あの大学、進出する大学が既に経営者が潰れてしまっているでしょう。あれを目の当たりにしてやったら、今頃また二の舞です。1年もたたないうちに。東洋大学が撤退した。喜んで今度は次の大学、跡地を求めてくるなんていう話を信頼して。そういう世論にどうしても踊らされてしまう。

我が町も例えばそういった根も葉もない話は信頼しないようにということも公式的には非常に言いづらいところもあるわけ。だって、その後どういうふうに関開していくか分からないのだから、相手は。ということで、非常に苦慮しながら今日まで来ているのですが、一言で言えば発表できる段階にまだないということが実態です。これはずっと同じことを残念ながら言い続けてきています。できれば大学さんのほうから。だって、誰が考えたって大学の名前、駅の名前、大学の名前がつけてあるのですから。それを一方的な理由でこちらがお金を出して変えるなんていうことは普通考えられないでしょう。駅の名前一つ変えるにも、時刻表一つ変えるにも何億円という銭がかかるわけ。聞いた話ですけれども。あるいは、板倉町の政策の柱である学園都市、自然と環境調和の取れた学園都市板倉とか、政策の柱に置いてきたものを大学は。そういうことは新人の人は知らないかもしれないけれども、過去に議会の皆さんに理事長にこの場に来ていただいて、全部質問を浴びせたわけだ、2時間にわたって。誠に皆さんのおっしゃるとおり。だけれども、我が大学もという理屈で土下座はしなかったけれども、何とか認めていただきたいというのが、ここで参加した人は荒井英世氏から延山氏から市川氏、青木秀夫氏、皆さん見ているでしょう。そういった経緯もある中で、そんな軽々しく扱えないのです。

しかも、県との約束もある。共同体で議論しているのですから、一方だけの好き勝手な行動も取れない。

あるいは、発表するときにはそれぞれほかの2者、板倉町で発表するときにはこういうことを発表してほしいかということも含め、相手方と相談して了解を得るとか、おもしろつきでやって、板倉町の要望だけを単に伝えて、その要望が町の絶対多数の要望でなかったら、あるいは大きな損失を出したら、どなたが責任を取るのですかということも当然考えるわけです、交渉事ですから。ですから、そんな簡単に情報を流せ、流せというのは簡単なのです。だけれども、情報が流したくても流せない。また、流す材料が現在本当のことを言っていないということが事実であります。待っています。ぜひ一日も早く、板倉町に迷惑をかけないで、私も肩身が狭いと言ってください。同じ大学を卒業して。ぜひ板倉町のために御身を、矛先をはっきりと方向づけて、ぜひ板倉町民が拍手をして喝采ができるような話を持ってきていただきたいと。

そういったものは、我々も会議のたびに申し上げておりますし、また一番最初の議会で話し合うその前後に出した町の当初の結論は、これだけ言っても撤退をされるということで、理事長まで来て、我々にも非常識であるとか、そんな一方的であり得ないとか、それが学問の府かい、何が哲学の、井上円了ではない、円了だなんてふざけたことを言っているのだ。あなたたちのやっていることが、自分の意見を通すだけではないかと、そこまで議論をしたわけです。それは議会ももちろんそうです。そんな形で今日まで動かない。向こうは田舎の小さい町だと思って、どう考えているのかもしれませんが。山本知事まで行っても話が進んでいないのです。あまりこちらでこの状況は知らせる必要があると、例えば県内、我々なり、大学なりが結論を出せば、あるいは合意をすれば、その時点で町民が納得しようがしまいが、相手方3者で話し合った結果として現状であるということは報告をしなくてはならないとは思っていますし、またよりいい話が来れば、これは喜んで一日も早く発表したいのだけれども、どうだということで我が町からも東洋大さんや県にも交渉もしますしということで、残念ながら今現状では我が町は不満です。率直に言って。町の柱から、ニュータウンだって学園都市を目指してニュータウンもまちづくりを始めたのです。ということも含め、それを根本から裏切ったと言っては何ですが。結婚で言えば、共に白髪までみたいな形で付き合っていこうと、あるいは一緒に頑張っていこうと考えていたのが板倉町と群馬県だけだったのかもしれない。契約書がないのです。調べても。

結果的には、一方的に群馬県の県と我が町はいてもらいたい、こういう話では困るのです、何とかしてと、群馬県だって大学が10や15あるでしょうと。みんな学生減少の波の中で闘っているのです。だから、もしあれでしたら、その中でも東洋大学の板倉町のキャンパスが核となって、もっと弱い大学を吸収しながら、でも何とかこの町で頑張っていたらいいとか、あらゆる交渉もしておるわけですが。今は、あとはこちらの言いたいこと、要望というのは、それでも駄目でしたら撤退は認めざるを得ない。だけれども、あそこへ建物をそのまま置かれては、だって土地を草ぼうぼうにされてしまって、大学の持ち物だからそこまでもしかすると可能性がなきにしもあらずなのです。大学の建物の上に原野になってしまう可能性だってなきにしもあらずです。でも、そこまでは幾ら何でも東洋大学、我々も例えば久喜市、先進地、そういう意味でのマイナスの先進地ですけども、東京理大が撤退をして、半分を売買で処理し、半分は久喜市に建物ごとくれていったという事実もあるのです。10年間もらった久喜市は10億円からいろいろかけてやったけれども、使い勝手が悪くて、結局ついこの間東京都の何とか専門学校へただでくれたと。もらったものに10年間10億円で金をかけて、維持してきたけれども、使いようがない。もらってくれるところがないから、ただでしょうがないからくれた。結局もらった久喜市は、10億円以上の損失を出したということです、さらに。でも、そう

いったことまでを一々、一々、それは知りたいという人は無限にいますけれども、行政という立場から限りある範囲内で情報を共有し、発表できるまではやはりそれはということで、大学側との了解の上でやっていますので、あるいは県との了解の上でやっていますので、板倉町の住民の皆さんが幾ら心配をされても、実態が心配がないような形で発表できるまで発表はしないと、できないということが事実だと思っております。今の現状はそんなところでしょうか。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。確かに建物、土地というのは東洋大の持ち物なので、板倉町がどうのこうの言う権利は全くもってないとは思いますが。

しかし、3月に東洋大学はもう撤退するのです。3月に撤退、もしくはもうちょっと延びるかもといううわさだけが出回ってしまっている状態なのです。報道機関より撤退発表後、特にいろいろ検討されているとは思いますが、板倉の確かに発展のために大学を核としたニュータウン構想なんかでも中核になっている大学が撤退してしまうわけではないですか。そんな一大事の中でも、板倉町から町民へのやはりそういう説明ではないけれども、情報というのが今も確かでないと言えないというのは言っているのですけれども、そういう発表まではいかないにしても、情報というのがありましたか。全くもってないと皆さん言っている。だから、町の町民の人たちが不安になって、一体どうなるのだよと、何を考えているのだよ。逆に板倉町は何も考えていないのではないかと、そういうふうに思われがちなのです。

なので、私がここで言いたいのは、先ほど町長がおっしゃったように、何もできないのだよと。あの土地はもう全部東洋大のものだから、板倉町は何も言えません。その後の話もいろいろ協議しているのだけれども、何の進展もないのです。そこまで分かっているのですしたら、その状態も踏まえて、やはり町民には知ってもらい、もしくはこれ町民に説明する義務があるのではないのかなと私は思っていたのですけれども。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういう論理からすれば、そういうものも考えられるかもしれません。

しかし、何も決まっていないものを、東洋大学も方向性を出していないわけです。現在も進行中である土地をどうするかを物色したり、極端に言えばいろんな不動産屋さんから、我々も全て事実を把握しているわけではありませんから。相手が努力しているのに、しかも発表する段階ではないのですよと言っているのに、今言ったように、今私はこの場ではっきり藪之本議員の質問だから、現状ではこんなものですよということをはっきり言っているわけだけれども、実はそんなに簡単に言えるものでもないところは正直これでもあるのです。

大学が今現在、もしかしたらあと半年後においしい話を今現在つかんでいて、ただ知らせないだけかどうか分かりませんし。日々進展をするのを、あるいは進展があるかないかも含めて、県の産業政策部、あるいは企業局、それから板倉町の担当課、我々、そして大学の幹部、幹部とは理事長以下。言ったことに責任を持たなくてはならない立場の人たちも含めて、合意をしたものについて発表をしていくという、それきりなのです。それについては、発表はできるものはしているということです。ただ、だからそういう意味ではそれだけ騒ぎの大きいことだから、町民の皆さんでは心配もしたり、それはあるのだろうなど。でも、それがあったにせよ、でもありもしないことを発表もできないし、現状がちっとも進んでいなければ、また発

表したとて町は何をやっているのだということと同じことになりすし、だから我々は甘んじて歯を食いしばって、批判をされるのも覚悟をして、今現在はそういう状況でもあるということも事実であります。だから、藪之本議員の質問にも理解できないところもないではない。理解できる部分もあるのだけれども、なかなか町民の皆さんが納得のできるような時期に納得のできるような、それが前に進もうが、後ろに下がろうが、どちらでもないのだから、現実には。人によっては、うちの町は急がないという基本的には考え方でいます。

それから、一応大学の体をなさなくなった時点で、生徒がいなくなったらという大ざっぱなもので課税をちゃんとしますと。課税額も既に計算ができています。今までの20年間よりも町の収入は相当アップします。だから、皆さんが心配しているよりは板倉町の過去の20年より、あのままでずっと誰も来なくても、板倉町の収入は増えます。だけれども、そんな話をしても誰も喜ばないでしょう。要はにぎわいの問題もあるし、あるいはそれに付随して商店街が増えていとか減っていとか、そういった問題とか、マンションの話とか。私が率直に言って、不思議にしていると言っては語弊があるのですが、一番心配をされているマンション経営というか、アパート経営というか、その方々からどういう心境であるのか分かりませんが、正式に苦情も、どうなっているのだという声も、正直言って我が役場には届いていないでしょう。それは、だって我々は当然そういった学生相手に自分の、ある意味ではニュータウンの買収を受けて、そういった資金を別の転用して投資をして使っているとか、いろいろ収入も含めて考えてみんな経済を回しているわけですから。とかいろいろ考えている面もあるのですが、そういう意味では残念ながら今現在、不思議なことも幾つかあったり。

何より大学さんが自分のことばかり考えていて、それは逐一我々は話合いのときに大学側もちゃんと混じって伝えているのです。だけれども、返事が来なくて、その来た返事を推測だけで町内に流して、それはできないのですよ、行政としては。だから、理不尽なところもあろうかと思いますが、でもきっと藪之本議員が今日こういう場を使って質問をこうしてやってくれたから、これだけのことを今の時点で言えるぎりぎりのところまで。でも、これはこういうお互いが議員さんで、議会で、でもこれは議会とは、町民がここに一般の傍聴者がいるわけですから、町民の皆さんに公として現実にはいわゆるこんな状態であるということを使う覚悟で今日は発表している。でも、県があそこまで町長言う必要ないとか、後で出てくるかは分かりません。でも、それはそれとして町の責任者ですから、町民の皆さんがいろんなことを踏まえて、聞きたい、待ちたい、待っている、でもいい情報を提供をしたい、いい情報が欲しい。取りあえず大学さんは身の振り方をどう考えているのか、あの場で構わないで大学生はいなくなって、廃墟として10年置くのか5年置くのか、その努力は大学もやっているけれども、いい話が全くないということではある。大学さんがいろんな不動産会社とか、大手の、あの代わりに何を土地利用するかと。

大学さんそのものの話もないのに、我が町も時折心配されてくる、いわゆる不動産屋的な大きいものも来ますが、どう考えているかと言われても、板倉町としては更地にしていただいて、今まで20年先全く一銭もお金が町に収益がない。ほかには企業誘致をして、明和ではないけれども、コストコはついこの間ですけれども、いろんな大きい会社も、千代田はサントリー、我が町は大学を誘致したと、周りの町は笑いながら、板倉の人は大学がある町の人であって、みんな気品があって立派だなんて。それをまともに受ける町長がいいのか、私も分かりませんが。そんなに欲しければ大学を誘致すればいい。いや、うちの町は結構だ。

ということも含め、同じ轍はできれば踏みたくないということも含め、せつかく撤退をするのでありましょ
うから、大学さんに対して。我が町としてはできればこの地にもういたくない、幾ら懇願されてもいないと
一方的に宣言したわけですから、校舎も何も、土地はどうせ持っていけないわけだから。残った土地は幾ら
で買うか、売るか、寄附するかという問題は、先例で久喜市にもありますので、そういったことのどれを選
択するかは分かりませんが、あるいはミックスでなっていくか分かりませんが、できれば学校
とは縁を切りたい。そういう意味で、新しい企業誘致でもあそこに。それは常々私は言っています。
それは知らないとしたら、知らない町民の皆さんが情報をそんなに欲しがらない人は知らないと言うでしょ
うしということでもあります。

いずれにしても、ただ私の言っているような状況で果たして板倉が思うようにいくのか、分かりませんし、
大学さんがこういう企業さんが見つかりました。板倉さん、どうでしょうか。そういったときには、あそこ
は大学、学校用地ですから、学校きり誘致ができないみたいな制約も逆にかかっているのです。かといって、
板倉町は学校ではないほうが欲しいという矛盾したことを言っているのです。大学は、少しでも撤退してい
くに対して居抜きではないけれども、値よく売りたいというのが多分基本的な総合的に経営からいけば。と
いう考え方がありますでしょうし、それを踏まえて三者、それに対して県も過去に何十億円という投資もし
ていますし、あるいは町も駅も含めて町民の皆さんからも多大な寄附も頂いておりますし、そういったもの
に大学さん側のいいなりになるべきかどうか我々は分析しながら、こうあるべきだろう論を展開をしてお
りますし、ということで、ただそれを一々出したら、町民の皆さんは1,000人いれば千人千様だから。町長
の言うことはもっともだからということで、何を言っているのだ、そんなことは言っていることはないと絶
対いるわけですから。そうすると、もう決まるものも議論も何も決まらなくなってしまうと。

例えば町民の今の時点でも、あそこを陸上競技場がもったいないから借りたい。借りればいいではないか。
テニスコートがあるから借りればいいではないか。板倉町がそういう声が圧倒的に、例えば7,000人、8,000人
の声であれば、またもしかしたら打つかもしれませんけれども、そんな一握りのその道のそこを使いたいと
いう人だけの意見でそれに乗っていったら、大学側からすれば、そんなに欲しいのならこのくらい出してく
れば売ってしまいますよなんて言われたときに買うのかいと、どうするのだということになったり、いろ
いろ難しくなってしまうので、ある程度はまず公表できるようなところまで、あるいは納得できるよう
なところまで三者で話を詰めるところまで詰めるということで、今現在進行形であります。

そういう意味では、町民の皆さんがある意味ではどう思おうが、出せる情報がないのに情報を出していく
というのは、義務と権利の問題にしても、それは別問題であろうというふうに私は考えております。それが
また副町長、あるいは企画財政課長、総務課長も含め、基本的には役場の首脳陣の考え方と一致している
ところであります。私も独裁者でもありませんので、私の言うことを全部従えと言っておりませんし、進む道
はこれでよろしいか、失敗したら責任も取れるかどうかとか、先ほどの水道の話が出ました、下水道の話も
出ましたが、失敗したで済まないから。だって、今までに役場2つですよ、水道だけで。これから50だか100だ
か分からない。方法論がないと言っている。板倉町の皆さんというのは懲りないのかねと私なんかは思うわ
け。そんな簡単においしいような話にぼんぼん飛びついて。私が臆病なのかどうか分かりませんが、そ
ういう意味ではさらに機会があったら論戦もしながら、いい情報があったら早速でもそちら側、もうそんな
話が入ってきたのですかという、そういうことを期待しますけれども、今現状ではそういう現状です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

東洋大学の大学というところで見ましたら、町長おっしゃるような話になると思います。これやはりニュータウンの構想といいますか、東洋大学を核としたニュータウン計画の中の大学だと思うのです。その大学がなくなってしまうわけですので、撤退してしまうわけですので、ニュータウン計画そのものが多分方向性が変わってくると思うのです。その中でやはり大学がない中で、板倉町、新たな方向性、計画、そういったものはあるのでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それは、町長一人が考えることでもないし、まだその時期でもないと思います。というのは、要するに学園都市ではなくなったけれども、学園都市としてキャッチフレーズは使ってきたけれども、実態として学園都市だったのかどうかも分からないわけです。率直に言って。

役場で考えれば、地元にあるのだから職員を何人が採ってくれとか、大学からの要請があつてそれに無理して応えてきた経緯もなきにしもあらずかもしれません。あるいは、大学に農学の先生がいるから共同研究しようという、ニンジンとか幾つか、例えば大学の研究機関を利用させていただいてと。それは利用させていただいてというか、申出があつたので、断り切れずとか、いろんなその時点、その時点の理屈はありますけれども、要するにはっきりしないものは、例えば会社を幾つか考えられる期待をしている面であれば、あの跡地の面積を全部更地にして撤退していただくというのが我が町の基本的な要望でございました。それは、先々のそこへ企業とか、そういったものを誘致することによって、人口減少で所得水準が町の収入が大きく減ることが予想されるのを1社で何千倍という稼ぎを、先ほどもガスの話が出ましたが、そういったことごとなので、幸せに今の逆境の、どこの町でも逆境に向かつて、なすすべもなくやっているわけ。人口、人間が減ってどうするのですか。明らかに減ってどうするのですかと言ったって、簡単に解決できる問題であれば、とっくに解決しているわけだし、日本全国、国とて明確な話が出てきていない。その結果として、30年、50年、このまま。今すぐ効果の出る手を打ったとて人口減少は続くとか。そういうものはほぼはっきりしているわけです。あらゆる講演会、私も東京の永田町とかいろんなところに行ったもので、慶応、早稲田、東大、超一流人、野村総研から三菱銀行から、全ての状況分析を聞いた結果として、人口減少は止まらないというようなことも踏まえたときに、質問されても我々も国のせいにするわけにもいかないし、努力はしていますぐらいきり言えないわけだけれども、そうは効果的なものはないわけです。

それよりも、いわゆる空き家を生まない方法を検討したほうが良いと思っています。空き家対策。みんなこのうちも空き家を自分ちで造っているのだから。空き家を造ったら、そのうちに罰金でもかけるのが一番早いだけれども、本当のことを言えば。自分で世話する。自分で処理するのは当たり前ですから。ですから、先ほども極端に言うと、今までが財政的にも経済的にも日本も恵まれた状況が一時ありましたから、国民の要望を全部応えることがよしということで。その応えられた分だけ何が後退したかと。国民の充実が後退したのです。防災も自分で守る気がなくなって、自分で生み出した空き家も、あるいは泥棒に入るような自分の管理さが悪いのも、カメラをつけろ、銭が欲しい、みんなそういうやってきたことが結局は個人の防衛能力を衰退化させるという論理だってあるのです。

愛情が過ぎればかたきになりますし、たたいて育てろという言葉も古い人間は使いますが、果たして今はみんな欲しいものはつくってください、つくってください。お金はどうするのですかというのを常に考えてもらいたいと言うのだけれども。議会でさえ、当町の議会はまだ健全なほうかもしれませんが、何でも議員さんも含めて、町へ要望を出すのが仕事。あれははっきりやめてください。私の名前を出しても結構です。町民の皆さんだって、あれをやめろなんていうのは一つも言わない。中で財政はバランスが取れるのですか。ということも考えたときに、我々は常に苦しい思いをしながら、今は私の姿勢からすれば相当腹立って、頭へ来て、かっかっ来ているような情景が映し出されるかもしれませんが、でもそれでも至って冷静に、はい、分かりました、できることからやりますとか、そういう方法で今のところしのいでいるわけですが、どう見たって帳尻が、日本の国は、日本の国だけは、印刷すればお金はどんどん埋まりますけれども、自治体は借金はなさない限りは破産しますから。だから、ぜひ皆様方も町民の皆さんの要望を聞くのが仕事ですが、要するに町民の皆さんに説明するのも仕事だと思っています。その片方に偏れば、駄目な議員になるに決まっているではありませんか。自分のうちだって経済、入りと出で生活しているのですから。ということも含めて、非常に我々も今のところ苦しい状況が続いていることも事実です。

したがって、大学側についてももう少し町の方向性が、だって方向性が固まらないのだから。天下の東洋大学が3月いっぱい撤退しますとあって、8月までずれ込む。普通なら、会社なら3か月ずれ込んだだけでお金で幾ら補償するとなるのです。人間を扱っている学校というのは、あの程度甘いのかなと我々は考えますけれども。あるいは、国民の我々を、学識が豊かだと自認して、どれだけこけにすればいいのかという、本当のことを言って、そういう憤慨した気持ちもあります。それは何も知らない町民を代表してです。そういうふうと思うところもあるということです。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

そうしますと、3者協議で皆さん協議されているということで、東洋大の利活用というか、今後の流れ、そういう話を待っているのだと、そこが済んでから板倉町のあるべき方向性を考えていくということでしょうか。同時になくて、東洋大学が何を方向性を示して言うてくるのか、それを持ってでないと、板倉町ニュータウン計画があったと思うのですけれども、町のための発展、そこの穴埋めするだけでもいいましようか、大学が撤退するに当たってそれと同等のインパクトのあるもの、町の発展のためにどうするべきかと、一緒に考えなければいけないと思うのですけれども、そこの部分というのはまだ考えられないという、考える時期ではないという認識でよろしいでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 町でも率直に言うと、たれば、前提にたればをつければ、例えば大学さんが撤退した後企業が入ればとか、その企業が入ったらどうい企業をできれば要望するかとか、それはずっと例えば必ずたればで想定をし、現実とのギャップが生まれますから、それに対してあくまで妥協という形を取って、全ての板倉へ進出する会社が決まっております。

基本的には、考え方で町民の皆さんだっているいろいろあると思うのですが、大学がいてくれるのだったらい

てもらったほうがいいのに、何でだろうと言っても、いてくれないというのだから、これは県の知事から我々が三顧の礼をしいてやっても、だからそのくらい厳しいのかな。だけれども、人によると経営内容を見れば全然厳しくないのです。だから、自己保身がほかの大学より強いということで、板倉辺りだから踏みにじっても構わないぐらいに思っているのかなとか、これは邪推になりますけれども。でも、いずれにしても一応の名の知れた、会社で言えば超一流会社ではないでしょうか。ですから、我々がそんな一々地元の声として上げなくても、一定の方向性は出すものと、出していただけるものと、腹案です。だって、撤退した後の責任、土地まで持っていけるのならいいけれども、土地は残るわけです。建物は、もしあれでしたら壊していただきたい。土地は交渉して、土地もできればただで置いていってもらいたい。話はしています。最初からそれは文書で申し入れております。

その後は、その返事すらまだ来ていません。来ていなければ、組み立てようがないではないですか。例えば町の一方的な要望に対してはそういうことで回答はございません。今までの経緯ですと、そこへ第三者から茶々が入って、先端大学云々、何も知らない町民の皆さんや近隣まで、板倉は先端大学が来るというのでよかったですねと言っていたかもしれませんが、我々は水面下で調査してしまっていて、おそらくそんな結果になるのであろうということで、多分東洋大さんそのものも先端大学さんに何回か行き会ったぐらいで話は没になってしまったのではないのでしょうか。いわゆるそういうお騒がせな議論というのが案外先行するわけですから。ですから、こういったときにはしっかりと耐えて我慢をして、結論が出るまで。勇み足をするともた取り返しのつかない、過去の二の舞みたいなものもどうしてもあるかもしれないということも踏まえ、しっかりと構えて、まずは東洋大学さんがどういう結論を出してくるか。

でも、それが10年たってもということではありません。再来年の1月1日、年度ではなくて年切替えの課税になっていますから。だから、あと1か月後の1月1日ではなくて、その次の1月1日には建物も含め学校の体をなさない状況であればという前提になりますが。生徒が10人いても学校か、20人いても学校か。大学側は課税を免れることももしかしたら考えるかもしれません。だけれども、ここまで来て課税を、自分たちは好き勝手なことをやっておいて、そのときにはもっと強くなりますよ。地元は課税を免れるので、適当にあしらうなんて態度が見えれば。でも、そこまでまだ疑ってもおりませんし、天下の大学ですから、それなりの常識的なご提案もされるであろう。当然久喜市の対応なども知って、東京理科大ですよ、ご承知だと思いますが。七、八年前か、撤退もされて、その前例も大学さんとも話も多少しておりますし、ということも含め、全て今のところ大学側の手のうちに。それがこちらが納得のできる形で来るか、あるいはうんという形で来るか、そのときに町としても困ったときにはもちろん議会にも相談をしないで。初めてそこで相談です。その後ですよ、町民の皆さんは。それを皆さんが町民の代表だからです。1万人を寄せて、烏合の衆に勝手なことを言われたのでは決まることだって決まらない。その前に皆さんに代表に、あるいは区長さんとか、順を追って合意形成を図っていくという手段になるのだろうと思います。いい話だって受けるにもです。ということで、迎合主義にはなれない部分もあるということもご理解をいただければというふうに、私の立場とするとです。

○小林武雄議長 町長に申し上げます。時間が過ぎておりますので。

藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。時間ですね。

[何事か言う人あり]

○小林武雄議長 最後、まとめてください。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。時間になりましたので、これで終わりにしたいのですが、残ってしまった東洋大学から板倉町にどのような提案が来ていたのかということ、情報、サイエンスカフェとか学園祭の案内をはじめ、町民にお知らせがなかったのではないのかということもちょっと質問させていただきたかったのですけれども、申し訳ございません。これ次回のほうに……

「こちらからお断りしているから」と言う人あり]

○2番 藪之本佳奈子議員 その辺もお聞きしたかったのですけれども。

[何事か言う人あり]

○小林武雄議長 では、伊藤企画財政課長、最後に。最後にまとめて。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 サイエンスカフェの情報のことですけれども、まずサイエンスカフェ、これ連携事業で行ってきたわけですが、令和3年の4月の段階で連携事業の調整を行いまして、板倉町は不参加ということで東洋大学からの承諾を得ている状況です。今回のサイエンスカフェ最終回、また学園祭、これに關しまして大学から情報提供、また町民に対します周知の依頼、これ一切ございませんでした。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 確かに今年は依頼はしていないと聞いております。ただ、以前、先ほども町長おっしゃっていたと思うのですけれども、断ったのですね、板倉町から。協力、広報紙載せてくださいという案内を板倉町が断ったというのは、どうして断られたのかなと思ひまして。

○小林武雄議長 まだ続けます。

町長。

○栗原 実町長 私からは、担当に断れと申しただけで、その先はどうなっているか分かりませんが。ただ、私は1年かそこらで町民が、何としても地域のために考え方を改めて、いていただきたいという県と板倉町の要望に対して一切聞かずに、一方的に自分の財政、財政難でもなかったのです。それを理由に撤退したということですから、1回、2回学園祭があろうが何だろうが、参考に1回参加して、1回分だけ余計にプラスになればという考え方の人もいるでしょうけれども、当事者としてはそんなに尻尾を振る必要もないし、今後の交渉を考えたらむしろ縁の切れ目は全ての切れ目ということの考え方で、私は大学側には断ってもいいのではないのとはしましたが、相手にどう通じているかは承知しておりません。

○小林武雄議長 以上で時間になりましたので、藪之本議員の一般質問を終了させていただきます。

ここで休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

休 憩 (午後 2時34分)

再 開 (午後 2時45分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、須藤稔議員。

なお、質問時間は45分です。

須藤議員。

[1番 須藤 稔議員登壇]

○1番 須藤 稔議員 議席番号1番、須藤です。先日の11月29日、火災で亡くなられたお二人の方に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

イノシシの捕獲箱を10月に設置をしていただき、地元の方々も早い対応だと非常に喜んでおりました。

それでは、質問に入らせていただきます。2025年問題、団塊の世代が後期高齢者になり、誰でもが元気で暮らせるよう、健康管理を行っておりますが、年齢を重ねるとだんだんと友達も少なくなり、家に閉じ籠もる方も多くなりがちです。私どもの地域では、元の行政区8区、北海老瀬ですけれども、人口約260人、そしてその中で65歳以上の方が117人、その中で75歳以上の方が58人、その全体が45%が後期高齢者です。もう2人に1人が間近に後期高齢者になります。そして、社会的つながりの希薄化が進み、孤独、孤立の問題は、高齢者だけではなく全世代の方々に波及し、社会全体の問題になっていることを肌身で感じております。

高齢者の集まりである板倉町老人クラブはいつ頃できたのか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変申し訳ありません。老人クラブの発足につきましては把握できておりません。申し訳ございません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 分かりました。全盛期時の老人クラブの活動ですか、また直近のクラブ活動の内容が分かる範囲でいいですから、お知らせを願えますか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現在町には13の老人クラブがございまして、町としては講師の派遣ですとか補助金等々で支援しているところでございます。それぞれのクラブごとに活動は様々でございまして、主に会員の交流を図っているというようなところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 それで、老人クラブが一番多かった時期というのはお分かりでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 こちらの資料でつけておりますのが、25年からつけているのですけれども、合計でよろしいですか。クラブ数の合計でよろしいでしょうか。そのときは、全体で20クラブありました。25年のときには20クラブ、現在が13です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 高齢者の生きがいづくりである健康づくり、仲間づくりには重要な役割を果たして

きた老人クラブが減少している現状に対して、町はどのような対策を考えているのか、お聞きいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 老人クラブの活動につきましては、地域の交流の場として有効な役割を果たしている。あるいは、さらに言えば今後目指す互助の活発化も期待できるものだと考えております。

現状につきまして考えますところ、老人クラブというのは住民自らが必要だと思って組織するものでありまして、町はそれを側面から支える役割ではないかなと考えています。現在老人クラブの事務局は社会福祉協議会に担っていただいておりますけれども、町としては先ほど申し上げたとおり、補助金の交付や様々なメニューを用意して講師を無料で派遣するなどの支援を行っています。クラブの減少傾向に関して、その理由等々を考えますと、加入しない、あるいは脱会する理由いたしましては、事業に参加するのはいいが、役員になるのが苦痛であるという声が多く聞かれています。また、次の役員の成り手がなく、何期も続けて役員をされる等々の話を聞くことがございます。また、社会全般として雇用年齢が延長していますので、加入して活動する方が実際に減少しているということが、クラブ活動が少なくなっている原因ではないかと考えています。

事業や運営や加入などに関しましては、町が直接指導するものではないと思っておりますが、加入されている皆さんが検討するときに、事務局である社会福祉協議会と連携して、町も一緒に考えていければなというふうには考えています。また、クラブ以外に町としてより身近な地域で高齢者が集う場として、地域の有志によるものでございますが、通いの場やサロン等の開催についても町は支援をしています。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 先ほどですと、やはり役員の成り手がなくなることが一番の原因ではないのかなと。私もそういう形で考えておりますが、地域で老人クラブの話をいたしますと、高齢者の方からは誰か立ち上げてくださいという声がかかなりあります。だけれども、その方に役員はどうですかという話をしますと、もう完全にバックをしてしまうという形です。それが、私どもの地域の感じです。

この役員構成というのはいろんな形で、私もちょっと調べてみましたら、6名ぐらいやはり必要だという形がデータとして出ているのです。会員の活動回数が大体年間おおよそ5回から8回、そして役員は年間に15回から20回は出ていると。確かにこれは役員になると大変だなという形がいたします。このような形ですので、役員を何とかつくれば成り立つという形を私どもは考えているわけです。この役員というものは、私が考えるのは、会長、副会長、そして会計兼書記、この三役ぐらいで老人クラブができるかどうか。この三役だけですと、何か不都合があるかなということをお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 自ら組織する会ですので、町が会長、副会長を必ず置いてくださいというのは指定はしていません。ですので、それぞれ集った方の中で必要な役員数を上げればいいのかと考えています。ただ、連合会に加入する等々になりますと、必ず代表の方は必要かと思えます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 それは、代表というのは誰か会長1人、何か置けば、県の連合会のほうにつながるというわけでしょうか。県の補助金も何か来ているという話を聞きましたですけれども、そうすると何か代表をつくらなければ県の補助金が来ないとか、そういう形であるのでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変申し訳ありません。会長を置かなければ県の補助金が来ないかどうかというのは、県の要綱を今読み込んでいませんので、はっきりお答えできませんが、必ず何か申請するときには代表名で申請するようなことになると思います。それが、会長という名目でなければならぬかどうかまではお調べがまだしてありませんので、お時間いただければ後日お答えしたいと思います。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 ありがとうございます。これで何とか自分のほうの老人クラブが少しでも立ち上がる可能性が出てくれば助かります。

次に、通いの場やコミュニティーサロンなど、地域によってはたくさん知らない人がいるということです。広報には何回となく確かに記載しておりますが、広報以外に町は今日までにどのような周知を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 通いの場、コミュニティーサロンなどの周知に関しましては、先ほど議員おっしゃったように、広報紙では何回かお知らせしています。

そのほか各教室に向いたとき、あるいは老人クラブ等々のお話のほか、チラシ、通いの場通信というのを発行しております、そちらにつきましては役場公民館で設置のほか、町内にある医療機関にもご協力いただいで設置をさせていただいているところです。なるべく多くの皆さんが目にしていただけるといってご協力いただいています。また、通いの場やコミュニティーサロンにつきましては、地域の有志の方が立ち上げていただいでいまして、その運営も町としては側面から支援しているという状況ですので、利用できる講座のメニュー等々は行っておりますが、実際に開催に関するお知らせは組織それぞれでやっただいでいるようになっています。

地域の方にお知らせですが、チラシの配布や回覧、直接のお誘いなどと伺っております。また、通いの場やコミュニティーサロンはまだまだ町内全ての地域では開催されていませんので、現状や立ち上げ、運営などについては、議員の皆様や区長の皆様に時折報告してまいりました。おかげさまで、今年度新たに1か所、通いの場が立ち上がりまして、介護予防や健康度アップに期待しているところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 やはり老人クラブだとか、そういう会合のところがあるというところ。やはりちょっと地域で分からないところがあるので、そういう地域を目指して何か集まる時に、せめて担当者がいて、こういう形があるのですけれども、こういう形をやりますとジュースの1本ぐらい出ますからという形を、そういう説明をいせば、五、六人でそういう場所をつくらうとか、そういう話ができると思うのですけれども、その辺の情報が自分の地域だと全くないという形なので、こうして質問をした。ですから、

そんな形で今後ともそういう集まる場所に行ってお説明を願えば、もう少しコミュニケーション、コミュニケーションというのは我々後期高齢者が誰か来ないかと待っている方もおります。そんな形でできれば助かると思います。そんな形でこれから進めていってください。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 須藤議員の話聞いていますと、役場をお願いしたい、お願いしたいということだけで、やはり先ほど課長が申し上げていますように、できれば必要性を感じるのは当事者だし、恩恵も当事者が感じるのですから、やはり自発的にやっていただくというのが一番よろしいことかなと。

どこの地域を見ても、この自治会だけはこういうてこ入れをしていますよということは基本的にはありません。同じような扱いをさせていただいておまして、これからなのです。ぜひ須藤さんがそういうお気持ちをお持ちでしたら、地域の言い出しっぺの一番リーダーとなって、町会議員ですから、引っ張ってください。ぜひお願いします。誰かに町だつて頼まなくてはならないのだから。論理的にそういうことになりますので、ぜひそういう意味では関心をお持ちだし、熱意もあるし、お仕事はいろいろ忙しいかもしれませんが、やはり周りから認められたリーダーでもあるわけですので、言い出しっぺになって、こういういい点もある、こういうマイナス点もある、聞いてみたらこういうところもあるけれども、でも総合的にはプラスではないかと、例えば私は判断する。だから、何とかつくりませんかというような、誰かが言い出しっぺです。それが、役場はいわゆるどこの町も公平、どこの自治会にも公平にPRをしたり、こういった場合にはこういう補助金が活用できますとかということは言えますけれども、特定のところへ入って行ってリーダーの発掘をしたとて、やはりそれは地域でみんな考え、結局役員となる人がいないということは、自分を考えるからいけないということになってしまうので、みんな。今老人会だけでもないですから。

だから、そういう意味ではこの間もニュータウンのある区長さんが、100人ぐらいの希望があったので、本当に参加しますかといったら、35人とか40人ぐらいで、思ったとおり100人近くも対象者がいるので、ご時世だから70人や80人は同意をして、威勢よく、威勢よくというよりも、わいわいのうちに出発だけはできるだろうと期待していたのだけれども、がっかりしてしまったというので、やめようかなんていう話もちらっとされたこともあったのですけれども、ぜひ30人だつて今。それは理想を向かえば何でも大きいほうがいいわけだけれども、初め小さく出発して、子育てではないですけども、小さく出発して大きく育てるといのが本来であるわけですから、ぜひそういう意味ではそれだけやる、参加しますという人が30人ぐらい。須藤さんのところ、そんな話だったから、ぜひ須藤さんがいろんな問題もそうすれば聞けるし、議員活動にも役立つし、ぜひそういう意味で可能であれば音頭を取っていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 私もこうして質問をするからには、うちの地区はほとんどできるという体制は。やはりほかの地区でも、自分のところだけつくったからいいわ。ほかの人でもやはりそういう形で増えていかないと。コミュニケーション、これが一番大切なのです。私も前回、独り暮らしなので、訪問でいろいろとお話をしましたが、これはやはりみんな集まったり、何かして、これが一番の健康の秘訣だなということいろいろんな形で忙しいながらも役員になるという方もいる。ただ、役員を継続するには、なるべくだつたら

年配の方からやらないとけつが続かなくなってしまうという形があるので、そこでちょっと今非常に苦勞しているわけです。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 普通、今須藤議員がおっしゃられたように、組織の役員というのは普通でいくと年の順からということで、そのほうが普通スムーズにいきますでしょう。

だけれども、我が24区などは全く逆なのです。老人クラブへ入って、一番上が88だの、例えば85だのというと、時によるとゲートボールだとか中央公園のあれへ出ていくのに、例えばそういう活動も参加するといった場合に、会長や役員が運転もできない。だから、区長さんが終わったら、若い順に。だって、最後は棺桶なのだから、我々は。そんなことを言って、自分の体も動かなくなってしまう。年の順だといったら、自分だってもう免許を取り上げられる年代なのだから。そういう特に老人会だけは考え方をしっかりと変えて、活動して、活発に動ける、思ったらやれる。そういった方は若い人だけ、若い人でなくては駄目なのだ。それを踏まえて、できるうちに何とかお世話になりたいと、お骨折りいただきたいという形でない、多分引き受けたにしても免許を返納してしまったから俺は行けないとか、みんな指導者がそういうふうになってしまうと、せつかつくった指導者が中心的になれなくなってしまうということも含めますので、ぜひご参考までにということで申し上げましたが、よろしく願います。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 いろいろご提案ありがとうございます。いろいろこうやって若いほうが確かにいいのは分かる。そうすると、長くその人がどうしてもやってしまうと。そうすると、これがやはりどこからか、そういう形で聞こえてくると。そうすると、もうそういう話が聞こえてくると、いや、私は退くと。そうすると、今度は次がなくなってしまうというジレンマがあるので、私どももそこそこの若いリーダーでやっていくような形を考えて、そんな形でこのコミュニティーセンターは終了させていただきます。

次に、支援が必要な高齢者について伺います。近年では、子供と別世帯で暮らしている家庭が数多くあります。実家に訪れる方も少なくなり、核家族化が進んでおります。独り暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、町は見守り事業を行っておりますが、高齢者夫婦や子供と親、また親と子、2人暮らしで支援が必要と思われる世帯に対してどのように対処をしているか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 先ほど議員が町の見守り事業ということで、独り暮らしの訪問を受けましたというお話をいただきました。ありがとうございます。

町の見守り事業につきましては、独り暮らし高齢者のほか、状況に応じまして高齢者のみの世帯、ご夫婦ですとかご兄弟のみの世帯、また独り暮らしではないのですけれども、日中若い方々が仕事などで不在となりまして、一人になってしまう方などに関しまして、必要に応じて対象者として訪問事業を行っております。高齢者に関しての情報はいろんなところから伺います。ご近所であったり、民生委員さんであったり、あるいは区長さんであったりというところがございますが、その情報を得たときには包括支援センターの職員と訪問担当者としてご本人と面談を行います。ご本人と相談しながら、必要な支援を計画していくわけでご

ざいますが、訪問であったり、電話での安否確認であったり、あるいは必要な介護保険サービスにつなげたり、また元気な方については実際に行っている介護予防教室へお誘いしたりというようなことで、個々人に合ったサービスを提供できればと考えています。また、その方に応じての対応になりますが、場合によってはご親族等への連絡もこちらからしている場合もございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 私も地域でいろいろ今回は4月ですか、回っていましたが、そこそこ高齢の方が息子と2人、そしていろんな方が2人暮らしで、その関係で今回ちょっとお伺いしましたら、役場のいろんな方が来ておりますかと言ったら、来ている方はいないという方もいるのです。ただ、それがはっきりと言えないと、来ていないか来ていないか、そういう方たちがいるのです。やはりそういう方たちというのは、ちょっと聞いてみたら回っていないのではないかと、それも見受けました。そのような形で今回私もこういう仕事をやっているの、いろいろなところを回っているの、気がついたところはまたお知らせをいたしますが、いろんな形でやっておりますが、そのような形で今後もう少し情報を出して、情報をまた探って、その人たちをやってもらいたいと思います。

思いやり福祉サービスの方が高齢者に買物や内外の簡単な清掃、洗濯、食事の支度、病院の付き添いなどを行っておりますが、特に月1回の木曜日昼頃、配食サービスの方などは、お弁当を渡すときに話しかけられ、次の仕事に支障が来すほど引き止められ、切り上げるタイミングに苦勞しているというお話を聞いております。人との交流や会話が健康の維持に対して有効ですので、2か月に1度の見守りサービス等情報を共有して、お話相手として地域で自主的に介護予防活動を行っているサポーターの方もおりますので、バトンをつなぐようなことができるでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 介護予防サポーター、あるいは認知症サポーターというのを育成してまいりました。なかなか個人々人へのサービスというのが踏み込みにくいところでしたが、このたびおしゃべり隊と称しまして、2人1組で対象者のお宅に行っておしゃべりをしてくるというのを始めたところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 これですと本当に2月に1回、多いときはもう少し回っているという話を、必要なところは回っているという話を聞きましたが、いろんな形でこれをもう少し幅広くサポーター、せつかく100名近くいるのでいろんな研修も行っている。それに合う方が、その人に合う方をいろいろと検討して、そういう形にちょっとお伺いして、お話相手などをすれば、もっとその人も健康的になるのではないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員先ほど来おっしゃっていましたが、地域の交流が大事だというお話でした。実際にはサポーター研修を受けた方が快く受け入れられる方、対象者の方が快く他人を受け入れられる方、あるいはどうしても受け入れられないという方もいらっしゃいます。実際には町の訪問の担当の方も受け入れたくないのだという方もいらっしゃるのです。ですので、できれば先ほど来孤独死の関係でもいろいろお

話ししましたが、地域での見守り、あるいは声かけなどが重要になるかなと思っています。慣れ親しんだ顔の方が声をかけていただけるのと、初めから全く知らない人が関わって中に入っていくというのがかなり難しいところもございますので、できれば私どもは地域での声かけ運動みたいのが進めばなというのも思っています。

なかなか一概に老人クラブだとか高齢者の健康づくりだけではなく、見守り活動というのはすごく重要だと思っていますので、民生委員さんをはじめ、1人では回り切れないところがございまして、町役場の職員だけでもなかなか回り切れないところがございまして、地域の組織、あるいは地域の有志を募ってやっていければなと思っています。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 せっかく見守りサービスの方がいろいろとその方とお話をして、情報が入ると思うのです。ですから、その情報を基にして介護予防サポーターのこの方でしたら合うのではないかと、そういう形の検討をしていけば、誰かが。全員が合わないというわけではないのです。そういうせっかく介護サポーターを一生懸命になってお話をしているわけです。そうすると、この方でしたらどういう方が合うかなと。やはりその辺のところを探りながら、必要な方にはこれを行ったほうが私はよいような気がするのですが、どうでしょうか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 必要な方には必要な方ということで、先日から訪問担当者が行っているお宅に介護サポーターのおしゃべり隊の派遣が始まったところなのです。ですので、それは少しずつ始めています。ただ、全ての方にこの方がというのが、まだ全てではないので、始めたところです。ですので、また議員のほうからもぜひ情報があればお話ししていただきたいですし、全て誰が合うかというのではなく、来るのを待っている方ばかりではないと思いますので、少し外へ出でて行きたいというのも考えていますので、いろんな施策を検討しながら、絡めながらやっていければなと思っています。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 ありがとうございます。いろいろとまた今後の課題として進めて、お願いをいたします。

次に、車で移動できない高齢者についてお伺いをいたします。車の運転ができない高齢者や免許返納者の買物や通院、交通弱者の移動手段として各市町村も取り組んでおりますが、今年3月、亀井議員が一般質問の中で高齢者の移動手段を取り上げました。路線バスやコミュニティーバスだけでなく、デマンド型の巡回バスなどの交通手段、また明和町の楽ラクシーの状況などが出ました。板倉町におきましても、こういった状況を判断しながら、今後検討していくことになると思っておりますということがあります。その後の検討は幾らか進んでいるのでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 まず、デマンドタクシーですとか、その辺の高齢者等の対応についてのことでございますが、前に検討をさせていただきたいということで話させてもらったと思いますが、こちらにつきまして

は今現在も各近隣自治体の状況ですとか、そのような情報を今収集ということで検討を進めているようなところでございます。

町には、高齢者向けに通院等の支援としましては福祉タクシー券の交付事業を実施しておりますので、免許や車がない場合で家族等の支援を受けられないなどの方を対象といたしましては、片道1,000円の補助を行っております。これは月2回を想定しております、そのタクシー券のほうを民生委員等を通じて交付をさせていただいているところでございます。最近では、医療機関による送迎サービスも実施されておりますので、情報収集、また情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 いろんな形で今後これも調査をしながら、いいところは取り入れるという形でお願いをいたします。

現在高齢者は交通機関が少ないために、運転免許の返納がなかなかできないという方がおりますが、板倉町で免許返納者はここ数年でどのくらいおるでしょうか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 こちらにつきましては、令和4年度の免許返納者ということですが、こちらのベースがタクシー券を交付した方の中で免許を返納された方ということですが、41名となっております。また、令和5年の11月現在ではちょっと集計がこちらに出てきておりませんので、申し訳ありません。分かりませんが、以上でございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 本当になかなか免許を返納すると、もう自分が動けなくなってしまうというので、子供が止めてもなかなか免許を放さないと、そういう方がかなりおります。

それで、これはかなりハードルの高い高度なボランティア活動になりますが、地域でボランティア活動に取り組んでいる介護予防サービスの方や、また福祉サービスの方、また一般の方からもボランティアの協力をお願いいたします。私なりに交通弱者への移動の組立てを少し考えてみました。まず第一に、運転のできるボランティアの希望者を募り、インフォメーションに会員登録をする。そして、2に運転免許の返納者は高齢者で、外出に苦労がある人がインフォメーションに会員登録をする。そして、3に利用者は送迎希望日をインフォメーションに連絡をする。4に、インフォメーションは利用者の会員登録済みを確認した上で、日時に合うスタッフがいないか確認し、送迎が可能か否かを改めて利用者に連絡をする。これらの流れが機能するまでにいろいろと行政もサポートするとか、そしてボランティアの方は燃料代だけは頂くということです。そして、燃料代だけでしたら道路交通法に違反はしないということを聞いております。そして、ボランティアの方は車と労力を奉仕いたします。そして、自賠責と任意保険で高齢者の方が車に乗り降りするときからけが、もしくは移動中に万が一事故に遭っても、高齢者の方でしたら自賠責保険と任意保険で同乗者の補償はできますということを保険会社から聞きました。このような仕組みづくりが検討できるかどうか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 須藤議員が今おっしゃったような形とびったり当てはまるかどうか分かりませんが、何年か前から、特に民生委員会等でふじみ野市に模範となるような民間ボランティア、しかも有料、有償ボランティアで、非常にうまくいっているというようなことも含めて、視察も2回ほどしてきておるようです。

私も1回同行いたしまして、どういう仕組みになっているのかということも含めて。ただ、市と町ですから、ボランティアの数が果たして必要だけ集まるかどうかという問題もありますし、細部について検討する課題もまだ洗い出しもしておりませんが、そういう意味では今きっと須藤議員が言われたような形にちょっと近いパターンで、もしかしたらこれから導入すべき方向性の一つとして研究すべきものかなというようなことを考えておるところでもあります。

ついこの間担当課長と係長に細部にわたる研修のときの資料も全部こちらに持ってこいということですが、ただ即座にすぐというわけにはいかないけれども、研究する価値があるのかなと。どうしてもこれから先、誰がどう考えても免許の返納、高齢化、それを一つは防ぐために自分から買物に出かけるというパターンと、向こうから来ていただくパターン、いわゆるとりせんとか2つほど、パルシステムもやっておりますが。そういった形等幾つか充実させないと、それでも自由にお買い物かごをぶら下げて、往年の時代でやれたような買物パターンというのは多分実現は難しいのかなと、幾ら充実しても。ただ、一定の年になれば、ある程度の選択の幅で我慢もできる。ある程度というのは、私もその中へ入っているのです。他人事を言っているつもりではないですから。75歳以上になれば。という考えも、あとは先ほどどなたでしたか、明和町の形なんかも聞いてみると進展をした流れの中で、思ったほどはうまくいっていない面なども聞きますし、現在試行錯誤中で、どの自治体も。だから、バスはめぐらせる。だけれども、バスも淘汰しなくてはならない。先ほど藪之本議員、バスの問題も議論したけれども。そういう中で、そこへ何を補って入れていくのかとか、総合的に幾つも組み合わせないと難しいのかなという問題。

あとは、俗に我々も常によく考えるのですけれども、案外簡単に口にするのです。ボランティアはこれから激減します。ボランティアは無償であっても有償であっても。だって、お年寄りが、我々の時代が70年まで定年が延びるわけですから。それから先は自分の体が起きるのもやっそこみみたいな状況にも入るわけですから。ボランティアは、過去60歳定年で、体の。それは言ってみれば、先ほど社協センター長も来ていましたが、シルバー人材もやはり人材難になってきているということから、全てのボランティア団体がみずほ会から含めてほとんど壊滅的ですから。だから、我々もやはり他力本願を基本的にはこれからは捨てなくてはならないだろうという、極論を言うと。自分がやりたくないものは、あるいは自分で欲しいものはみんな他人任せでボランティアと言って片づけるのは簡単だけれども、それはいればの話です。いなかったらどうするのかという究極は、最終的には実現可能なものを考えていかななくてはならないというのが、これは私も須藤議員なんかも言ってみれば同じ立場になるわけですから、そういう意味でそういう時代背景の中で何ができるかということも含め。やはり今の時代、無償だなんてとんでもないみたいなことがありますから、有償ボランティアを一つは入れていくことも方向性として考えられるかな。だけれども、有償だってそんなにお金まで払って。

ふじみ野市というのは、私が最初に行ったときはお金はほんの少しなのだけれども、自分がボランティアを利用して、例えば厚生病院とか病院に行ったりするときには、ボランティアを自分がそういう形でお骨折

りをした過去に経歴書を持っていると、優先的にそういう人から割り振ると。いわゆる還元というか。だから、ボランティアに手を挙げる人も今は元気だけれども、先々5年後、10年後に自分が弱くなったときに、今度は乗せていってもらうためのボランティアサービスを受けるための前倒しの奉仕。そういうものをふじみ野市で導入をしているということで、最近ちょっと注目をしているのですが、これとて実際探ってみればどういう問題点があるか。我々が聞きにいても、外面と、あとはいい話は教えるか、そんなこと言っただけでは分からないけれども。そういう可能性もありますので、そういう意味では研究の余地があり、あとは明和町はそれぞれ自治体でいろんな楽ラクシーだとか、あるいは予約車で衛星と結びついて順不同で乗合タクシーを使っているとか、なかなかそれも。3日とか、時によると予約がある程度しっかりしていないと、あとは年会費5,000円とか、そういったものも改めて必要とか、それぞれの特性もあるようですから。それで、どういふふうになって現在いいあんばいに当初の計画と現在やってみた結果としてどういふ格差があるとか、それも調べなさいということで指示はしてございますので、できるだけ検討はすべきだといふふうに思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 私も元気なうちにボランティアを、時間は自分でつくるものですから、これは。人がつくるものではなく、自分がつくるものですから、もしこういう形が自分が元気なうちにこれができるば、もう自分が率先していこうと。それは誰のためかというのではなく、自分のために。結局最後は自分のために奉仕をしていけば返ってくるという、それをやはり自分が考えているかです。ですから、できるだけこういう形を早めに立ち上げてくれれば、元気な方、我々の同世代の方がちょうどおりますので、仲間もおります。そういうのが立ち上がれば、本当にボランティアできる形はあるのです。ですから、今後の検討をぜひともお願いして、私の質問に代えさせていただきます。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。補足説明かな。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 すみません。議員、冒頭質問がありました老人クラブがいつからかといふのをちょっと要綱をめぐりまして、調べてもらいました。老人クラブ連合会が発足したのが昭和38年8月1日といふことでございます。加入数については、ちょっとまだ調べておりませんので、後日ご報告できればと思っております。

もう一つ、県の老人クラブの補助金の関係で、代表を置かなくてはいけないかといふところ。県の老人クラブの運営要綱といふのを見ますと、会員は60歳以上といふこと、そして役員につきましては会員の互選により代表者1人を置くといふのが決まっております。

以上です。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○1番 須藤 稔議員 ありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○小林武雄議長 以上で須藤稔議員の一般質問が終わりました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時30分)

再開 (午後 3時34分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

○議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○小林武雄議長 日程第2、議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてから日程第6、議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査結果の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算5議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第39号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について、議案第40号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第41号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第42号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第43号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての5議案であり、昨日本会議の終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号につきましては、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第39号から議案第43号までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第43号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することに決定いたしました。

これより議案第39号から議案第43号までの5議案につきまして一括で採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第39号から議案第43号までの5議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月8日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時39分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

令和5年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月8日（金）午前9時開議

日程第 1 請願第 2号 町道1070号線の拡幅整備について

日程第 2 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤	稔	議員	2番	藪之本	佳奈子	議員
3番	尾澤	将樹	議員	4番	青木	文雄	議員
5番	小野田	富康	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	荒井	英世	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	小林	武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
小林	桂樹	総務課長
伊藤	良昭	企画財政課長
栗原	正明	税務課長
佐山	秀喜	住民環境課長
新井	智	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
橋本	貴弘	産業振興課長
塩田	修一	都市建設課長
石川	由利子	会計管理者
小野寺	雅明	教育委員会 教育事務局 会長

橋 本 貴 弘 農 業 委 員 会
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

産業建設生活常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

○請願第2号 町道1070号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第1、請願第2号 町道1070号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井産業建設生活常任委員長。

[亀井伝吉産業建設生活常任委員長登壇]

○亀井伝吉産業建設生活常任委員長 おはようございます。産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、12月5日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、請願第2号 町道1070号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。請願のあった町道1070号線は、現況幅員が非常に狭く、自動車や農耕車両等の通行に支障を来しており、緊急車両の進入や消防活動が困難な状況であります。また、道路排水機能がないため、豪雨時は道路が冠水いたします。

このような状況を総合的に勘案して審議した結果、本路線の拡幅整備を行うことで、住民等の利便性の向上が見込まれること、また隣接地権者の同意もあることから願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択となりました。

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第2、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 中3日間というか4日間の12月定例会でありましたが、慎重にご審議をいただいたということで、まずは感謝を申し上げます。

今朝、先ほど直前で、私の秘書の飯塚氏が岩田の地先で事故を起こしたというようなことで、ちょっとどさくさをしておりましたが、人命には影響はないようではありますが、相手の女性が何か胸が痛いというようなことで、正面衝突なのか出会い頭なのか、出会い頭ということはないです。彼は館林市のほうからこちらへ向かったというところでもありますので、かつてあそこは、信号がつくまでは非常に1年間で七、八回も死亡事故があるので、何としても起きないうちに何が何でもつけていただきたいということで、その当時、何年前ですが、議会の皆さんのお力も借りて、それでもなかなかつかないのですが、いずれにしても信号がついた後、しばらくの間、そんなに魔の交差点にはならず今日まで来たのですが、ちょっと先ほど悲しいそういった訃報も入ったところでもあります。いずれにしても、車の破損は大きいようではありますが、飯塚氏は手首がちょっと痛いというような話だそうですし、相手が先ほど言ったように女性で、何か胸を打ったようだということで、先々さらに心配するような状況にならなければと、一応そんなところでございまして、まずは報告をさせていただくところでもあります。

先ほど定例会、17議案、原案どおり可決をいただいて、大変ありがたかったというお話を申し上げます。今回の議会については、人事院勧告を踏まえて町職員、会計年度任用職員の給与及び費用弁償、町長、副町

長、教育長、いわゆる特別職3職の諸給料、そしてまた同じく特別職、議会議員の議員報酬及び費用弁償等々の一部を改正する、その共通した条例の可決により官民格差の是正を承認をいただいたことを中心に、さらにはご承知の下水道事業の設置等に関する条例の制定、空家対策推進、あるいは国民健康保険条例、道路占用料徴収条例等々の一部を改正する条例の可決も同じくいただいたところであります。さらには、社会福祉協議会、3年に1遍の改定であります。総合的に勘案をして随意契約にて、経営内容も決して立派とも言えないのですが、悪くはないという状況で、ほかの業者さんに渡せるための条件がそろっていないということも含め説明をさせていただき、指定管理の随契の指定の承認もいただいたということで、それに加えて令和5年度各会計補正予算も認定をいただいたところであります。

また、ご承知の2日目には、館林では17人と行ったかな、一般質問があったようですが、板倉町もおおむね5人前後の議員さんが一般質問をしていただいているということも含め、少ないことがいいことなのか多いことがいいことなのか、これも考え方の相違がある場合もありますが、いずれにしても一般質問をいただきまして、福祉、教育、介護、それから公共下水道、あるいは自然災害、防犯、そして公共交通、あるいは東洋大学の撤退の関係、そして最後には健康づくりと、それぞれの視点から議論を行わせていただいたところはご承知のとおりであります。いずれの質問もそれなりに執行側、私ども側にとっても改めて検討を要する質問のあったところございまして、特に青木秀夫議員の過去の下水道特会に対する一般会計よりの繰出額累計等々を踏まえた今後のいわゆる下水道会計の見通しという形を取っての総合的な質問、非常に現状に対して町の対応を、もちろん我々も同じ方向性で同じく憂慮しながら頑張っているところでありますが、改めて指摘と激励と対処方を強く要請をされたというふうに理解をいたしておきまして、そういう意味ではこれをきっかけに改めて一考すべき大きく重要な内容だと思われる提案ということで、その具現化、今後どうしていくかということ踏まえ、企業との接触を含め、課長会として議論を交わす必要が当然改めであると考え、担当課長にそういったことを進める手順も含め、その前段として調査できるもの、各企業さんがどの程度、現在で公営企業を使わずに自家浄化をして排水しているわけですから、個人の家庭での合併浄化槽みたいな大きなのを入れて、そのほうが安いとあって、我々は当初から契約を入居、あそこへ入っていただくためのときに、もうこれでもかというほど強く勧めてはいるのですが、彼らも選択をする自由ということで、自家浄化を選んだ結果ということでありまして、そんなことも含め、そういったことも調査をしなくては一概に、突然行って、町が困っているからというだけでは済まないであろうということも含め対応してまいりたいと思っておりますので、そういった手順を含めて着手ができるように指示をいたしたところでありまして、青木氏ほか、また機会を常につかまえて捉まえて細かいご指導と、あるいは共に対処策を考えていくと。二元代表制であるけれども、時には当然一体となって対応していくということは必要なことであるということとで考えたところ、指示をいたしたところであります。

名前を続けて出して恐縮ですが、藪之本議員の東洋大学撤退についての質問は、町民の関心が高いことを示しているのであろうことは理解しております。県、大学、町の3者でこの先も含め、これまでも話合いの手順と条件整備等々も含め、あるいは当町としては他大学の進出撤退の例が近隣にもあったりいたしますので、そういったものを参考にすべく調査をしたり、そういった結果を持ち寄っての話合いとかいろいろ話合いを進めてまいっております。月に1遍程度そういうことで、そういう話合いを現在も進行中でありまして、一言で言うと発表すべきものがないから発表しないということの一言で、藪野本氏の質問には一言で

言えばそういうことでご理解をいただいたわけではありますが、具体的な相手側からの要請はないということで、まだ現状が示されていないというのが現状であります。これに対して町の姿勢は、もう最初から示してございまして、基本的には一方的撤退であれば町の困らない要請にできるだけ沿って撤退の方向を考えていただきたいということで、更地にしてどんな使い道でも自由にできるような形で対応をいただきたいというのが初めからの町の姿勢であります。それすらにおいても約2年以上経過しておりますが、方向性を示さないというようなこともありまして、苦慮を我々もしながらも大学の持ち物でもあるということも踏まえ、県とも相談しながらそういった方向性の具体化を大学に1回1回の話し合いを進めながら申し入れたり、また相手方の新しい提案があれば、それはそれとして町で示している方向で万が一なくとも、のみ込める提案であれば対応できるべくこちらでも検討をして、そういった対応の検討もしているところでもあります。今のところ、大学自らが本騒動というか本撤退の原因をつくった当事者でありますので、自学、自分のことだけでなく当然町や県に自分の起こした行動でどれだけの迷惑がかかっているかということは、当然学識の府でありますので、教え子、大学生、同じ学校を卒業した生徒たちにも胸の張れる対応をしていただけるのだろうとは期待をしておりますが、今のところは普通の株式会社と大差はない対応ということで、今時点では非常に残念に思っておりますが、それはそれとして、そういった期待をしながら具体的な提案を待っている状況であります。

具体的敷地所有者の大学側として撤退をする、いついつまでにという具体的な約束をした日時も現状では守れなく、一方的に8月、9月まで延びますよというだけで、非常に勝手なことであります。そういったことが町にどれだけの影響を受けるか、関係する議員や我々も、町民の要望に対して応えなくてはならない責務を追っているにもかかわらず説明ができない状況が続いているということもありまして、それだからこそ話合うという必要性もあるということもありまして、だんだんとそういった意味での感覚も、あるいはスピードアップも含めて、内容もより真剣にというかより具体的にならざるを得ないということで、いよいよこれからがそういう意味では山場になってくるのだろうとは思っております。

ご承知の駅名の変更や町勢の中心的なキャッチフレーズがなくなってしまった当町において、したがって、私はちょっとこここのところスランプが続いていると。そのスランプを解消する方法がまだないということもありまして、最近の日大も含め、首脳陣は何を考えているのだと。そこをお出になられた皆様方はきっとその自分の名前がマスコミに出るたびに恥と、世間に対する狭さを感じていることすら感じないですね。上層部は自分の、見たところですよ、御身を守るばかりで、責任のなすり合いみたいなのが見えるという、それは見た感じだけで言えばそんなところでもありまして、非常にこれからどのくらいの時間がかかるのかどうか。あるいは、我々は一方的被害者の当町と、あるいは群馬県と思っておるわけではありますが、そういったことに対する常識的な対処もいただけるのだろうとも思っておりますが、果たしてその常識の違いがどこに出てくるかというふうなことも含めて非常に慎重な対応も必要になってくるだろうということで、さらに具体的な話を続けていくような計画になっております。そういう意味では、まさに指折りの学校でもあるわけありますので、この間も申し上げましたが、十分フェアな交渉の上、県、町、大学、3者常識的な範囲内での解決が最終的には得られるであろうと。そうならないと合意が取れないわけですから、そこへ落ち着くのであろうとは信じて疑わないところであります。

ちなみに、町としての言い分は、先ほど言ったように従前の状況にして返してほしいと。出ていくことに

ついては、できればしてもらいたいけれどもということで、それ以上のことは申し上げておりません。理由は、生徒数の減少が大学経営に圧迫する。東京駅を中心とした南関東、北関東では、学生数が北関東は半分しかない。そして、競争倍率もそういうことを踏まえた上での競争倍率の低下から偏差値も下がり、大学の質も下がるということで、それが撤退の表立った理由でありました。ついこの間も昨日も申し上げましたが、思い起こせば、割合静かな小野田富康議員も相当激しく、「株式会社と変わらないではないか」とか、そんな発言も多分記録に残っておりますし、ここで新人の議員さんを除いて全ての議員が東洋大学の安齋理事長がここに来て激しい質問に浴びせられた。その前段で私ども執行部はもっと激しいことも言ったりしておりまして、それをいつになったら結論を出していただけるのか、自分のことだけで頭が精いっぱいでは子供を教える資格はないだろうなんていう、そんな学校かというふうに今のところ思っても、我々がそんなに間違ってもいないのだろうなというふうに感じざるを得ない状況だということは再三にわたって申し上げてあります。そもそもがなぜ、例えば我が町が従前の学校ができる前の状況に更地にして、撤退するというところでやむを得ないので、幾らお願いしても撤退するということでは。では、きれいにして、それは我が町がいかなるその土地に対する要望があったときに最もよい状況を選択できる、いわゆる町にとって最も利益が上がりやすい選択の自由ができるような状態にして、またその跡地に、校舎を壊すのにはお金がかかるから、ほかの学校を紹介するなんていう、それが先端大学の話であったでしょうけれども、最終的にはその大学の話も既にそのいわゆる話の中心である西という方は既に自己破産をいたしておりますし、いろいろあるわけですが、いわゆるそういう意味で、相手側にとっては、徹底する側にとっては、できれば校舎もゼロにしたくない、価値があるのだから売りたいとも思っているでしょうし、あるいは解体をすれば何億円か何十億円かかかるに決まっているし、さらに何百本か、1,000本ぐらい打ってあるのか分かりませんが、何本打っているか。地下電柱2本分ぐらいつないで地下へ全部ぶち込んであるわけですから、それも全部抜いていただきたいということだとすると、大学はやはりきれいに撤退するにはそれだけの、要はお金の出し惜しみなのです、お金の出し惜しみ。相手側にみんな、例えば東地区にあった農協も板倉のネモト自動車の前にある農協も撤退するときには更地にして、あの高台でもくいまでちゃんと抜いて、鉄筋コンクリートは壊して、いわゆるほかの鉄骨製の今、川野辺運輸、県議が自分の利用価値があるところは彼が借りましたが、いわゆるそういうふうにしっかりと立つ鳥跡を濁さずということでも、そういう例も強く見ておりますので、それらの要求を最低限我々はしているということであります。

ご承知のように20年間以上いても、板倉町に対しては税的、経済的効果は全くゼロ、もしかしたらそれ以下に等しいということでもありまして、さらにその跡地を学校などと簡単に言うことは、この先も町のそこから上がる収入はゼロかもしれませんし、学校であればです。あるいはそのほかのいろんなことを考えると、学校というのもそんなにうなずけない。いわゆる大きな大学が採算に合わなくて撤退するのに、それより小さい規模の大学が進出したとて、生徒の減少数はここ先何十年変わらないわけですから、当然経営難が出てくるであろう。弱いほど経営難が大きく響くであろうということも含め、同じ教室を使って同じ同業者の後任、後からの例えば進出については、基本的には当町としては、先々また今の同じことを繰り返し、なおかつ今度はスパイラル、期間のスパイラルが短くなることによってまた撤退の問題が起こる可能性も大きいということも含め、総合的に考えた上です。ですから、町民の間に、あそこのサッカーのコートを貸してもらいたいとか、陸上競技場があるから貸してもらいたい、使わせてもらいたい、あるいはテニスコートが

云々、教室も一部図書館も調理室も使わせてもらいたいとか、それはただくれておいて置かれていても、今度はもらえば必要がなくなったものを解体も全部町でしなくてはなりません。この部分とこの部分だけはお金を出してただで借りるのか、そんなことも含め、世の常識ではそんな程度のものは交渉の材料にはむしろ邪魔になるというのは県とも町とも一致しております、個人的にあれが欲しい、相手だってグラウンドを1つそこを貸したということになれば、向こうが今すぐ買いたいという契約が来ても売れないとか、いろんな事情も当然、それは町へおもしろとなって押しかかってきますから。ということで、処理するには一括でということでありまして、いろんな声があるのも承知をしておりますが、まだその声を取り上げて、いわゆる交渉のテーブルにのせるというつもりは、今現時点ではまだないということもありまして、したがって住民の皆さんの個人的な非常に狭い視野での考え方について応える必要もないし、応えていたら切りがないということにもなりますので、またその実現性もあるかどうかとも分からない。貸していただく、貸していただいたら幾らで借りるのか、大学側が欲しいと言ったら幾らの値をつけるのか、ちゃんと先々まで考えて発言をしなくてはならないということにもなりますので、今のところはそういった町民の声を一々一人一人聞くつもりはないということでありまして。まずは、一括して大学側が町に対してどういう青写真を、当然あと何か月かで撤退を本来であれば完了するわけですから、既にその後は板倉町さんに対して、あるいは東洋大学の駅の名前もどう変えるのですか。それに対しては、この間申し上げましたが、お金もかかるでしょう。地元で出せと言うのですか、出しましょうと言うのですか、みたいなことも含めていいかげんな対応はできないというふうにも思っております、それも交渉ですから、町の主張ばかりが果たして通るのかどうかということも常に考えながら現在は推移しているところであります。

そういうところでありますので、基本的な更地返還についてをどう考えるかという、まずはそういう結論が返ってこないことにはそれには応じられない。応じられないとすれば、では校舎は置くのですか。置いた場合には課税しますよとか、もうこちらはちゃんと答えもしているわけですから。では、お金さえ払ってくれば10年でも20年でもあそこを無人の状態で置くのかどうかとか、いろいろ相手様にも権利と義務があるでしょうし、私どもも権利と義務を持っておるわけでありまして、最悪の場合は裁判にでも何でもなるかもしれないという、究極はそういうところまで想定をしながら板倉町の知恵を、大学側の知恵と知恵をぶつけながら、向こうは自分を守る、向こうの守るということは、一口で言えば最少のお金で撤退したいという、ただそれだけです。向こう様は。我々は、総合的にこの後、望まなかったのですが、何十年かで大学がこの地にいてくれるというのであれば、先代の町長が手を、三顧の礼を引いていわゆる招いた大学さんですので、町からは出て行けなんてことは1回もしたことも言ったつもりもないし、またこれからも採算が合おうが合おうまいが、招いた企業がこの地にずっと腰を据えて頑張ると言っている限りは、大学さんの位置づけと大学の土地は、ほかのサントリーに貸した気になれば、全然なんていっても、追い出すわけにはいかないわけですから、それは守ろうという決意で来たわけですが、しかし自ら撤退をするということになれば、我々にとっては、考えようによっては、何十年か一遍に、望まないけれども新しいスタートが切れる可能性のある時点と。ですから、それを事によると対応の仕方によると潰すおそれもあるということも含め、これから20年、40年、あの後に学校が来たら、またずっとその次来た学校が潰れるまでずっと学校が納税もしませんし、いろいろ町民に対して見せかけのサービスをするでしょうけれども、何とかカフェだとか、そういった少数の皆さんの考え方等においては、対応も総合的に考えていく場合には難しさもあるということで、今交渉中と

いうことで、やっていないということでもあります。

そういうことで、もうしばらく町民の皆さんにもこれ以上の話はできないし、このくらいの話はずっとしてきているのです。宴会あるいは重要な商工会さんの席だって指摘しています、大学の状況については、須藤さんもこの間、大月寿しさんで一緒にいたでしょうし、知らないとは言わせないし、そう言ってきております。ということも含めて、もう少しこの状況を待ちながら、状況の変化がやがて、だって、延ばせば延ばすほど大学さんが板倉町のことを考えていないということは事実になりますから、ということでもあります。

そういうことで、考えをもう少しすり合わせをずっと続けていきたいと思えます。それでもおおむねの目安が出るのはそんなに何年も、10年もかかるとは思っていませんが、県が一番考えているのは、10年先も空きビルで、周りの草も全部東洋大が管理するのですから、借りているうちは。町がテニスコートを借りたらテニスコートのところだけを管理するだけで済むのかどうか。虫食い状態の借りたところだけ管理、全部管理してくれなくては貸さないよと言うかもかもしれないし、貸すので、こちらが欲しいと言ったら貸してもらいたいという、欲しいという姿勢に成り代わったら、ただでくれようものだって幾らで、どうせなら買ってくださいと言われるかもしれないし、いいかげんなことを本当にここで間違ったことをやられると困ると思います。したがって、町民の皆さんの、勝手に寄せて、勝手に好き放題の意見を言わせてということは、先々責任のない意見にもなると思えますので、議員さんのお立場としてそういうときには結果論は結果責任も法的に生まれますので、何億円になるか分かりませんが、損害もです。慎重な対応をお願いをしたいというふうに思っております。

そういう意味で、我々も一生懸命ニュータウン問題に対応しておりますが、まだ大筋の解決には相当の時間がかかることは必須であります。それと並行して、板倉町の議会にもニュータウン対策特別委員会がこの間の6月の時点ですか、十何年も開店休業になっている。役が欲しいのか何が欲しいのだというようなことも含めて、議員さんにちょっと強めなご挨拶をさせていただいたところもあります。個人のいわゆる行動でなくて、みんなで先ほど言った行動一つで大きな間違いを起こしたり反省をしなくてはならない状況に陥る可能性もあるものに対して、団体に議論をして、いわゆる議会のニュータウン特別委員会であればそれがそれを利用して真剣に議論しながら、議会とでは執行部で、議会はこう思うが、町の姿勢に対してどうだとすり合わせをして、では議会としてまず行って大学側と交渉してもらいたいとか、そういう意味でのしっかりした対応はこれからさらに必要になってくるのではないかというふうにも考えておまして、せっかく委員会を立てながら、また4年間開店休業にするのですかということも含め、大学の問題だけではありません。みんな町にやれ、町にやれと言っておりますが、皆さんも町の中の2分の1、二代表制で皆さんにも責任があるのです、本当のことを言うと。それを言うと我々が責任逃れをしているように聞こえるのであれですが、皆さん方も同業者なのです。安芸高田市の市長の言い分によると、議会のほうが責任が重いなんて言っているのです。いろいろそういったこと、責任がどうのこうのではありませんが、ぜひ大学の問題は問題で難しいとして、県も入っていますから。板倉町と板倉町の議会が合意してたとて、県に相談をして、県と一緒に考えた上でゴーサインが出なければ動き出しも難しいという面もあるということも含め、県が入っているということはそういうことですので、知事まで入っているわけですから。ということで、それはそれとして、大学問題も含め、ニュータウンの問題はまさに住宅販売の問題、皆さん方は他人事のように言って、町の責任、町の責任と、町の中の2分の1の責任はあなた方にあるのですよ。何の努力をなされているのです

か。ニュータウンの議員さん、どうなのですか。

そういったことを含め、住宅の販売の関係も企業誘致の関係も大学撤退の関係も商店街形成の関係も、その他環境問題、池に草が生えているの、環境がいの悪いのという問題もしっかりと町とともに汗をかいて解決の方向を打ち出していただきたい。議員で議会であればどういう方法を取るのかというのを、例えば議会として案を提示していただきたい。一般質問でこう思うのだというように。それがいわゆる執行部側と議会とそれぞれ団体の努めでもあろうかと思っております、皆様方はちっちゃい問題を上に、お金を使う問題だけあれやれこれやれと言っているだけで、責任を持った解決に少しも、はっきり言えば対応を取っていないというふうな感じもしないでもございません。ということで、ぜひそういう意味での今後の努力もお願いをできればというふうに考えます。ニュータウンの充実のためのさらなる対策、これは批判だけでなく成功実現するための努力も2分の1は議会の責任です。法の位置づけもそうなっています。早速あしたからでも議長、あるいは特別委員長を中心に積極的に具体的に動いていただければ、それは何より町民にとってさらなる強い味方が、今までも強い味方でもあるのですよ。でも、この10年間、全員が加盟しているニュータウン特別問題、先ほど言ったように挙げれば幾つもあるわけですが、一つも対応されていないということを考えてみると、私どもの対応がうまくいっていないので、それを議会さんに求めるつもりはありません。一緒に我々も全力でやってもなかなかもうこれ以上の知恵はないということまで、県も巻き込んできていまして、そういう難しいところですから、さらに議会は議会としての動きが形をつくる、浮上することによって新しいインパクトもあるかもしれないということも含め、そういった面の期待もするところであります。

今日この後休会中の皆様方に与えられる権利、使っているのですか。調査権、権利が与えられますから、議長から。ぜひ使っていて、積極的に先ほど当町が抱えている諸問題も、我々は我々で一生懸命やりますから、皆様方もそれぞれ自分の月給をもらっている立場として、月給だけはいただいてという発言をしましたが、1会議1回、2回の発言で月数回の会議で、それで議員活動をしていると思っておりますか。1時間当たり4万円にも5万円にもつきますよ。ということも含め、町長の給料より皆さんの給料のほうが高いかもしれない。ぜひそういう意味での。それに加えてもっと言えば、今日はもう徹底的に言いますけれども、今年から今回の選挙から、国民の生活の身分は下がっているのですけれども、人事院勧告だけではないのです、町会議員も特別職には。我々はこの次の選挙ですけれども、公用車も看板も出す印刷物もみんな国費でやっているのです、皆様方も。前よりも待遇がよくなっているのです。あなた方が特別。そういうことを考えたら、当然月給泥棒にはなってしまいますから、やっていただきたいというのは町のトップの町民の姿勢を代表して述べる私の務めですから、あえて今日は言わせていただいているのです。時折の会議へ来て、指されたら1回か2回、普通の町民と同じようなことを言って、なおかつ月にそれが何回あるのか勘定すれば分かると思えますけれども、1回当たり幾らつくのですか。それが議員の仕事はそんなところだけではないです。ということも含め、ぜひお考えをいただいて、我々と同じ責務を持っている。役場がどの職員がどのと批判をするのは、それは我々が甘んじて受けますが、皆様方は批判だけでなく、やはりやる責任を持っているという意味では、ぜひ今後もお願いをしたいと思えます。

そういう意味では、重ねますが、議会議員の仕事ということのを再認識いただいて、さらに国のほうは議会議員の成り人がいないということで、今までよりも対応を高めてきているのは事実ですから、役場の職員よ

りも臨時に上がってきている、役場の職員は民間が上がったからそれを後追いで上げるということだけです。議員の皆様にはこの前の立候補のときと今回の立候補で1人平均、後で計算させますけれども、何十万円かの立候補準備に対して国からの補助も出ているのです。それだけ楽になっているのです。お金必要ない。だから、仕事していただきたいということなのです。ということは言えようかと思っておりますので、そこら辺のところも、素晴らしい議員さんですので、当然認識いただいておりますので、再認識をいただいた上、町との連携は重要ですので、できる対応は私どもも一生懸命いたしますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ただ、ちょっと一言だけ、くどいようですが、ただし個人プレーは禁物だと思っております。結果責任は個人であれば個人がしょうことになります。団体であれば団体がしょいます。ということで、例えば町長とて裁判一つ起こされても町費で対応します。しかし、町費で対応できない部分もあります。そのために1億円の保険を掛けています。掛ける用意もしています。個人的にです。裁判に対する費用の対応策としてとか。そういったこともあるので、それは個人の問題ですが、人のためによかれと思ってやったことが万が一間違ったときにでも個人プレーは責任を求められますよと。今は役場の職員でさえ、公務員は一切の責任は課せられないと言われてきました。しかし、ご承知のように全国で、市の水道課の職員が水道の掃除をして、きれいに水を抜いて掃除をして、水を今度はため始めて、それがずっと貯水して各市へ配水される、配水とは水を配るということです。その栓を閉め忘れてしまって、幾ら流しても貯水槽がいっぱいにならない。400万円も500万円も今請求されて、それ裁判を経た上ですよ。公務員であっても。個人の責任を追及させる時代であります。そういう例も今ぼんぼん出てきています。したがって、思いつきやあれだけで個人プレーを、これは役場は個人プレーは基本的には徹底してやりません。組織が組織でできていますから。ただ、議員さんは議員という立場がどの程度有効かも含めて、はっきり言うと勘違いをなされないでいただいて、個人プレーが過ぎたときには、万が一のときには大変な額の損害賠償も請求する場合がありますので、それは承知をしていただきたい。浅学で身勝手な行動により取り返しのつかない結果を招いたときは、町の将来をさらに左右することになりますので、個人プレーを慎むのは当然のことと思っております。したがって、行動を起こすには議会一体となって、そのために長や副や委員長や皆さんがいらっしゃるわけですから、こういうことをやりたいのですけれどもどうですかと。特に新人の議員さん、最近見ますとそういう行動がちょっと目立ちます。構わないですよ、責任は皆さんにあるのですから。ということですから、そういったこともせっかくのところですので、活動をするなということと個人プレーというのは別ですから、個人プレーでなく団体プレーで行えるように、それで話し合いをし、問題点をみんなで議論して、ではそういう方向性でやってみるかとか、それはみんなの責任分散になるわけですから、ぜひそういう意味ではよろしくお願いをしたいと思っております。

ということで、原文をこんなに長く書いていないのですけれども、自分で書いているのは書いているのですけれども、いろいろ説明を加えながら長い挨拶になりました。でも、最後に一言だけさらに加えます。

さて、ここ10日余りで身近に町内でも死亡の火災が2件あったり、つい二、三日前も火災があったり、あるいは昨日ここ二、三日前ですが、昨日葬式へ行ってきましたが、町内の有力企業の48歳の若い所長さんが突然死をされたとか、あるいはご承知の郡内邑楽町の町長が、これはやはり上ればやがて下りるので、ずっと統制しっ放しなんてのはありっこないということは忠告してきているのですが、そういう結果が来て、

それは当人にすればつらい悲しい出来事だったのかもしれませんが、新しい挑戦者にとれば華々しいやるぞという気合に満ちた出発でもあるわけですが、いずれにしてもこのわずか3日、4日の議会の前後でも、そういう意味で激しい世の流れみたいなもの的一端を見ることができようかと思っております。それは、厳しい変化にさらされるということでもあります。今年1年の反省と次の1年への期待と要望、そして計画、いわゆる予算どきというのはそういうことではありますが、そういう入り交じった12月ももう残り20日となっております。我が家にも皆さんより多少交流の幅が広いせいかどうか分かりません。こんなにもかというほど来年の年賀状の辞退、「喪中ですので」が届いています。うちへ帰ると10枚も15枚も。昔よりご丁寧になっているのです。私の妻の姉だとか、それも親族ですから出してまずいということはないけれども、昔は経済的にそんなに余裕がなかったから、自分のうちの同じ生活をしている直系の妻とか親とか子供とかでない限りはあまり出さなかったけれども、あれっ、葬式にも何にも行ってないけれども、このうちの兄さんが亡くなってしまったのだ、知らなかったというのがいっぱいあるのです、1日10枚も何枚も来るのが。それは、時代の流れで、豊かになったからそういうこともできるのかとも思いますが、いっぱい来るということで、これらもお祝いではなくて悲しい手紙が配達されてくるわけですから、決して明るい気持ちにはなれません。

耳を澄まして、近所の集会や友達との会合、あるいはいろんな町長としての務めの中での出る話、跡継ぎのない高齢世帯の話、廃屋の話、荒れ果てた市街化区域の中の畑の話、気がついたらうちが燃えてしまうけれども、たばこの投げ捨てが心配だねとか、あるいは墓じまいの話、墓じまい、それから葬式も最近はまだ大きい葬式に我々も過去慣れてしまったせい、行ってみたら俺1人だったよなんて、そんな葬式の話も結構聞きます。それがいい悪いではありません。しかし、家族葬なんて今言わなくても家族葬だよとか、現実がそんな状況になってきているのです。それから、個人商店の閉店、それは生活の不便化にもつながりますし、また一方では免許証の高齢者講習へ行ってきたからどうの、あるいは返納がどうの、あるいは近所を見ましても役場の中を見ましても、耳の痛い人もいるかどうか分かりません。それを言うとかワハラになるかもしれませんがあまり言いませんが、未婚男性の増加、老老世帯、さらにはそういったものをバックにした電話詐欺、この間の一般質問でももちろん出しましたが、電話詐欺に遭わないように補助なさいという、何でもお金で解決がつくのでしょうか、よく考えてみるべきだと思います。電化製品の使い捨て化、テレビで内容のない吉本興業化、えへらえへら笑って、人の頭をはいたり蹴飛ばしたり、それでわっはっは笑っている国民の墮落みたいな、私はそう考えているのです。皆さんはどうか分かりません。あるいは最近SNS、IT、ユーチューブ、いろんなものが発達をして、ある意味では国策のテレビみたいな番組は衰退をしていますが、前進しているのかよくなっているのか、自分の名前は隠し人を攻撃する。批判の言い放題。自分は守って明かさずに、社会はそういう人に限っては不参加、権利の主張は、これは昔から言われますが、権利の主張が強くなれば義務が劣化していると。今どうなのでしょう。権利に対して議員さんも、お金のない人を助ける権利、助けなくてはならないという、そういう義務もそれはありますけれども、比較的権利に対して代わって我々に主張するけれども、義務は代わって伝えていただけないのですか。町民のやるべき義務とか町民がクワガタがカブトムシが多くなったから何とかしてくれよ、町で取ってくれよなんて権利は代わって請け負ってくるけれども、では町民の義務とは何なのだとということ、それは一般の皆さんには申し上げません。議員の皆さんですから、そういうバランスの取れたことも考えていただきたいということを行うことです。

そんなことで、結果は、何回も何回も繰り返される、政治家はうそつき、弁明のし放題、学長、理事長までいって、これは今の時期で言えば日大のことになるのですけれども、まるで責任のなすり合い。副学長は元の検察官でしょう、検察官、検事。それから、まさに昨日今日あたりに起こっている政府幹部のはぐらかし、答弁もしない。マスコミも幾ら追及しても松野官房長官なんか全然答弁もしない。いつの間に日本というのはこんな日本になってしまったのでしょうか。総じて厳しいことを言わずに優しいことを、緩いことをどんどん、どんどん求めるだけの政治になってしまっているから、それは言い換えると、権利は主張するけれども義務は果たさないというのは、言葉の表現を換えると老化現象だと私は思っています。年を取ると義務ができなくなるのです。若いうちは本当は口も利けないから代わってお母さんが子供の権利を主張する。だけれども、一番大事なところは、支えるところは義務のところを中間層がしっかりやっているからそういう若い子の権利と年寄りの権利がバランスが取れるのです。みんなが権利を主張するようになってしまったら義務は誰がやる。ですから、ボランティアが今、板倉町も皆さん何でもボランティアをお願いしたい、ボランティアを頼めばいい。ボランティアやる前に自分がやったらいいのではないのと、この間、失礼でしたけれども言いましたけれども、まして須藤さんこの間の例なんかは、自分でもそこまでまとめて、取りあえず出発は俺がやるかと言えば出発できるのですから、そんなに深い意味ではなく、須藤さんがまずやっていただいたら発足できるのではないのですかという話をしたまでですけれども、そういうことであります。

というふうにもいろいろ考えると、繰り返しますが、こんなばらばらな日本にいつの間になってしまったのだろうなど。果たしてこれ取り返しがつくのだろうか。そんなことを我々も暇を見ながら分析し、町長室で腕を組み、自分の例えばやっていることも反省しながら考える日がここ最近はあるということでもあります。そんな中でもありますが、決していい話でないばかりをずっと先ほどから並べたわけではありますが、そういったことも含め反省しながら、やはり体が基本ですから元気に頑張って、みんなが振り返ってやったななんていうことは、大きな花火はそんなに上げられないと思っております。もうこういう時代ですので、近づいてくる新年に向かって大きな花火は上げられなくとも、ちょっとジャンプしたら手の届くぐらいの、幾らジャンプしても届かない花火というのはやはり見るだけの花火ということで、実現可能な範囲内での手の届くような位置に目標を設定し、それでは人によっては目標というのは、少年よ大志を抱けからすれば、目標が大きいということのほうが見栄えも聞き映えもすばらしいのですけれども、実現しなければ何の意味もないというただの夢の話。もっと言えばうその話ということでありまして、政治家は、私はそう考えているのですが、できないことを言うより、ちょっとジャンプして手の届くようなことを着実に実行していくと。それは、もしかすると大きな花火を期待する人には大した何の政治でもないなんて、俺ならなんて言うかもしれないけれども、それはその人なりの考え方でよろしいと思っておりますが、少なくとも私は来年に向かって厳しい、そういう意味では暮れの中で、来年も目標設定をし、先ほど言ったいろんな面での総合的な財政を踏まえた予算組みをするわけでもありますので、そんな小さい1万四、五千の町でたまげるようなこともできないというのはもう財政的に明らかなのですが、それでも他町にできないこともやっているという自負もありますし、学校給食とか。いずれにしても、そういう意味では来年に向かって実行感、達成感、あるいは小さな幸せ感に浸れるような、そんな手堅い形を何とか来年も続けていければというふうに思っております、そういう意味で頑張ってまいりたいと思っております。

議員各位には健康で明るい新年を迎えられますよう祈念して、12月議会の長々としゃべらせていただきま

したが、一般質問をやった気になればまだ1時間もしゃべっていないですからいいでしょう。ということで、12月閉会の挨拶といたします。どうぞ明るい正月とご健康でということをお願いをいたします。ありがとうございます。

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和5年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前10時00分）